木と生きる幸福

住友林業

FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

住友林業グループ
CSRレポート 2018

Contents

2 トップコミットメント

CSR活動ハイライト
4 ハイライト1 気候変動への対応
6 ハイライト2 木化事業の推進
8 ハイライト3 生物多様性の保全
10 ハイライト4 責任ある木材調達
12 ハイライト5 再生可能エネルギー
14 ハイライト6 働き方改革の推進

16 住友林業グループのCSR経営
17 経営理念とCSR経営
21 CSRに関わる各種方針・考え方
27 ステークホルダーエンゲージメント
34 SDGs達成に向けた取り組み
37 CSR重要課題とCSR中期計画
39 重要課題1
41 重要課題2
44 重要課題3
46 重要課題4
47 重要課題5

48 ガバナンス
49 コーポレートガバナンス
58 リスクマネジメント
63 コンプライアンス
67 事業継続マネジメント
69 情報発信と保護・情報セキュリティ
71 知的財産管理
72 株主還元とIR活動

75 事業を通じた貢献
76 事業の全体像と影響の範囲
78 住宅・建築事業
114 流通事業
126 製造事業
133 森林経営
149 エネルギー事業
156 高齢化社会に応える事業

158 社会性報告
159 人権尊重の取り組み
162 健康および安全
172 雇用と人財育成
184 社会貢献
200 品質関連認証の取得状況
202 社会性関連データ

208 環境報告
209 環境マネジメント
218 気候変動への対応
236 廃棄物・汚染への対応
254 生物多様性の保全
260 水資源の有効利用
262 環境関連データ

270 会社概要
272 編集方針
273 社外からの評価
277 GRIスタンダード対照表
292 第三者保証報告書

【報告範囲・発行日】

報告対象組織：
住友林業株式会社を基本としていますが、住友林業グループ全体の報告を行うことが重要と考え、
グループ会社の情報開示の拡大に努めています。

発行日：
2018年9月

報告対象期間：
2017年4月～2018年3月
（報告の一部に、2018年4月以降の活動と将来の見通しを含んでいます）

お問い合わせ先：

住友林業株式会社 CSR推進室
TEL 03-3214-3980
URL https://sfc.jp

TOP COMMITMENT

「時間財」としての「木」を活かし、持続可能な未来を見据え W350で「環境木化都市」の実現を目指す

代表取締役 社長
市川 晃

経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

新たな理念体系で未来に向けた一歩を

住友林業グループは、この4月に理念体系を整理し、2001年に制定した経営理念・行動指針の一部改定を行いました。木材建材事業、注文住宅事業、山林事業を中心としていた当時と比べると、従業員数、売上高ともにほぼ倍の規模に成長したと同時に、事業内容も事業展開する国や地域も拡大しました。米国や豪州での住宅事業に進出したほか、介護付有料老人ホームやデイサービス事業、木質バイオマス発電事業など全く新しい分野に進出しています。同時に、私たちを取り巻く国内外の社会・経済環境も大きく変わり、企業の存在意義が問われる時代になってきました。

こうした変化を受けて、変えてはならない本質を守りながらも、変化に応じて新しいものを取り入れていく、未来志向でよりグローバルな視点から改めて整理したのが新しい経営理念です。その根底にあるのは「住友の事業精神」であり、「自利利他公私一如」という言葉でも表されるように、住友の事業は住友自身を利するとともに、国家を利し社会を利するものでなければならないという姿勢です。

2015年9月に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）では、世界が取り組むべき17の課題に対して、国の取り組みだけでなく企業にも大きな期待が寄せられていますが、当社グループの経営理念が目指すところとまさに一致していると考えています。2030年のSDGs目標年度に向け、住友林業グループは様々なステークホルダーと協働し、その達成に貢献すべく取り組みを進めます。

「時間財」を扱う住友林業の責任

SDGsに代表されるように、「持続可能性」という言葉を頻繁に目にするようになりました。その背景には、短期的な成果にばかり焦点があてられてきた結果、社会・環境面で様々なひずみが生じてきたことへの反省があるのではないでしょうか。だからこそ、長期的視野で「時間をかけること」の価値もしっかりととらえたいと考えています。

例えば木材は、真新しい時の美しさとは別に、10年経ったら10年経ったなりの味がでてきます。木の特性を活かしきちんとメンテナンスすることで、時間を重ねるとともに味がでて、それはかけがえのない大切な財産になっていきます。住友林業は、世代を超えて引き継いでいくことのできるこの価値を「時間財」と呼んでいます。

木は、育つのに時間はかかりますが、伐って使ってまた植えて育てることで、再生可能な自然資源となります。その生長過程で二酸化炭素を吸収・固定することから、温暖化抑制としても大変重要な役割を担っています。だからこそ、住宅にとどまらず中大型の木造建築物へも木の利活用の可能性を広げ、木の良さをより多くの方に実感していただくこと、そのために持続可能な森林経営、調達・流通に責任をもって取り組むことは住友林業の使命だと考えています。

木の可能性を追求するW350

住友林業は、「環境木化都市」の実現を目指す技術開発のロードマップとして、この2月にW350計画を発表しました。創業350周年を迎える2041年に、350メートルの超高層木造建築物を建てることを目指す長期的なプロジェクトです。建築構法や環境配慮技術、生物多様性保全、新しい木質部材の開発など、広い分野で研究・技術開発を展開していきます。

森林経営と木材利活用の両面でイノベーションを起こすことで、街や暮らしや人びとの生活を持続可能なものにしていきたい。人と木、様々な生物と地球が共生できる「環境木化都市」の実現に向け、W350計画を進めます。

長期的視点での目標設定という点では、2030年を目標年度とする初めての温室効果ガス長期削減目標も策定しました。産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるという科学的根拠に基づいた目標設定として、SBTイニシアティブにより認められたもので、2030年までに2017年度比21％の削減を目指します。

「CSRレポート 2018」は、非財務面の取り組みに特化し、株主やお客様、お取引先、そして社員や地域コミュニティなどの多様なステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを目的としていますが、昨年からは、企業業績とESGへの取り組みをあわせて「統合報告書」も発行しています。ぜひ併せてご覧いただき、当社グループの目指している未来や取り組み、そしてその成果をご理解いただく一助となれば幸いです。

HIGHLIGHT 1

気候変動への対応

環境配慮住宅の普及に向けて

住宅を販売する住友林業グループにとって、環境負荷低減にもっとも貢献できる分野の一つが、住宅居住時に排出される温室効果ガスの削減です。
家庭での一次エネルギー消費量をゼロ以下にするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を広く普及させることで、気候変動問題に貢献することを目指しています。そのため、2020年度までのZEH普及目標を80%と定め、事業を通じた取り組みを強化しています。

SDGsターゲット：7.3

2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○ZEHの普及・販売
○LCCM※住宅の研究・開発
○耐火・耐震など災害に強い住宅、安全な住宅の開発

※資材調達から建設・居住・改修・解体・廃棄まで、住宅のライフサイクル全体で排出されるCO_2収支をマイナスにする考え方。

経済的メリットも、環境意識の向上にも貢献

ZEH受注実績No.1 大分支店の取り組み

住友林業グループは、ZEHの普及・販売を促進しており、2017年度は全国で受注する住宅のうち33%がZEHとなりました。その中で84.7%という高いZEHの受注実績を誇るのが大分支店です。

大分支店では、ZEHをお客様に提案するにあたり、その特徴とメリットを丁寧に説明しています。住友林業のZEHの特徴は、太陽光発電パネルと家庭用燃料電池「エネファーム」によるW発電。電気とガスを併用することで、オール電化住宅に比べて光熱費が節約できることが大きなポイントです。さらに注文住宅によって培われた設計力の高さや「木」の断熱性能といった特徴も強みの一つです。

また、メリットについては、客観的かつ実体験に基づいた意見を社外の方からもらうことで、お客様の納得感を高めています。具体的には、現場見学会で実際にお客様が住んでいる家を訪問して年間の光熱費削減の様子を直接お話ししてもらい、さらにファイナンシャル・プランナーの講義を実施し、家計管理の側面からZEHによる光熱費の節約効果を解説しています。

ZEHを建築したお客様からは、節約効果のみならず、太陽光発電パネルの発電量と電力使用量が分かる室内モニターが設置されたことで、「子どもたちはゲーム感覚で節電を楽しんでいる」との声もいただくなど、ZEHの普及は、経済性の追求をきっかけとしながらも、エネルギー消費量の削減効果に加えお客様の環境意識を高めることにもつながっています。

ZEH普及目標・実績（Nearly ZEH含む）※

		2016年度	2017年度	2020年度
全国（北海道・沖縄を除く）	目標	5%	35%	80%
	実績	32%	33%	–
大分支店	実績	68.3%	84.7%	–

※受注ベース。なお、ZEHが「太陽光を含む一次エネルギー削減率が100%」であるのに対して、Nearly ZEHは「同75～100%」と定義している。

現場より

意識改革を行い、信念を持って提案する。

私はこの支店に着任した当初から、他社との差異化の一環として、また地球温暖化防止に向けて、ZEHの販売強化に取り組みました。全てのお客様への提案を推奨し、3年目で84.7%という高い実績を残すことができました。

特に力を入れたのは、営業担当者の意識改革です。関連知識や説明力強化のために、支店独自の勉強会やテストを実施するなど地道な取り組みを重ねました。これにより、「安易な価格競争に走るのではなく、居住時の固定費（電気代などエネルギー費用）の抑制や環境貢献という付加価値をアピールしていこう」という意識が、営業担当者にも浸透していったことが成功の大きなポイントでした。

ZEHに対するお客様の認知度も上がってきましたので、今後もさらに普及させていきたいと思います。

住宅・建築事業本部
前大分支店長
（現西九州支店長）
森 健太郎

PICK UP

省エネ住宅を海外にも 豪・ヘンリー社の取り組み

住友林業グループは、海外においても省エネ性能の高い住宅を販売しています。例えば、オーストラリアのグループ会社・ヘンリー社は、2010年4月に同等規模の従来住宅と比較して70%以上の省エネ効果が期待できるゼロ・エミッション・デモンストレーション・ハウスを同国で初めて提供しました。さらに気密性の向上や断熱性の向上などで省エネ化を進めており、2018年にはビクトリア州ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様としました。

住友林業グループでは、今後も、世界各地の地域特性やニーズに配慮しながら、環境性能の高い住宅の開発と普及促進に努めます。

ヘンリー社の住宅

SBTの策定と認定

住友林業グループは、環境配慮住宅の普及促進とともに、グループ事業全体としての温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。2017年6月には、科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標SBT（Science Based Targets）の策定を宣言し、2018年7月、グループ全体の削減目標がSBTi（Science Based Targets initiative）から認定されました。

SCIENCE BASED TARGETS
DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

HIGHLIGHT 2

木化事業の推進

木を活かし、木で未来を変える

木の持つ「ぬくもり」「やすらぎ」「心地良さ」が改めて見直されています。特に、香りによるリラックス効果や、触感を通じた脳の活性化などの効用については、科学的な実証研究も進んでいます。また、木と緑がある場所には人が集まり、コミュニケーションが生まれ、コミュニティの発展に寄与する側面もあります。
住友林業グループでは、建物の木造化や木質化を推進する「木化事業」を通じて、木の素晴らしさや新たな価値・可能性を引き出し、社会に広めています。これは、創業から「木」に携わってきた当社だからこそ果たせる使命であり、役割です。

SDGsターゲット：9.4

2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○木化事業の推進
○木化事業のための技術開発
○新たな「木」の良さ・価値の創出と発信

リハビリ医療×木化＝木の新たな可能性

千里リハビリテーション病院・アネックス棟竣工

住友林業グループでは、商業施設や事務所のほか、学校や保育所、老人ホームなど様々な施設の木造化・木質化を推進しています。これまで木ではなかったもの、木から離れてしまったものを木造化・木質化し、木の新しい価値や可能性を広く提案しています。新たな挑戦としてリハビリテーション施設に「木化」を取り入れ、2017年9月、大阪府の千里リハビリテーション病院の新棟・アネックス棟が竣工しました。同病院は、国内初の「リハビリテーション・リゾート」をコンセプトとした病院です。

突然の病気で心身に強いダメージを受けた患者様に、生きるための前向きな意欲と身体機能を取り戻してもらうこと。そのために、「実生活に近い環境でのリハビリテーション」を目指して“住宅仕様”に近づけた設計を採用し、全てバリアフリーにするのではなくあえて段差や階段を設けることで、最終目的である「自宅に帰って暮らす」ことを意識しました。さらに、絵画・音楽棟、園芸棟を別棟で設置したことで、生きがいやご自身の新たな可能性の発見にもつなげてもらうと同時に、そこへ歩いて行くこと自体が身体のリハビリテーションにもなるよう工夫しています。

香りや手触り、空間に響く音まで、木は五感を通して心地良さや安らぎで人を包み込みます。入院期間中、身体面だけでなく、精神面の治療にも木の良さが貢献しているといえます。木の持つ効果が医療の現場と出会うことで、木化事業の新しい可能性を具現化した例となりました。

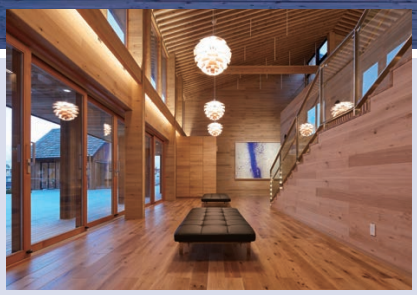

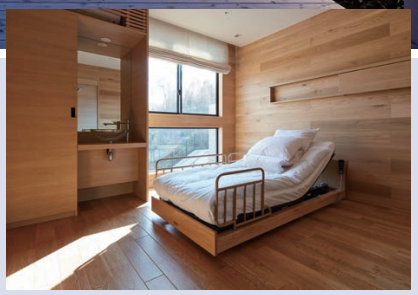

担当者より

「木と生きる幸福。」を実感できるプロジェクトでした。

医療施設に関わる法令や建築基準を前提とした上で、木の良さをどのように活かしていくかという点での苦労はありました。それでも、「無機質で、白く、冷たく、効率を優先した空間から脱却したい」という施主様のご要望から、患者様が治療に専念しながらも、心安らぐ環境で、心身ともにリラックスできる空間づくりを目指しました。

オープンから半年以上がたち、絵画・音楽棟をはじめとする専門棟を中心としたコミュニティができるなど、患者様やご家族からも好評をいただいています。「退院しても、また来たい」とおっしゃる患者様もいるほどです。

突然の病気に落ち込まれている患者様に、新しい生きがいを感じていただける。素敵なことのお手伝いができているなと、大変誇らしく感じています。当社のブランドメッセージ「木と生きる幸福。」を実感できる、意義深いプロジェクトでした。

住宅・建築事業本部
木化推進部
営業グループ　係長
出口 俊

PICK UP

街を森にかえる 環境木化都市の実現へ W350計画始動

住友林業は創業350周年を迎える2041年を目標に、高さ350mの木造超高層建築物を実現するための研究・技術開発構想「W350計画」をまとめ、2018年2月に発表しました。

この研究・技術開発構想は当社研究開発機関である筑波研究所を中心にまとめ、建築構法、環境技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築の可能性を広げていきます。

超高層木造建築を中核とした環境木化都市の実現を目指す本計画を通じ、木材需要の拡大による林業再生や、CO_2固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化および地球環境との共生に貢献します。

建築概要
■高さ・階数：350m（地上70階）
■建物用途：店舗・オフィス・ホテル・住宅
■建築面積：6,500 m^2
■設計協力：株式会社日建設計
■延床面積：455,000 m^2（6,500m^2×70階）
■木材使用量：185,000m^3
■構造：木鋼ハイブリッド構造（内部は純木造）

HIGHLIGHT 3

生物多様性の保全

グループ力を結集した緑化の街並み提案

私たちの社会は、自然環境からの様々な恩恵を受けて成り立っています。しかし、近代化に伴う急速な開発の中で、生物多様性は大きく損なわれてきました。2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」達成に向けて、企業においても生物多様性に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。住友林業グループでは、「住友林業グループ環境方針」に基づき、生物多様性に配慮した事業活動を実践しており、まちづくり事業および緑化事業を通じて、地域における生物多様性の保全に取り組んでいます。

SDGsターゲット：11.3

2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○緑化事業を通じた環境都市の推進
○「ハーモニックプランツ®」の活用
○生物多様性の取り組みの推進

戸建住宅団地で第一号となるABINC認証取得

生物多様性に配慮した持続可能なまちづくり「フォレストガーデン秦野」

住友林業グループが、各事業の知見を結集して実現させた「持続可能なまちづくり」、その代表例が神奈川県秦野市の戸建住宅団地「フォレストガーデン秦野」です。いきもの共生事業所認証（ABINC認証）※1の戸建住宅団地・街区版部門の第一号として認証されました。

同団地は、地域のシンボルである湧水池を最大限活かしつつ「水・風・光・緑」をまちづくりの開発コンセプトとし、生物多様性に配慮した街並みに設計されています。具体的には、全ての住戸に対して緑化に関する「街並みガイドライン」を配布・遵守してもらい、各戸の緑がつながることで地域として大きな緑地が確保される設計になっています。ガイドラインには、一定量の緑量を確保するための植栽に関する細則を記載し、地域の自生種保全のため樹木を当社独自の「ハーモニックプランツ®」※2から選んでもらうようにしています。また、地域内の水循環に配慮するために、敷地には芝生や砂利地といった非舗装部分を積極的に拡大。各戸に雨水タンクやレインガーデン（雨水浸透緑地帯）を設置するなどして、雨水が地域外に流れ出にくい設計にしています（分譲棟販売宅地）。

これらの生物多様性に貢献する環境づくりや水・物質循環への配慮、緑化の管理体制などが高く評価されました。

設計・施工にあたっては、住友林業グループの住宅・建築部門だけでなく、まちづくり推進部や住友林業緑化株式会社など様々な部署・関係会社が知恵を出し合いました。まさに、グループの総合力で実現したまちづくり計画です。

一方で、フォレストガーデン秦野の綿密なコンセプトの実現・維持には住民の

左）ABINC認証マーク
中）分譲棟の各戸に設置された雨水タンク
右）レインガーデンを組み合わせたバードバス（鳥の水浴び場所）

方々の共感と協力が不可欠で、分譲後も住民の方々とのコミュニケーションが必要になります。そのため、今後3年間のメンテナンス計画の中で、勉強会を開くとともに、同地域に生息する30種以上の生き物に関して生息状況をモニタリングしていく予定です。これらのコミュニティ活動が生物多様性に配慮した持続可能なまちづくりとして、さらなる資産価値向上へとつながっていきます。

※1 企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを認証する制度。
※2 生態系や遺伝子系統に対する影響を踏まえ、生物多様性に配慮した緑化植物を活用すること。

担当者より

住む人の想いを大切に、持続可能なまちづくりを進めます。

フォレストガーデン秦野には、企画の段階からたくさんの「想い」が込められています。例えば、「地域のシンボルである湧水池を大切に活かしたい」という地権者の方々の想いを受けて、「水・風・光・緑」というコンセプトは生まれました。

その中で、まちづくりの外構計画の担当として、統一感のある街並みを創出するため、各戸の緑をいかにつなげて、一つの大きなかたまりにしていくか、各戸の舗装や素材をいかにつなげ、風や水の流れのような伸びやかな街並みが創れるかを繰り返し検討しました。実現に向けて緑化に関する「街並みガイドライン」を設定することで、街がつながり緑豊かな住環境と景観が創出されました。

分譲後、訪れるたび穏やかな風と小川のせせらぎ、野鳥や子どもたちの声が心地良く聞こえてきます。住民の方々の継続的なご協力により、戸建住宅団地初となるABINC認証を取得することができました。今後もコミュニケーションを大切にし、想いを持って、持続可能なまちづくりを進めていきます。

住友林業緑化株式会社
住宅緑化事業部 分譲緑化部
酒井 美紀

PICK UP

10ヵ所の公園で生態系調査、魅力発信を強化へ 東京都と自然公園事業で協定

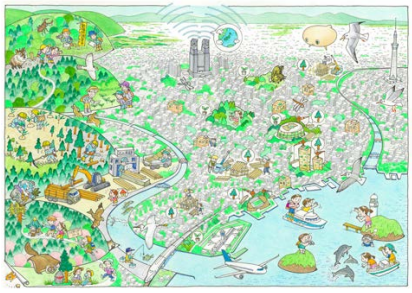

住友林業は2018年4月、東京都と「自然公園事業に関する連携協定」を締結し、都内10ヵ所の自然公園で、生態系の調査・保全とその魅力の発信、利活用への提案などの取り組みを実施することになりました。

2020年以降の自然公園が目指す姿を明示した「東京の自然公園ビジョン」に基づき、自然公園が根付き、暮らしに安らぎや潤いが提供された都市生活の実現を目指します。

また、貴重な植物・在来種などを育成し、都市部でも継承していくことで、遺伝資源の保護だけでなく、身近な自然公園への関心喚起にも貢献します。

■協定の概要・期間

①自然環境調査の実施
②自然公園の価値・魅力、保護についての普及啓発
③在来植物の種子等の採取・育成及び利用促進に向けた普及啓発
④木材等林産物の利用促進に向けた普及啓発
⑤協定期間は1年更新とする

HIGHLIGHT 4

責任ある木材調達

合法性・持続可能性に配慮した木材・建材調達の徹底

森林減少はグローバルな社会的課題となっています。違法伐採や農地転換などによって、世界の森林は減少し続けています。木材流通、木造住宅建築を主要事業とする当社にとって、持続可能な森林からの木材調達は経営の重要課題です。合法かつ持続可能な木材をお届けするため、「住友林業グループ調達方針」に基づき、木材調達のデューディリジェンスを行っています。また、クリーンウッド法の施行に伴い、2017年11月に木材建材事業本部は「第一種登録木材関連事業者」の登録を行いました。

SDGsターゲット：15.2

2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林および再植林を大幅に増加させる。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○グループ調達方針に基づいた責任ある調達活動
○調達木材の合法性の確認・管理
○森林認証制度の活用と普及促進
○植林をはじめとする森林経営の推進

合法性と持続可能性を確保し、品質を高めるために
インドネシアでの取り組み

住友林業グループにとって重要な木材や建材の調達先であるインドネシアでは、木材の合法性を証明するSVLK（Sistem Verifikasi Legalitas Kayu）認証制度※が運用されており、丸太一本一本に対して森林管理から伐採・流通・加工・輸出にいたるまでのサプライチェーンが厳格にデータ化されています。

住友林業では、各木材に付いているバーコードを読み込み、木材合法性証明文書を確認することで、同認証に則った管理がなされているかをチェックしています。

また、インドネシア政府による厳格な本システム以外にも、当社は独自の対策を実施しています。サンプル木材について、当社担当者が生産現地まで流通経路を追跡調査して、管理記録や書類内容との齟齬がないかなど、実際の現場で確認を行っています。

※ インドネシアにはSVLKと呼称される「木材合法性証明システム」が整備されています。SVLK認証と関連文章により、インドネシアの木材製品の合法性を証明するものです。

現地協同組合との協働

持続可能な森林からの木材調達を増やし、確実に確保していくために、住友林業のインドネシア子会社クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社と複数の現地植林協同組合が協働して、持続可能な植林地経営の仕組みづくりに取り組んでいます。

2008年以降、FSC森林認証を受ける組合も出てきており、持続可能な森林経営が広がりを見せるとともに、地域産業の育成にもつながっています。

ジャワ島内から調達した植林木ファルカタ材

合板工場での取り組み

当社グループでは、合板の新規購入先を検討する際、工場オーナーに対して当社調達方針の説明をするほか、アンケート調査や工場内調査などを実施し、品質や労働環境など、持続可能性の側面についても確認しています。

また、既存取引先に対しては定期的に調査を行い、品質・安全管理の指導や労働環境のチェックなどを行います。

担当者より

現地と信頼関係を築き、調達方針の浸透を図ります。

インドネシア駐在時、調達木材の追跡調査や合板工場の定期調査をする際には、「自分の目で確認できないところの木材・建材は買わない」「安全・安心で品質の高い製品を確実に届けたい」という気持ちで取り組んでいました。

一方で、木材流通プロセスや生産現場を全て自分の目で確認する、というのは現実には不可能です。現地の取引先や工場と信頼関係を構築し、当社調達方針や品質基準への理解・共感を浸透させ、それぞれ実践してもらうことが重要ですが難しいことでもありました。

日本に戻ってからは、調達方針・基準を社内へさらに浸透させていくとともに、合法性・持続可能性が確認された木材を使用した商品の付加価値を高めていくことにも努めています。

木材建材事業本部 国際流通営業部
パネルグループ チームマネージャー
宗像 大五郎

PICK UP

住宅・建築事業における責任ある調達の推進

資材開発部の取り組み

住友林業グループでは、住宅・建築部門においても「住友林業グループ調達方針」に基づき、責任ある調達の取り組みを進めています。住宅建築にあたり主要部材である構造材、及び羽柄材については、当社の木材建材事業本部を通じた調達材を指定工場で加工することで、調達する木材の合法性・持続可能性におけるトレーサビリティの確保に努めています。その他の木質部材については、各サプライヤーから提供される法令に適合して伐採されたことを証明する書類などをもとに、木材の合法性の確認を行っています。さらに、2017年5月より施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」への円滑な対応を進め、2018年3月に「第二種登録木材関連事業者」の登録を行いました。

住宅建築では木質部材以外にも様々な資材（例：住宅機器、内装材など）があります。木質部材と合わせ、資材開発部が年3回開催する「サプライヤー評価会議」を通じ、取引先の評価を行っています。評価項目については、品質、コストに加え環境・社会面の取り組みなども対象としています。また、会議の中で、評価結果の共有とともに、把握された問題点に対して取引先に改善要請を行い、改善完了を確認できるまでフォローアップを行っています。

サプライヤー評価会議風景

HIGHLIGHT 5

再生可能エネルギー

地域で循環するクリーンな発電

世界的に再生可能エネルギーの導入が推進される中、木質バイオマス発電は安定的な電力の供給が見込め、地域活性化にも貢献するエネルギー源として注目を集めています。
住友林業グループは、「木」を軸にした事業で培ったノウハウを活かし、各地のステークホルダーと協働しながら、循環型社会の実現につながる木質バイオマス発電事業を展開し、2019年3月までに再生可能エネルギー事業を200MW規模に拡大することを目指しています。

SDGsターゲット：7.2

2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○再生可能エネルギー事業の拡大
○同事業を通じた地域資源循環への貢献
○同事業における自治体とのパートナーシップ

200MW体制構築へ加速

再生可能エネルギー発電事業の見通し

当社グループの発電事業は、木質資源の調達から燃料用チップ生産、発電まで一貫した体制で運営できることが特徴で、2019年3月までに再生可能エネルギー発電事業を200MW規模まで拡大する方針を掲げています（計画ベース）。

これまでに都市型バイオマス発電所、山間地型バイオマス発電所などを建設・運営してきました。今後は輸入材を活用したバイオマス発電所にも挑戦していく予定です。さらに、社有林の敷地を利用した風力発電所の建設も視野に入れながら、地域での資源循環の観点を踏まえて、新たな事業可能性を探っていきます。

発電所名	発電規模	営業運転開始時期	特徴
❶紋別バイオマス発電所	50MW	2016年12月	オホーツク地域から主燃料となる林地未利用木材を調達する当社グループ初の山間地型バイオマス発電所。
❷苫小牧バイオマス発電所	6.2MW	2017年4月	主に苫小牧周辺地域（胆振、日高、後志）から燃料となる林地未利用木材を調達する山間地型バイオマス発電所。
❸八戸バイオマス発電所	12.4MW	2018年4月	主に青森県三八、上北、下北地域から主燃料となる林地未利用木材を調達する山間地型バイオマス発電所。
❹鹿島ソーラー発電所	876kw	2013年11月	ソーラーパネルの架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用。茨城県鹿嶋市の当社遊休地を活用して運営。
❺川崎バイオマス発電所	33MW	2011年2月	関東近郊で発生する建築廃材をチップ化して主燃料として利用する都市型バイオマス発電所。排煙脱硫、排煙脱硝装置などの環境設備を備えて、川崎市の厳しい環境基準をクリアしている。
❻苅田バイオマス発電所	75MW	2021年6月（予定）	北米産のペレットとインドネシア産のパームヤシ殻を主燃料とし、その他九州北部から調達する林地未利用木材を燃料として利用する予定。

地域の未利用木材で約27,000世帯分の発電

八戸バイオマス発電所が運転開始

2018年4月、当社グループで国内4番目の木質バイオマス発電所となる八戸バイオマス発電所が営業運転を開始しました。発電規模は12.4MW。同発電所では、青森県三八、上北、下北地域の林地の未利用木材を使用する山間地型のバイオマス発電所で、約27,000世帯分に相当する電力を供給しています。

青森県東部は農業地域に広がる里山が多いことが特徴で、民有林が高い割合を占めます。

八戸バイオマス発電所では、木材を幹から枝まで全て現地でチップ化することで、地域の資源を丸ごと活用しながら山林所有者に利益を還元することができるようになりました。

また、補助的に使用するPKS（パームヤシ殻）の輸入で、発電所から近い八戸港を活用するなど、地域経済の活性化にも貢献しています。さらに、発電で生じる灰は、八戸セメント株式会社がセメントの材料として再利用するなど、地域企業の協力の下、里山からの資源循環を目指して地域に貢献していきます。

担当者より

資源の有効活用を通じて、地域林業活性化に貢献。

私たちは、貴重な森林資源を無駄なく使うことを大切にしています。これまで、伐採跡地に残されたまま利用されることのなかった枝葉や短尺材のような「林地の未利用木材」を伐採現場でチップにしてもらい集荷しています。また、製材工場や合板工場などで大量に発生し、従来はほとんど廃棄物として処理されてきた「木の皮（バーク）」を燃料として一定割合使用する取り組みを進めています。

今後は、資源の有効活用を通じて、地域の林産業の活性化に役立っていきたいと思います。

みちのくバイオエナジー株式会社　課長
葉 勝億

HIGHLIGHT 6

働き方改革の推進

やり方を変え、環境を変え、意識を変える

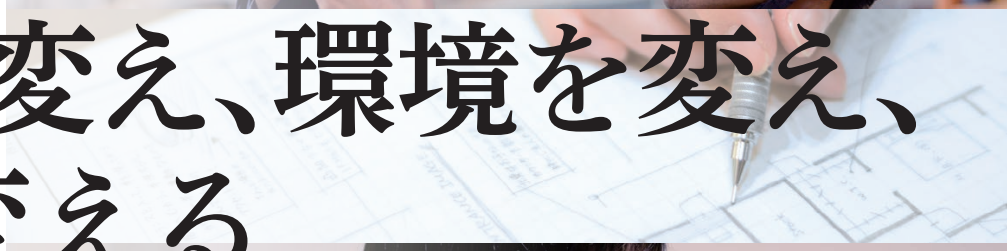

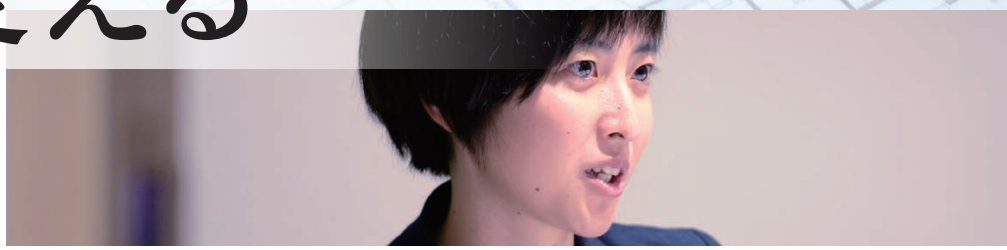

社会全体で働き方の見直しが進められる中、長時間労働を抑え、生産性向上を図ることは、人財確保や働きがいの面からも重要な課題です。住友林業グループでは、人事制度を順次改善しており、中でも住宅・建築事業本部では、「業務の効率化」「環境の整備」「意識の改革」の3つのアプローチで、ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けた新たな取り組みを推進しています。

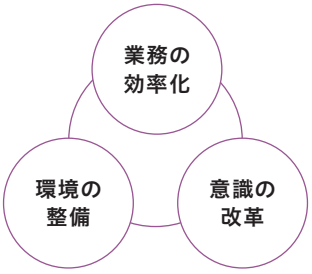

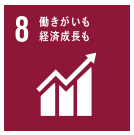

SDGsターゲット：8.5

2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

ゴール達成に向けた住友林業の貢献

○ワーク・ライフ・バランスの推進
○公平で公正な雇用と処遇
○積極的な人財育成

ワーク・ライフ・バランスの推進と生産性向上

住宅・建築事業本部の取り組み

労働時間の柔軟化、ITツールの活用、補助職の採用で負担軽減

当社グループの中核事業の一つであり、社員の多数を占める住宅・建築事業では、お客様ニーズにお応えするためには、業務時間や業務量が増えるのはやむを得ないという働き方となっていました。中でも、より高い品質を確保し、精度の高い現場管理を求められる工事担当者や、お客様ニーズを汲み取ったプラン提案をする設計担当者などの技術者は、労働時間が特に増加傾向にありました。これらの負担を軽減し、仕事の質を高め、より短時間で成果を出すことができるよう、同事業における業務の改革や総労働時間の削減に向けた制度の変更に積極的に取り組んでいます。

具体的には、同月内での繁閑調整を社員自らできるようフレックスタイム制を導入、また業務量や内容を考慮した上で必要なところに補助的業務を担う要員を配置するなど、時間を有効活用し、業務負荷を減らすサポート体制を整えました。

さらに、打ち合わせ記録や仕様、概算金額の一覧を自動作成し、PCに連動できるアプリや、現場でも事務所と同等の事務作業をサポートするモバイルツールの導入など、ITを活用し、ヒューマンエラーの削減や社内のスムーズな情報共有を促すことで業務効率の向上も図っています。今後は、活用できる範囲をさらに広げていく予定です。

アプリを活用したお客様への提案

2017年度以降に新設した施策一覧

	施策の概要	効果
業務の効率化	・効率化ツールの活用（タブレット端末の利用・アプリの導入） ・直行直帰の推奨	・少ない打ち合わせ回数でプランや仕様を確定、社内情報共有の効率化 ・業務軽減及びヒューマンエラーの削減 ・移動に伴う時間やストレスの軽減
環境の整備	・補助社員の採用 ・計画年休の設定	・社員の業務負担軽減 ・休暇取得の推進
意識の改革	・PCシャットダウン時刻の見直し ・評価方法等の見直し	・業務効率化の意識付け ・1人当たりから1時間当たりの生産性の重視

生産性向上を処遇や人事評価と連動

このような諸施策の効果や実効性をさらに高めるために、2017年度から時間当たり生産性評価を導入しました。支店評価や社員の処遇を考慮する際の一つの指標とするとともに、人事評価とも連動させることで、働き方と生産性の向上に対する支店や社員個人の取り組み意識も高まってきました。有給休暇の取得を奨励する動きも広がり、働き方のみならず休み方改革の成果にもつながっています。

今後も、現場社員の声を聞きながら、生産性の向上と収益力、そしてワーク・ライフ・バランスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

2015年度を100%とした1人当たりの年間平均所定外労働時間の推移比（3カ年分）
（住宅・建築事業本部）

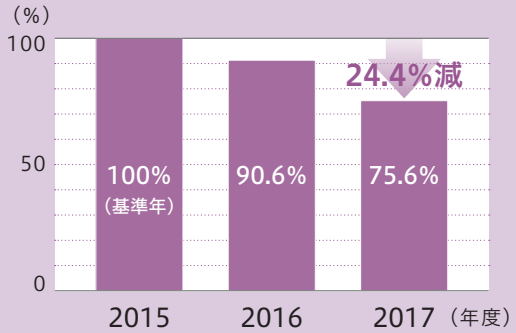

現場より

いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進。

東京南支店での主な取り組みとして、働くスタッフ同士のサポート体制の構築やスキルの向上を図っています。例えば、グループ朝礼時に管理職が忙しいスタッフへのサポートを呼びかけたり、お互いの繁閑や業務負荷を把握・共有して仕事の融通や割り振りをしたりしています。また、主担当者以外でもある程度の業務ができるように多能化にも努めています。さらに、各部門から2名ずつのメンバーで構成する「働き方向上委員会」（支店ごとに設置）で、定期的に話し合うことで、支店の課題発見や改善策立案につながっています。

その結果、支店の平均残業時間が減り、この数年間で有給休暇の取得率もアップしました。私自身、昨年は長期の夏休みを取得し、部下にも奨励しました。残業も減らし、休日はグループ会社有志でテニスを楽しんでいます。

住宅・建築事業本部　東京南支店
次長（総務グループ担当）
牧村 亜美

住友林業グループのCSR経営

経営理念とCSR経営

CSRに関わる各種方針・考え方

ステークホルダーエンゲージメント

SDGs達成に向けた取り組み

CSR重要課題とCSR中期計画

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進

重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

経営理念とCSR経営

住友林業グループの経営理念とCSR経営

「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念および行動指針、倫理規範に基づき、「環境方針」や「調達方針」などの方針、各種ガイドラインを制定しています。2017年7月には、近年における国際規範や国際イニシアチブなどの社会的要請に準拠し、「住友林業グループ倫理規範」を改めて策定しました。この「住友林業グループ倫理規範」を浸透させるために、解説などを示した「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」を、国内グループ会社の社員一人ひとりに配布し、eラーニングを行っています。同内容は英語をはじめとする各国語に翻訳し、海外関係会社においても展開を進めています。

また、年4回開催するESG推進委員会において、経営理念および行動指針、倫理規範などの運用状況と有効性をモニタリングしています。

さらに、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を踏まえ、あらゆるステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

住友林業グループの共通価値を「木と生きる幸福。」というブランドメッセージに込めて、これからも一層のCSR経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

- お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
- 新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
- 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
- 日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
- 正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。

住友林業グループ倫理規範

目的ならびに適用範囲
住友林業グループは、経営理念ならびに行動指針に基づき、サプライチェーンも含め、本倫理規範に則った企業運営を行います。

公正かつ透明性のある企業活動

1. **法令・規則の遵守**
   国内外の法令ならびに社内規則を遵守し、国際行動規範を尊重します。
2. **腐敗防止**
   贈収賄、横領、マネーロンダリングを含む腐敗行為には一切関与しません。
3. **公正な取引**
   カルテルや談合などの疑いのある行為は一切関わらず、公正な取引を行います。
4. **公正な会計処理**
   正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行います。
5. **ステークホルダーとのコミュニケーション**
   株主をはじめとするステークホルダーの関心に配慮し、必要な情報を適時かつ公正に開示し、対話を行います。
6. **機密保持**
   自社ならびに第三者の機密情報の保護を確実なものとします。
7. **情報セキュリティ**
   情報の漏洩などを防止するため、適切な情報セキュリティの確保を行います。
8. **取引先との関係**
   優越的な地位の乱用などの不適切な行為は行わず、取引先との建設的な関係を構築・維持します。
9. **知的財産の保護**
   自社の知的財産を保全するとともに、他者の権利の侵害は行いません。
10. **個人情報の保護**
    個人情報は適切に管理し、目的外の使用は行わず、漏えいを防止します。
11. **責任ある広告宣伝**
    誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告宣伝を行います。
12. **健全な政治との関係**
    法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。
13. **反社会的勢力の遮断**
    反社会的勢力には、一切関与しません。
14. **通報窓口の設置**
    法令や本倫理規範の違反が疑われる場合に利用可能な通報窓口を設置します。通報は匿名の受付も可能とし、通報者に対する制裁は固く禁止するなど、積極的な利用を促します。

良識ある行動

15. **利益相反の回避**
    公私の区別を明確にし、会社との利害が対立するような行為は行いません。
16. **会社資産の流用禁止**
    個人的な目的で、会社の経費や資産を使用しません。

17. **インサイダー取引の禁止**
    インサイダー取引には、他者への加担を含めて一切関与しません。
18. **節度ある贈答、接待**
    社会通念上妥当でない贈答・接待の授受は行いません。
19. **政治・宗教活動の禁止**
    就業時間内に、個人の信条に基づく、他人への勧誘などの政治・宗教活動は行いません。

人間尊重と健全な職場の実現

20. **人権の尊重**
    人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重します。
21. **差別の禁止と多様性の確保**
    人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別は一切しません。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努めます。
22. **強制労働、児童労働の禁止**
    強制労働、児童労働は、一切容認しません。
23. **結社の自由と団体交渉権**
    労働者の権利として、法令に基づき、結社の自由と団体交渉権を確保します。
24. **適切な労働時間と賃金**
    法令に基づく適切な労働時間と賃金を確保します。
25. **ワークライフバランスの確保**
    育児や介護などの個人的な事情と業務との適切なバランスを確保します。
26. **労働安全衛生**
    安全で健康的な職場環境の維持に努めます。また、災害、事故等に備えた教育・訓練を定期的に実施します。
27. **人財の育成**
    能力、技能の向上を目指し、研修などの機会を提供し、人財の育成に努めます。
28. **ハラスメントの禁止**
    セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、非人道的な懲罰などの行為は、決して行わず、見過ごしません。
29. **プライバシーの保護**
    個人のプライバシーを尊重し、保護します。

社会や環境に配慮した事業活動

30. **顧客満足と安全**
    お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。
31. **環境共生**
    商品とサービスのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止、資源循環、汚染の防止、生物多様性の保全に取り組みます。
32. **地域社会への貢献**
    地域の文化や慣習を尊重し、対話を通じて地域社会の持続的な発展に貢献します。

2017年7月1日制定

▸ 住友林業グループ倫理規範ガイドブック

国連グローバル・コンパクトへの参加

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

CSRに関わる各種方針・考え方

住友林業グループは、CSR経営に関わる各課題に対して個別に方針を策定し、それら方針に基づき取り組みを実施しています。

ガバナンス関連の方針・考え方

- コーポレートガバナンス基本方針
- 住友林業グループ倫理規範
- 贈収賄の防止
- 公正な競争および適正な下請取引の推進
- 情報セキュリティ方針
- 知的財産管理方針

事業関連の方針・考え方

- 住宅事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

社会性関連の方針・考え方

- 住友林業グループ調達方針
- グリーン調達ガイドライン（抜粋）
- 労働安全衛生に関する基本方針
- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 社会貢献活動の方針

環境関連の方針・考え方

- 住友林業グループ環境方針
- 住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）
- 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

2015年7月23日改訂

グリーン調達ガイドライン（抜粋）

企業活動評価

1. ISO14001の認証取得や環境方針・理念をもっていること
2. 地球温暖化防止、生物多様性保全など地球環境保全に取り組んでいること
3. 労働安全衛生、人権尊重などCSR全般に取り組んでいること

商品評価

1. 環境や健康に影響を与えるような有害物質を使用していないこと
2. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと
3. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと
4. 長寿命化となる処理や材料を使用していること

2013年1月改訂

住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。
ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. **女性が働きやすい環境を創出する**
   国内において、少子高齢化が進み労働人口の減少が見込まれる中、価値観、年齢、性別、国籍にとらわれない多様な人財を活用し、女性社員が個々の生活を大切にしながらも、働きやすく意欲的に仕事に取り組むことができる職場風土醸成や環境整備を進めていきます。
2. **女性ならではの発想力を活かす**
   各企業において、女性目線での発想を活かした新しい商品やサービスが生まれるなど、事業上での女性の活躍が顕著になっています。当社のあらゆる事業領域において、新たな価値の創造に繋がる女性ならではの発想が自然と活かされる風土づくりや仕組みづくりを進めます。
3. **女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す**
   価値観、年齢、性別、国籍など、ダイバーシティ（多様性）に富んだ社員が活発に交流することは、新しい発想につながります。特に女性社員の活躍の場を拡げることを通じて、営業手法や商品開発、事業戦略、業務効率改善などのあらゆる領域においてイノベーションを創り出していきます。

2013年12月24日

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

2015年7月23日改訂

住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

グループ共通目標

1. （森林の持続可能性の追求）
   木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。
   - 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。
   - 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
   - 木材の有効利用と循環利用を進めます。

2. （森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）
   健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

個別目標

3. （森林）
   生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。
   - 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
   - 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
   - 国内社有林は森林認証100%を維持します。
   - 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。
   - 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4. （商品）
   森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。

5. （設計）
   自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。

6. （建設）
   建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。

7. （緑化）
   周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。

8. （工場）
   汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。

9. （広報）
   お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。

10. （研究）
    生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。

11. （社会貢献）
    歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

2006年6月

ステークホルダーエンゲージメント

基本的な考え方

住友林業グループは、木を軸として川上から川下まで幅広い領域でグローバルに事業活動を行っているため、さまざまなステークホルダーと関わりがあります。直接的・間接的に影響しあう関係性を考慮しながら事業活動を行うことはもとより、常にコミュニケーションを重視し、その期待や要請に誠実に応えていくことが基本的な考え方です。

住友林業グループのステークホルダー

住友林業グループのステークホルダーは、以下のように整理・分類されます。日々の事業活動のみならず、さまざまな機会を捉えて良好なコミュニケーションを図るとともに、それぞれのステークホルダーからの多種多様な期待や要請に応える手段を講じています。

主な責任とコミュニケーション方法

お客様

近年、大規模災害の頻発や地球温暖化にともなうエネルギー問題、国内における人口減少、高齢化、都市への一極集中や過疎化、健康志向の高まりなど、お客様を取り巻く社会・環境の変化は激しく、同時にお客様のニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、住友林業グループでは、安全性や品質問題に関わる取り組みを徹底しリスク低減を図るのみならず、社会・環境変化へ対応することで新たな事業機会の創出につなげ、お客様満足の向上にもつなげていきたいと考えます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 安全で高品質な製品・サービスの提供 ● 適時・適切な情報開示と説明責任 ● コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上	● 住友林業コールセンター ● お客様満足度調査 ● ホームページやメディア等 ● 展示会や各種イベント等

関連する目標と実績

社員・その家族

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、現場における安全性の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や長時間労働の削減など、さまざまなテーマが挙げられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員にかかわるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値向上や事業推進の原動力につながると考えます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 人権が尊重され、差別なく、安全で健康に働ける職場環境の提供・整備 ● 公平・公正な人事評価 ● 能力を発揮・向上できる教育体制の整備 ● ワーク・ライフ・バランスを充実させるための諸施策・制度等の整備	● 定期的な面談・業績レビューの実施 ● 社員意識調査の実施 ● コンプライアンス・カウンターの設置 ● こころの健康相談室 ● 社長と社員の対話（カジュアルフリーディスカッション）の実施 ● 家族の職場参観日 ● 労使双方の委員で構成する「経営懇談会」の設置 ● 社内報の発行、社内イントラネットの整備

関連する目標と実績

株主・投資家

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されてきています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がってきています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 適時・適切な情報開示 ● 情報の透明性や説明責任の追求 ● 適切な株主還元	● 株主総会、決算説明会、投資家説明会、アナリスト説明会等の実施 ● ホームページや、株主通信、説明会資料、関連資料等の情報発信 ● SRI等に関連する評価・調査機関からのアンケート対応

関連する目標と実績

政府・監督官庁

「木」を軸とした様々な事業活動に取り組む住友林業グループは、事業を行う国、地域の関係法令の情報を常にアップデートし、法令を遵守する必要があります。

たとえば、住宅建設には建築基準法をはじめとするさまざまな関連法令があります。また、森林経営に関しては国土に関わる事業として、政府や監督官庁への届出など、多くのコミュニケーションが必要です。

そのため、各種の法令遵守を徹底し、事業を展開する国の政府や監督官庁と適切にコミュニケーションを図ることで、信頼の向上に努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 各種関連法令の遵守および報告・届出	● 専門・関係部署を通じた対応

業界・同業他社

住友林業グループは、業界全体が持続可能な成長を遂げるためには、公正で自由な競争環境が肝要であると考えています。

また、関連するルールづくりには、業界団体などのとりまとめ役が不可欠です。

当社は、業界団体等に参画し、フロントランナーとして主導的な役割を担うことで、業界の発展や振興に貢献しています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 適切な市場や競争環境の構築 ● 同業界の発展・振興に向けた協力	● 業界団体等への参画

取引先

「木」を軸に事業を展開している住友林業グループにとって、持続可能な森林経営と木材調達を推進することは、事業の継続と発展において非常に重要な取り組みです。また、違法伐採に関する各国法令や各種規制をはじめとするリスク要素への対応としても、取り組みが必須だと考えます。

取引先とともに森林資源の保全・育成や植林、森林認証材の積極的な活用など限りある地球資源の有効な活用を推進することで、事業基盤の強化につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 公正で公平な取引関係の構築 ● 安全衛生環境の向上 ● 各種関連法令の遵守	● 購買・調達活動 ● 安全大会・安全パトロール、工務店会議の開催 ● 研究会や情報交換会の開催 ● サプライヤー評価（アンケートや訪問）等の実施

関連する目標と実績

学生

住友林業グループでは、次世代を担う学生の皆様へ向け、理念や現在の事業状況、働き方改革をはじめとする様々な取り組みや、中長期的な展望について情報発信を行っています。

当社への理解を深めていただくことはもちろん、著しく変わる環境変化の中で、相互に成長できるよう積極的な情報発信やコミュニケーションに努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 公平・公正な採用活動 • 積極的な情報発信	• 各種説明会やイベント等への参加 • 学校訪問

NPO/NGO

住友林業グループは、生物多様性や地域振興などの社会課題への取り組みに際して、専門的知識や事業を行う地域の状況を理解しているNPO/NGOの皆様と協働しています。市民社会と協働することで、当社だけでなく多くの人がその役割を果たし、地域に根ざした社会課題の解決へ向けたより大きな成果が出ることを期待しています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 社会課題解決に向けた協働 • 事業ノウハウの提供	• 社員のボランティア参加 • 社会貢献活動を通じた協働 • ステークホルダーダイアログ

地球環境

住友林業グループは、自社の事業活動が直接的・間接的に影響を与える対象として地球環境に重きを置いています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境へ配慮した活動を着実にレベルアップさせています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 自然環境や生物多様性の保全 ● 事業活動における環境負荷の低減 ● 環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供	● 事業における環境配慮 ● 環境配慮住宅の供給・普及 ● 植林など森林づくりボランティア ● NPO/NGOとの対話 ● NPO/NGOと連携した環境・社会貢献活動

関連する目標と実績

国際社会・地域社会

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築くことができるよう勤めています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 地球規模または地域の社会課題解決への貢献	● 社員のボランティア参加 ● 社会貢献活動を通じたコミュニティ形成支援 ● 地域のインフラ整備

関連する目標と実績

社会貢献活動費 2017年度	社会貢献に かかわる寄付金額 2017年度	「まなびの森」への 訪問者数 2017年度	「まなびの森」環境教育 プログラム参加児童数 2017年度
約189百万円	約215百万円	1,547名	1,003名

SDGs達成に向けた取り組み

住友林業グループは、グローバルに事業を展開する企業としてSDGsを支持し、事業活動およびCSR重要課題との関連性を考慮したさまざまな活動を通じて貢献していきます。

SDGsへの賛同

2015年、国連総会において「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)が採択されました。より良い国際社会の実現を目指して2000年に採択され、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の成果を土台としながら、SDGsは、新興国だけではなく先進国などあらゆる国と地域が、貧困や不平等、教育、環境など、17の目標と169のターゲットの達成を目指すものです。

住友林業グループは、グローバルに事業を展開する企業としてこの目標を支持し、住友林業グループのCSR重要課題との関連性を考慮したさまざまな活動を中心に貢献していきます。

推進体制

住友林業グループでは2018年度よりESG推進委員会を新設し、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだCSR中期計画の進捗管理を行っています。

※ ESG推進委員会については「コーポレートガバナンス」へ掲載しています。

▸ ESG推進委員会

SDGsとグループCSR重要課題

SDGs	グループCSR重要課題と基本戦略	具体的ターゲット例と取り組み
	重要課題3＞公平な雇用・処遇の推進 重要課題5＞安全・品質の向上	ハイライト3：生物多様性の保全 （ターゲット3.8）
	重要課題3＞公平な雇用・処遇の推進	ハイライト6：働き方改革の推進 （ターゲット5.1）
	重要課題2＞低炭素社会	ハイライト5：再生可能エネルギー （ターゲット7.2）
	重要課題3＞公平な雇用・処遇の推進	ハイライト6：働き方改革の推進 （ターゲット8.5）
	重要課題2＞低炭素社会 重要課題2＞循環型社会 重要課題5＞安全・品質の向上	ハイライト3：生物多様性の保全 （ターゲット11.3）
	重要課題1＞環境共生社会 重要課題2＞低炭素社会 重要課題2＞循環型社会 重要課題5＞安全・品質の向上	ハイライト4：責任ある木材調達 （ターゲット12.2）
	重要課題1＞環境共生社会 重要課題2＞低炭素社会	ハイライト1：気候変動への対応 （ターゲット13.1）
	重要課題1＞環境共生社会 重要課題2＞低炭素社会	ハイライト4：責任ある木材調達 （ターゲット15.2）

SDGsの理解促進

住友林業グループでは、グループCSR重要課題とCSR中期計画を通じたSDGs達成への貢献を整理するとともに、e-ラーニングやワークショップ形式の研修などを実施してSDGsへの理解促進を図ってきました。 2018年度は、各事業本部や研究所にて事業や技術を通じたSDGs達成への貢献を検討し、具体的な目標の策定を目指します。

CSR重要課題とCSR中期計画

「住友林業グループCSR重要課題」の特定

住友林業グループは、経済・環境・社会情勢の変化に伴い、2008年に設定したCSR重要課題に代わり、2015年3月、新たにCSR重要課題の特定を行いました。

社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象にアンケート調査を実施し、約2,700名から回答を得ました。アンケート作成にあたっては、住友林業グループの経営理念・行動指針をもとに、社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」や社会的責任投資による企業評価項目などを踏まえ、住友林業グループにもっとも関わりのある27項目をあらかじめ設定しています。

そのうえで、経営層からの視点を織り込み、「経営」と「ステークホルダー」の2つの軸でアンケート結果をマッピングし重要性判断を行いました。その中で重要性が高い12項目を整理し、5つの項目を「住友林業グループCSR重要課題」として特定しました。

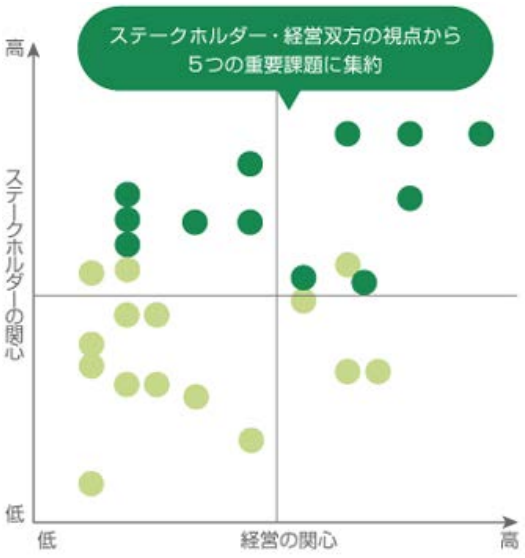

住友林業グループCSR重要課題

1. 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
2. 事業活動における環境負荷低減の推進
3. 多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
4. リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
5. 安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

「住友林業グループCSR中期計画」

2015年3月、住友林業グループは2020年度を目標年度とする「住友林業グループCSR中期計画」を策定しました。

「経営」と「ステークホルダー」の視点からマッピングされた5つの「住友林業グループCSR重要課題」について、その課題の解決に向けた基本戦略と具体的な目標を「住友林業グループCSR中期計画」として設定。2020年度までに達成すべき社会・環境両面の課題について、グループ内の各社・各部門では、年度ごとに策定する数値目標「CSR予算」に従って、2015年度より達成に向けた取り組みを開始しています。

また、ESGへの関心の一層の高まりや、事業を取り巻く環境の変化などから、2017年度にはこの計画を一部見直し、環境に関する評価指標の追加や、指標の再定義などを行いました。

「住友林業グループCSR中期計画」に基づく年度ごとの進捗や達成状況については、年4回開催するESG推進委員会で確認し、取締役会に報告することで、PDCAサイクルを着実に回します。

住友林業グループは、CSR経営のより一層の推進をめざします。

- 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- 重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
- 重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

基本的な考え方

住友林業グループでは、「木」を軸に事業を展開しており、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進しています。また、生物多様性を育む森林を直接的な事業フィールドとしているため、当社グループでは、生物多様性保全をCSR重要テーマの一つとして位置付け、2020年までの目標を設定しています。

世界の森林面積は、規制の緩い市場への違法伐採木材の流入や、ブラジル、インドネシア、マレーシアなどでのパーム油や大豆、牛肉などの生産増を目的とした無計画な農地転用などにより減少し続けています。 これらを背景とし、各国で違法伐採木材を市場から排除する法令の導入や規制の強化が進められており、今後違法伐採対策の強化へ向けさらに強い施策がグローバルに実施されることが予想されます。一方、日本の森林、特に人工林は、林業従事者の減少や高齢化などにより整備が進まず、一部では荒廃が懸念されています。

こうした中、世界の森林減少につながる違法伐採等の課題解決に向け、日本又は原産国の法令に適合する木材伐採及び加工製品の流通と利用の促進を目的に2017年5月にクリーンウッド法が施行されました。住友林業は2017年11月、登録実施機関である一般社団法人日本ガス機器検査協会の第一号登録事業者として、「第一種登録木材関連事業者」に登録されています。

住友林業グループは、持続可能な木材の取り扱い増加と合法性確認を通じた持続的な森林資源の活用や生物多様性の保全と両立する山林経営の確立と自然資本としての価値評価として以下のKPIを定め、今後さらに期待される社会課題の解決に貢献していきます。

CSR中期計画の進捗

関連するSDGs

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
環境共生社会	持続可能な木材の取り扱い増加と合法性確認を通じた持続的な森林資源の活用	輸入材における森林認証材販売比率（%）	11.0	12.8	○	12.0	12.0
		国産材原木の輸出量（千m^3）	100	120	○	183	200
		植林木・森林認証材・国産材（日本）の取扱量（千m^3）（海外流通拠点の取扱材）	964	1,163	○	626	783
		燃料用チップの取扱量（千m^3）	861	847	△	1,316	800 ※1 (1,380)

現状の課題認識および基本戦略		評価指標		2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
		森林認証材（SGEC材）取扱量（国内流通拠点の取扱材）（千m³）		60	78	○	68	85
		国産材における未利用木材の取扱量（千トン）		200	286	○	236	185 ※1 (236)
		新築戸建注文住宅における国産材使用比率（住宅・建築事業）	マルチバランス構法比率（%）	72.0	71.0	△	71.0	75.0
			ビッグフレーム構法比率（%）	51.0	50.0	△	50.0	55.0
		合法性を確認した直輸入材・木材製品の取り扱いのための木材製品仕入先の審査実施率（%）（木材・木製品調達部門）		100	100	○	100	100
	生物多様性の保全と両立する山林経営の確立と自然資本としての価値評価	新規取得等による経営管理山林のSGEC森林管理認証カバー率（%）		100	100	○	100	100
		新築戸建住宅における自生種植栽本数（本）		35,000	31,248	△	36,000	210,000／6年

※1 中期計画設定時の目標。2017年度の成果を受け、2018年4月に()内の目標に上方修正した

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▸ （第三者保証マーク）について

重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進

基本的な考え方

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化による温室効果ガスの排出削減や省エネへの取り組みが求められています。日本でも2018年7月の「エネルギー基本計画」において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す。」とする政策目標が設定されています。さらに、ZEH普及に向けたロードマップにおいて、2030年にこの平均を実現するためには、建売戸建の大手事業者等によるZEHの大量供給・自立普及が求められています。

住宅・建築事業や木材建材製造事業を営む住友林業グループでは、このような背景をうけ、環境への影響を考慮し、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向けた活動が重要であると認識しています。中長期的な将来を見据え、2018年には2030年へ向けた温室効果ガス排出量削減目標を定めました。

住宅・建築事業では、2020年度のZEH普及目標を80%と掲げ、新築住宅においては2017年4月より、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、ZEHの普及を推進しています。また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。

さらにKPIを定め、活動の活性化やリスクの低減を図っています。

CSR中期計画の進捗

関連するSDGs

現状の課題認識および基本戦略		評価指標		2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
低炭素社会	自社グループにおけるCO_2排出削減	オフィス部門（国内外連結会社）	CO_2総排出量 2013年度比増減率（%）	▲7.2 総排出量 32,887 t-CO_2	▲10.1 総排出量 31,871 t-CO_2	○	▲11.4 総排出量 31,407 t-CO_2	▲7.0以上 ※1 (▲16.0以上)
		住友林業（国内オフィス）		▲13.3	▲18.7	○	▲19.4	
		国内関係会社（オフィス）		▲1.3	▲4.6	○	▲1.8	
		海外関係会社（オフィス）		+3.4	+14.0	×	▲3.0	

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
	クタイ・ティンバー・インドネシア（インドネシア）	生産量原単位前年度比増減率（%）	▲0.9	▲10.8	○	+0.8	2015～2020年度平均原単位年1以上削減
	ヴィナ・エコ・ボード（ベトナム）		▲7.4	+38.0	×	▲23.9	
	アスト・インドネシア（インドネシア）		▲8.5	+9.0	×	▲4.1	
	ネルソン・パイン・インダストリーズ（ニュージーランド）		+2.7	▲5.8	○	+23.7	
	リンバ・パーティクル・インドネシア（インドネシア）		▲10.1	▲9.6	△	▲0.5	
自社グループ以外（製品・サービス提供先）におけるCO_2排出削減	新築戸建注文住宅におけるグリーンスマート対象棟数率（%）（受注時グリーンスマート対象棟数／受注棟数）		70.0	69.4	△	73.0	80.0以上
	新築戸建注文住宅におけるグリーンスマート・ZEH仕様対象棟数率（%）（着工時グリーンスマート・ZEH仕様対象棟数／着工棟数）※2		35.0	30.1	△	45.0	80.0以上

※1 中期計画設定時の目標。2017年度の成果を受け、2018年4月に()内の目標に上方修正した

※2 住友林業のZEHのウェブサイト（http://sfc.jp/ie/lineup/smart/zeh/）で開示されている当社ZEH普及実績（2017年度）とは指標の算定方法が異なる

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▸ （第三者保証マーク）について

関連するSDGs

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
循環型社会	ゼロエミッションの達成	新築現場におけるリサイクル率（%）	92.0	92.5	○	93.9	98.0
		リフォーム工事等におけるリサイクル率（%）	79.4	76.2	△	77.6	80.0
	産業廃棄物の発生量の削減	新築現場から発生する産業廃棄物の削減率（%）（2013年度比）	▲26.0	▲15.5	×	▲20.6	▲30
		売上原価※1原単位 2014年度比増減率（%）	▲3.5	+5.2	×	+1.9	▲2以上

※1 国内製造工場における社内売上の原価

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▸ （第三者保証マーク）について

「事業活動における環境負荷低減の推進」取り組みによる経済効果

効果の内容		効果（百万円）
収益	有価売却費	41
費用節減	省エネルギー取り組みに伴うコスト削減額 ※ガソリン価格の変動分を含む	135
	廃棄物削減取り組みに伴うコスト削減額	72
合計		248

重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

基本的な考え方

住友林業グループでは、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、意欲を持った社員が安全で健康に活躍できる職場環境を目指しています。 中でも多様性の象徴として、女性社員の活躍に向けて「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信し、取り組みを進めています。

CSR中期計画の進捗

関連するSDGs

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
公平な雇用・処遇の推進	女性管理職比率（%）	住友林業	3.3	3.2	×	3.8以上	5以上
		国内子会社	-	4.6	-	-	-
	女性従業員比率（%）	住友林業	20.0	20.4	○	20以上	20以上
		国内子会社	-	31.6	-	-	-
	障がい者雇用率（%）※1	住友林業	2.2	2.26	○	2.2以上	2.0以上※2 (2.2以上)
		国内子会社	2.0	1.75	×	各社目標	
ワーク・ライフ・バランスの推進	有給休暇取得日数	住友林業（日）	10	9	×	10以上	10以上
		国内子会社（%）	各社目標	43.9		各社目標	50
	所定外労働時間（2013年度平均所定外労働時間からの減少割合）（%削減）	住友林業	14.8	20.7	○	25.2	30
労働安全衛生の強化	社有林作業現場での労働災害件数（件）※3	住友林業	0	1	×	0	ゼロ
	新築施工現場での労働災害件数（件）※4	住友林業	0	9	×	0	ゼロ

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
	その他労働災害件数（件）※4	国内子会社	各社目標	2	-	各社目標	ゼロ

※1 2017年6月現在の数値

※2 中期計画設定時の目標。2017年度の成果を受け、2018年4月に()内の目標に上方修正した

※3 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

※4 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数

※ 達成度評価について
目標達成：◯　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▸ （第三者保証マーク）について

重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

基本的な考え方

住友林業は、リスク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理によるグループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図っています。

CSR中期計画の進捗

現状の課題認識および基本戦略	2017年度 目標	2017年度 成果	評価	2018年度 目標	2020年度 目標数値
リスク管理体制の強化	重点管理リスク41項目について、四半期ごとに開催するCSR・リスク管理委員会で進捗状況等を確認	目標項目の実施および毎月の執行役員会においてCSRリスク顕在化事例を共有	○	重点管理リスク45項目について、四半期ごとに開催するリスク管理委員会で進捗状況等を確認	リスク管理委員会による重点管理リスクの項目で管理

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

基本的な考え方

住友林業では、優良な「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。また、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の利用を積極的に推進しています。

CSR中期計画の進捗

関連するSDGs

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2017年度目標	2017年度成果	評価	2018年度目標	2020年度目標数値
安全・品質の向上	新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率（%）	90.0以上	98.9	○	99.0	90.0※1 (99.0)
	新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率（%）	90.0以上	97.9	○	99.0	90.0※1 (99.0)
	新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率（%）	90.0以上	93.3	○	97.0	90.0※1 (97.0)
お客様とのコミュニケーションの向上	アフターメンテナンスアドバイザー・住まいの診断士の合格率（%）（住友林業ホームテック株式会社メンテナンス担当配属者全員）	100	100	○	100	100
	新築戸建注文住宅における竣工図の早期お渡し完了率（%）	83.0	83.0	○	85.0	90.0

※1 中期計画設定時の目標。2017年度の成果を受け、2018年4月に()内の目標に上方修正した

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

ガバナンス

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

事業継続マネジメント

情報発信と保護・情報セキュリティ

知的財産管理

株主還元とIR活動

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念のもと、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実、および強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待にこたえる経営を行っていきます。

- 統合報告書

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む10名（男性9名、女性1名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者および執行役員の選任ならびに取締役および執行役員の報酬等に関して意見の答申を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性および公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2018年6月22日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役2名および社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンス報告書
- 役員一覧

コーポレートガバナンス体制

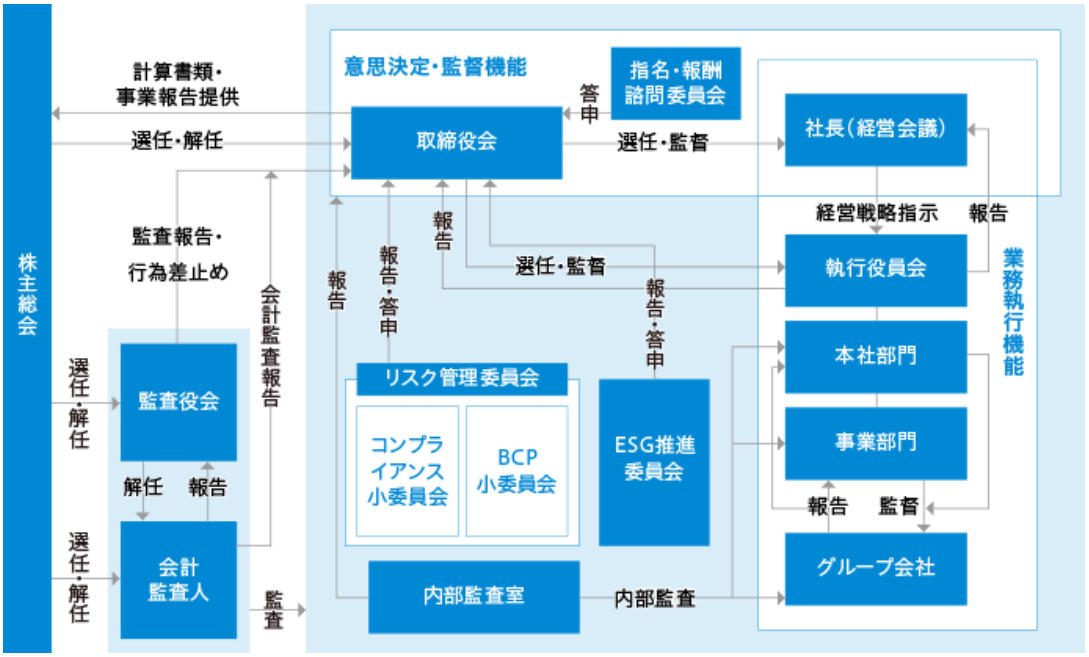

取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2017年度は、取締役会を15回、経営会議を25回開催しました。

全取締役の取締役会への出席状況（2017年度）

氏名および担当または専門分野			取締役会	
			出席回数（回）	出席率（%）
代表取締役 会長	矢野 龍	—	15	100
代表取締役 社長	市川 晃	執行役員社長	15	100
代表取締役	笹部 茂	執行役員副社長 資源環境本部 統轄、海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	15	100
代表取締役	佐藤 建	執行役員副社長 経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進 統轄、総務・人事・情報システム・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当	15	100

氏名および担当または専門分野			取締役会	
			出席回数（回）	出席率（%）
取締役	和田 賢	専務執行役員 生活サービス本部 統轄、TOP 2020推進・秘書・渉外 担当	15	100
取締役	光吉 敏郎	専務執行役員 東北復興支援 担当、住宅･建築事業本部長 委嘱	15	100
取締役	福田 晃久	常務執行役員 木材建材事業本部長 委嘱	15	100
取締役	早野 均	執行役員 内部監査 統轄	15	100
取締役（社外）	平川 純子	弁護士 シティユーワ法律事務所 パートナー	15	100
取締役（社外）	山下 泉		14	93

※ 担当または専門分野は2018年4月1日現在

取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、当グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識･経験･能力等において専門性および多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています

取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見および当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会から具申される意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

社外取締役に関する考え方

社外取締役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

なお、社外取締役2名は、下記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

1. **会社の業務執行者**
   当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）
2. **コンサルタント等**
   （1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
   （2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
   （3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員
3. **大株主（被所有）**
   当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）
4. **大株主（所有）**
   総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者
5. **取引先**
   （1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
   （2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
6. **借入先**
   当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）
7. **寄附先**
   当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者又はその業務執行者
8. **親族**
   本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族
9. **過去要件**
   1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者
10. **社外役員の相互就任関係**
    当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

▸ 役員一覧

取締役会の実効性分析・評価とその結果

取締役会の実効性に関して、当年度は、取締役会での審議を通じての各取締役自身による分析や、取締役会における社外取締役および社外監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。

その結果、取締役会の審議活性化に資するため、付議案件の事前説明の実施、国内外の事業地視察機会の提供など、社外役員に対する充実した支援体制が維持されていること、そのうえで多様な経験や専門性を活かした活発な議論が行われていること、さらに2016年度実効性評価において指摘を受けた取組みとして中長期的事業戦略に関する社外役員を交えた意見交換の機会が設けられたことなどから、全体として、取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方で、成長のための新たな投資が積極的に行われている状況を踏まえ、この動きを支えるための守りのガバナンス（リスク管理、内部統制の充実等）についても議題とすること、ならびに、中長期的事業戦略に関する議論をより一層充実させることなどを求める意見がありました。

当社は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2017年度は14回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役および主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2017年度は5回開催しました。

社外監査役に関する考え方

社外監査役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

なお、社外監査役3名は、下記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

1. **会社の業務執行者**
   当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）
2. **コンサルタント等**
   （1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
   （2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
   （3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員
3. **大株主（被所有）**
   当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）
4. **大株主（所有）**
   総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者
5. **取引先**
   （1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
   （2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
6. **借入先**
   当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）
7. **寄附先**
   当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超

える寄附を行っている者又はその業務執行者

8. **親族**
   本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族
9. **過去要件**
   1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者
10. **社外役員の相互就任関係**
    当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2017年度）

氏名および専門分野			取締役会		監査役会	
			出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
監査役（常勤）	田中 秀和		15	100	14	100
監査役（常勤）	東井 憲彰		15	100	14	100
社外監査役	寺本 哲	公認会計士	13	87	13	93
社外監査役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問	15	100	14	100
社外監査役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長	14	93	14	100

※ 専門分野は2018年4月1日現在

指名・報酬諮問委員会

取締役・監査役候補者および執行役員の選任、ならびに取締役および執行役員の報酬などの決定を行うにあたり、透明性・公正性を確保するため、それらの決定を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は、会長、社長および全ての社外役員（社外取締役2名および社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員が占め、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの具申事項を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの具申を踏まえ、取締役会で決定しています。

リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2017年度は、CSR・リスク管理委員会※を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

※ リスク管理委員会は、2017年度においては、従来のリスク管理の観点にとどまらず、CSR取り組み課題の進捗管理などCSR的な観点からも協議・共有する場とし、CSR経営の推進をはかるべく、CSR･リスク管理委員会に改組しておりましたが、2018年度からESG推進委員会設置に伴い、従来の名称に改めました。

▸ リスク管理体制

ESG推進委員会

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みや情報開示への要請が高まっていることから2018年度よりESG推進委員会を新設しました。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役および各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、経営理念および行動指針、倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングをはじめ、住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やSDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだCSR中期計画の進捗管理を行っています。

内部監査

住友林業の内部監査室では、子会社を含む約200拠点を対象に、年間約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を取締役社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象拠点の責任者と拠点を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、遵守すべき法令や社内規程に則って、文書や四半期ごとのフォローアップなどで拠点における改善の取り組みを確認するとともに、社長と担当役員に報告しています。

▸ 統合報告書

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員の報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額（2017年度）

区分	人員（名）	総額（百万円）
取締役	10	540
監査役	5	76

区分	人員（名）	総額（百万円）
合計	15	616

※1 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません

※2 取締役の報酬等の総額には、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億46百万円を含んでいます

※3 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与したストックオプションの割当にかかる費用34百万円を含んでいます

※4 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです

（1）取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています

（2）取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、2015年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています
なお、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを廃止し報酬として譲渡制限付株式を付与すること、及び、その報酬の限度額を年額1億円以内とすることが決議されています

（3）監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています

※5 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおりです

社外役員の報酬等の総額（2017年度）

人員（名）	総額（百万円）
5	55

取締役の報酬額の算定方法

取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬および譲渡制限付株式ならびに業績連動報酬部分としての賞与の3種類で構成されます。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、連結経常利益の水準やその他の経営指標を考慮し、決定しております。

また、取締役及び執行役員の報酬の決定方針については「コーポレートガバナンス基本方針」においても開示しております。

（例月報酬）
2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議でされており、毎月定額で支給しています。

（譲渡制限付株式報酬）
2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションにかえて、譲渡制限付株式の割り当てを受けるための報酬制度を導入することを承認いただきました。取締役（社外取締役を除く）に対して当該譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。なお、当該決議に伴い、既に発行済みのものを除き、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めは廃止しました。

（賞与）
毎年、定時株主総会における承認決議を経た上で、社外取締役を除く取締役に対し、支給しています。

▸ コーポレートガバナンス基本方針

税務戦略

当社グループの全ての役員および社員は、法令、社会的規範および社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めています。但し、税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。
当社グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正および改善措置を講じ、再発を防止しています。

リスクマネジメント

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」※を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者に選任しています。同規程においては、社会・環境・経済面のリスクを包括的に対象としています。

また、執行役員社長を委員長とし、その他全ての執行役員で構成される「リスク管理委員会」を設置、各執行役員は、それぞれの担当分野で対応すべき管理対象リスクの洗い出しおよび分析、ならびに対応計画の策定を行い、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。委員会には、執行役員兼務の取締役も出席するとともに、これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。

さらに、同委員会の配下には、総務部長を委員長とし、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置し、グループ横断的なリスクとして位置付けるコンプライアンスリスクおよび事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される社会・環境・経済面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。 2017年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回およびBCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

2018年度は、住友林業グループを取り巻くリスクの変容に適切に対応するため、管理対象リスクの棚卸しと、期初に選定した重点的に取り組むリスクについて、PDCAサイクルによる継続的改善を図り、リスク管理体制の強化をしていきます。

※ 2017年度においては、従来の「リスク管理基本規程」を「CSR・リスク管理基本規程」に改定し、従来のリスク管理の観点にとどまらず、CSR的な観点からも体制を強化し、CSR経営の推進を図るべく、従来の「リスク管理委員会」も「CSR・リスク管理委員会」に改組しておりましたが、2018年度からESG推進委員会設置に伴い、規程及び委員会名称を元の名称に改めております。

住友林業グループのリスク管理体制図

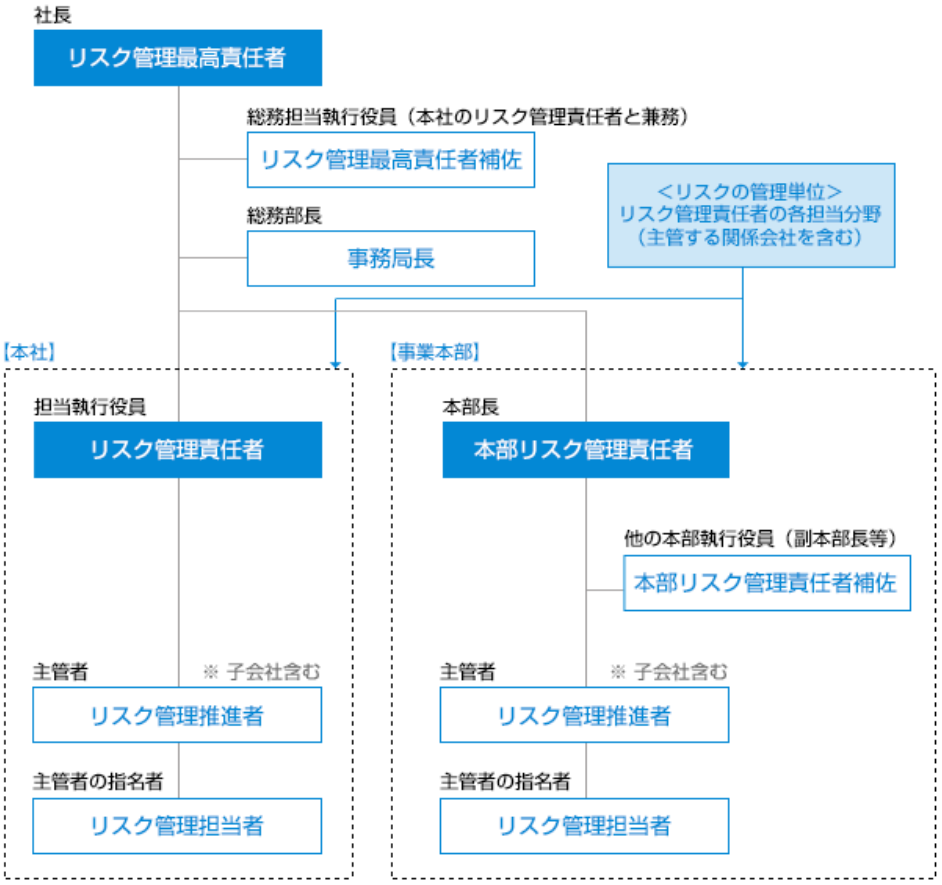

事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 住宅市場の動向
2. 法的規制の変更
3. 他社との競合
4. 資本・投資戦略
5. 木材・建材およびその他原材料市況
6. 為替レートの変動
7. 品質保証
8. 海外での事業活動
9. 退職給付債務
10. 株式市場
11. 自然災害
12. 情報セキュリティ
13. 環境関連
14. 保有資産の価値下落

15. 取引先の信用供与
16. 訴訟リスク
17. 資金調達リスク

- 有価証券報告書・内部統制報告書
- コンプライアンス
- 事業継続マネジメント
- 環境リスクマネジメント

森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。違法伐採に対する取り締まりの強化に対応していくことは、世の中の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を行っていく上で大変重要なことです。

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年には「木材調達管理規程」「木材調達デューディリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。

上記クリーンウッド法に関して、リスクへの対応をより強化するため、住友林業グループは以下の部署、関係会社において登録木材関連事業者の登録を実施しました。

- クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者への登録状況

新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会および社長の諮問機関である経営会議で審議する案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。

■ **環境面**

1. 温室効果ガス
2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）
3. 廃棄物
4. 水
5. 土壌汚染
6. その他

■ **社会面**

1. 取引先との関係
2. 労働者などステークホルダーへの人権配慮
3. 労働者の多様性確保
4. 強制労働・児童労働の禁止
5. 適切な労働時間と賃金
6. 労働安全衛生
7. 地域社会への影響（先住民への配慮を含む）

リスク感度を高め、文化として定着させる取り組み

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させる取り組みとして、入社時に行うリスク管理に関する研修やグループ役職員向けに毎年実施するe-ラーニングに加え、2017年度は、当社およびグループ各社のリスク管理担当者向けに、会議の場で、過去のリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して「注意すべき事例」を紹介・共有しました。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用

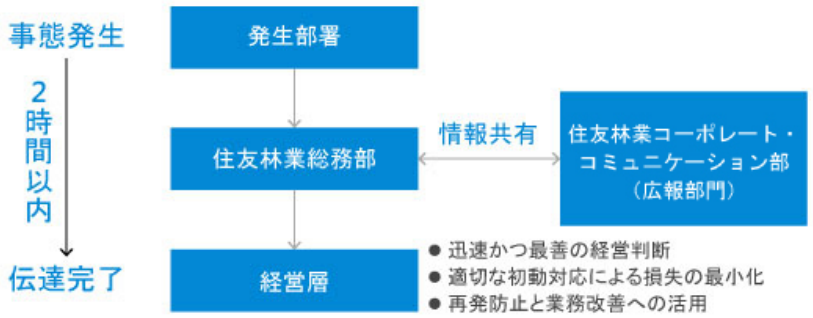

苦情相談窓口

住友林業グループでは、お客様や住宅建築中の近隣住民の方に向けた相談窓口であるお客様相談室、従業員に向けたコンプライアンスカウンターやハラスメント相談窓口のほか、その他の苦情などの相談は、ホームページ（日本語、英語、中国語）で受け付けています。送られてきた相談内容は、受付窓口であるコーポレート・コミュニケーション部から、内容に応じて、本社の専門部署や各対応部署に送られ、適切な対応を図ることにしています。

その他の言語を使用する国においては、例えば、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）では、敷地の外から誰でも投函できるコンプレイン・ボックスを設置して、周辺住民等からの苦情や要望などを受け付け、必要に応じて経営層に報告する仕組みになっています。

コンプライアンス

基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規定の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を新たに策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく当社サプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めていきます。

コンプライアンス推進体制

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ当グループにとって法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2017年度は同委員会を2回開催し、グループ共通の取り組みとして、前年度に続き、許認可事業をはじめとする法令の要求事項についてリスクの一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、子会社を含むコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、合わせて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門も毎月、活動報告をしているほか、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2017年度は新卒採用者342名、中途採用者97名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を社内WEBサイトを利用できるグループ全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講することを義務付けているほか、国内外のグループにおける各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。住友林業グループの社員のみならず、協力工事店の従業員など継続的に労務を提供する立場にある者なら誰でも利用できます。また、相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、子会社を含む全社員に配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2017年度は、職場環境や労働時間管理など15件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。

コンプライアンス・カウンターの利用マニュアル

▸ 苦情相談窓口

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、公務員等に対して金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。基本原則としてファシリテーション・ペイメント※への留意や政治献金などの寄付についての条件や事前決裁についても定めています。

また、グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職の防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しました。海外の連結子会社に対しては、リスクベース・アプローチの観点から規程の整備を推進させることとし、中国の子会社で規程の整備・運用を開始しました。2015年度は、インドネシアおよびベトナムの連結子会社において規程を制定する取り組みを進め、2016年度は、2015年度に設立されたインドの連結子会社において規程を制定しました。2017年度は、インドネシアおよびタイの連結子会社において規程を制定しました。

さらに、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合弁にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

2017年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

※ 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払

公正な競争および適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイトや新任主管者研修などを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2017年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。」と定めています。また、国内グループ会社※の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

※ 海外グループ会社においては、順次各国語で展開

インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における当社の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が当社株式の売買等を行う場合、当社総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知しているほか、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2017年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。 総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、当社および国内子会社各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

2013年度からは、さらに取り組みを強化するため、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務または通勤に使用する車輌が約7,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書※の取得などに加え、運転者および車輌に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要な子会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、本社および事業部門の安全運転管理担当者からなる「安全運転ワーキング」を毎月開催し、交通事故や違反発生状況を共有･分析し、防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、運転適性診断結果に基づき性格等が運転行動に表れる可能性、今後の運転行動について学習する研修のほか、日常点検、基本走行、スラローム走行などの実車研修を実施し、己の運転適性を認識し、事故防止のヒントや安全運転への心構えを再確認する研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

コンプライアンス監査

住友林業では、子会社を含む約200拠点を対象として、コンプライアンスをはじめとする管理体制の適切性・有効性を内部監査部門が独立した立場から評価・検証しています。2017年度は約60拠点を選定し、内部監査を実施しました。内部監査においては単なる不備事項の検出にとどまらず、各拠点のコンプライアンスに係る問題点を指摘し、改善を提言および指導しています。またコンプライアンス違反を検出した場合は、取締役社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象事業を統括する執行役員・取締役に報告し、必要な是正措置を講じるとともに、関連する部署に対しては問題点の是正・改善に向けた提言を行っています。

事業継続マネジメント

事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響をおよぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社を含むリスク管理担当者で構成される「BCP小委員会」を設置し、事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。

2017年度は、「BCP小委員会」を4回開催し、首都直下地震などの大規模地震発生時の初動の重要業務の確認、各種訓練の企画・運営を行いました。

BCP模擬訓練の様子

社員の安全確保・社内業務の継続

リスク対応携行カード、安否確認・情報連絡体制

住友林業グループは、常時携行が可能な「リスク対応携行カード」を国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2017年度の訓練には、総勢13,835名が参加しました。

また、災害発生直後及び復旧までの間、事業継続で不可欠となる情報連絡ツールとして、2016年10月から危機管理ポータルサイトを運用しています。同サイトからは、音声通信・交通インフラが使用不能な状況下においても、当社グループ全社員がインターネット利用環境下にあれば、会社からの通知や防災情報を確認することができます。また、事業本部、各拠点、関係会社の責任を担うメンバーなどがポータルサイト上のSNS機能を通じ情報共有も行うことができ、安否確認とあわせて情報連絡訓練も定期的に行っています。

リスク対応携行カード

防災・減災対策

住友林業グループは、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在および長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災･減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の“危機”を疑似体験し、課題の“気付き”獲得を目指しています。また、同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。この訓練には、これまでに、累計510名以上が参加しています。

さらに、本社への社員の出社が困難な状況で、あらかじめ指定した代替拠点や社員寮、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、従業員の給料やお取引先への支払いを始めとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、バックアップオフィス稼動確認訓練を実施しています。

2017年度は、新型インフルエンザ対策として、感染対策防護キット（防護服、ゴーグル、手袋など）の着脱等の使用訓練も実施しました。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。

また、建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルートの確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。

お客様へのサービスの維持

東京・福岡にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付ける体制を整備するとともに、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国オーナーの被災状況を共有し、補修などの依頼に迅速に対応しています。

今後に向けて

今後は、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合、サプライヤーから当社への危機管理報告をルール化し、また、この報告の履歴管理を行い、事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいく予定です。

情報発信と保護・情報セキュリティ

適切な情報発信とプライバシーの保護

広告宣伝における法律・基準・規範の遵守

住友林業は、広告を制作するにあたって、著作権法、商標権法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規を遵守しています。コーポレート・コミュニケーション部、知的財産室、総務部法務グループが連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証しています。住友林業では、2017年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止のための勉強会を開催し、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

ブランドコミュニケーション委員会

2017年度においては、ブランドコミュニケーション委員会のなかで、個人情報保護法、著作権やPL法、景品表示法に関する勉強会を実施し、広告・表示に関連する法律の内容把握と発生しやすい違反などについての注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に1度ウェブ意見交換会を開催。ウェブサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のウェブサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなどの情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。

お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備しているほか、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所にいたる保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏洩事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▸ 個人情報保護方針

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルを向上させています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

情報セキュリティに関する教育については、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にe-ラーニングの受講を毎年義務付けています。

一方、技術面に関しては、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限するしくみを導入しています。

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、統括責任者である情報システム担当執行役員のもと、情報システム部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。

また、各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

さらに、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの内容の確認やセキュリティシステムの導入を推進しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2017年度はセキュリティ強化に対する投資を大幅に増やし、多層防御の体制を構築しセキュリティ強化を図りました。合わせて、全従業者に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しました。

また、2016年5月より、住友林業情報システム株式会社に設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ教育の強化を行っています。

今後に向けて

昨今、情報セキュリティに対する脅威が高まる中、2016年度新設した「情報セキュリティ室」を中心に社内への啓発ならびにセキュリティ教育を繰り返し実施し、強化を図っていきます。

知的財産管理

知的財産管理方針

商標や著作物の模倣・盗用などが企業経営のリスクの一つとなる中、住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を適時、権利保全し、あるいは必要に応じて他者の知的財産権を処理するなど、知的財産権の適切な管理に努めています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産管理の責任部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門における知的財産の創出の支援、創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

知的財産に関する取り組み

知的財産教育

コンプライアンス・リスクマネジメントの観点から、知的財産の扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、グループ社員を対象とした座学研修を随時開催しています。また2012年度からは毎年、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員を対象に、コンプライアンス面に重点を置いたe-ラーニングを実施しています。

2017年度は、筑波研究所、事業部門と関係会社の研究開発担当・営業企画担当の社員を対象に、知的財産研修を8回実施し、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図りました。

社内ウェブサイトによる啓発

住友林業では、社内ウェブサイト「知財Farm」を開設しています。「知財Farm」では、知的財産の基礎知識や営業活動を推進する上で理解しておくべき商標権に関する知識などをグループ社員にわかりやすく解説しているほか、知的財産に関する最新トピックスなどを掲載しています。

社内ウェブサイト「知財 Farm」

今後に向けて

今後は、知的財産教育を体系化するとともに、他者権利の調査の業務フロー等を改善することにより、知的財産の適切な管理により一層努めてまいります。

株主還元とIR活動

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されてきています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がってきています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

株主への利益還元

利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況およびキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

2017年度の配当状況

2017年度（2018年3月期）は、期末配当金を1株あたり20円とし、中間配当金1株あたり20円と合わせて、通期1株あたり40円の配当としました。

株主分布（所有者別）（2018年3月末時点）

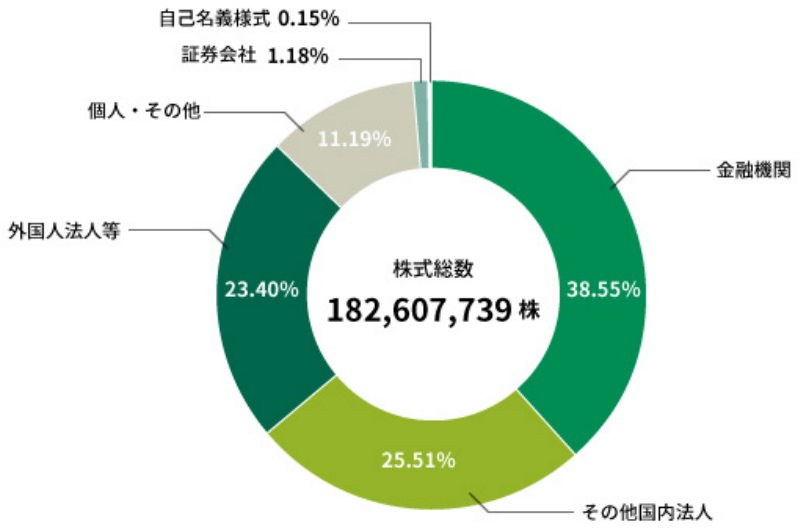

※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

情報開示・コミュニケーション

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

毎年6月開催の株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、CSRの取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

2017年度は、当社グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、これまでの「アニュアルレポート」に代わって「統合報告書」を発行しました。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」のほか、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子およびWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

▸ IR関連資料（IR情報へリンク）

「統合報告書2017」

「株主のみなさまへ（2018年3月期末）」

株主・投資家との双方向コミュニケーション

▸ IR基本方針

株主総会

住友林業は、毎年6月に定時株主総会を開催しています。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法規に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、株主総会集中日の開催回避、インターネット・携帯電話での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2017年度は国内・海外で合計173件の面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しています。2017年度は大阪、名古屋で行い、多くの個人投資家の皆様にご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明するほか、会場内に展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォームなどの紹介を行いました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆様に対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っているほか、2017年度は、経営陣が欧州、北米、シンガポールの機関投資家・株主を訪問。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

さらに、国内外で開催されるカンファレンスにも参加し、より多くの対話機会を持ちました。

事業を通じた貢献

事業の全体像と影響の範囲

住宅・建築事業

流通事業

製造事業

森林経営

エネルギー事業

高齢化社会に応える事業

事業の全体像と影響の範囲

私たち住友林業グループは、「木」を軸とした様々な事業活動に取り組んでいます。

創業以来320余年にわたって蓄積してきた木に関する技術やノウハウに加え、お客様とのつながりや国内外のネットワーク、培ってきたブランド力といった当社グループ独自の強みを持っています。これらの強みに基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

森林経営	流通	製造	住宅・建築	生活
バリューチェーン				
• 苗木栽培 • 植栽 • 育林 • 伐採 • 搬出 • 地拵 • 植栽	• 持続可能性／合法性確認 • 調達 • 納品／製品化 • 出荷 • 販売	• 商品開発 • 原材料調達 • 加工／生産 • 出荷 • 販売	• 営業／商品開発 • 設計 • 資材調達 • 施工 • アフターサポート	• 調達 • 生産 • 発電 • 卸売 ※ エネルギー事業の場合
関連するステークホルダー				
• お客様 • 業界／同業他社 • 国際社会／地域社会	• 取引先 • NPO／NGO • 社員／その家族	• 政府／監督官庁 • 地球環境		
関連する重要課題※				
• 重要課題1 ＞環境共生社会 • 重要課題2 ＞低炭素社会 • 重要課題3 ＞労働安全衛生の強化 • 重要課題4 ＞リスク管理体制の強化	• 重要課題1 ＞環境共生社会 • 重要課題2 ＞低炭素社会 • 重要課題4 ＞リスク管理体制の強化	• 重要課題1 ＞環境共生社会 • 重要課題2 ＞低炭素社会 • 重要課題2 ＞循環型社会 • 重要課題3 ＞労働安全衛生の強化 • 重要課題4 ＞リスク管理体制の強化	• 重要課題1 ＞環境共生社会 • 重要課題2 ＞低炭素社会 • 重要課題2 ＞循環型社会 • 重要課題3 ＞労働安全衛生の強化 • 重要課題4 ＞リスク管理体制の強化 • 重要課題5 ＞安全・品質の向上 • 重要課題5 ＞お客様とのコミュニケーションションの向上	• 重要課題2 ＞低炭素社会 • 重要課題4 ＞リスク管理体制の強化

関連するSDGs

関連する取り組み

• 持続可能な森林経営 • 国内森林資源の保全と活用 • 海外における森林管理 • 海外植林の活用 • 山林事業における労働安全衛生	• 調達における取り組み • 販売における取り組み	• 調達における取り組み • 製品安全および品質管理 • 建材製造工場での取り組み	• 調達における取り組み • 安全・品質管理 • 持続可能な社会に貢献する住宅づくり • 品質向上に向けたコミュニケーション • 施工現場における安全衛生・環境 • 製品責任 • 木化事業 • 緑化による環境都市への貢献	• エネルギー事業 • 高齢化社会に応える事業

※ 重要課題とは、経済・環境・社会情勢を踏まえ、住友林業グループが2015年3月に特定したCSR重要課題です。

住宅・建築事業

住宅・建築事業におけるバリューチェーン

営業・商品開発

住友林業グループの住宅・建築物は、ほとんどが1棟1棟お客様のご希望により設計される注文住宅であり、お客様からのご要望をよく伺い、ご希望に応じた最適な暮らしの提案を行っています。お客様のニーズを的確に把握するために、スタッフ一人ひとりの知見を深めるとともに、展示場やショールームといったコミュニケーション機会を多く設け、またVR（バーチャルリアリティ）システムを導入するなど、イメージを視覚化し、分かりやすい提案を行っています。
また、商品開発にあたっては耐震・耐火・断熱性能、ユニバーサルデザインなど、さまざまな面から住宅の性能向上を追求しています。

関連する社会課題

営業では、お客様への適切な情報提供が徹底できるかが課題となります。安全性に関するデータや、環境配慮住宅の性能や魅力などを適切に伝え、ご納得いただけるご提案をすることが求められています。

関連するCSR取り組み報告

- 品質向上に向けたコミュニケーション

設計

住友林業グループは、住宅設計段階で安全性や耐久性、環境負荷などを十分に検討し、長寿命で高品質な住宅を提供しています。これまでにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やBF構法などの開発を通じて、高い長期優良住宅認定取得率を維持しています。

関連する社会課題

特に設計段階の取り組みで関連する社会課題テーマは「安全」や「環境」です。お住まいになられるお客様に安全・安心を提供するとともに、気候変動をはじめとする地球環境への配慮を怠りません。

関連するCSR取り組み報告

- 安全・品質管理
- 持続可能な社会に貢献する住宅づくり
- 木化事業

資材調達

住宅・建築事業では、木材やコンクリートから、キッチン・トイレなどの住宅設備まで幅広い資材の調達を行います。例えば、同事業だけで年間約24万m^3の木材を調達・利用しており、これらの調達行動を公正かつ責任ある取り組みにすることが自社の社会的責任であると考えています。

関連する社会課題

住宅・建築事業の調達行動では、取引先だけでなく、その上流における労働環境や自然環境についても当社グループの責任範囲となると考えています。そのため、国内外の人権や環境課題などを幅広く留意しています。

関連するCSR取り組み報告

- 調達における取り組み

施工

住宅の施工にあたっては、安全性に配慮しつつ、お客様に期日通りの引渡をするために日々丁寧かつ効率的な作業を行っています。そのために施工業者への安全研修や環境教育を徹底し、本部の方針・施策が現場で確実に実行できる体制づくりを進めています。

関連する社会課題

施工現場ではさまざまな危険・労働災害が想定されます。また、さまざまな施工業者と協力する中で「安全第一」の意識を徹底させ、その実現に取り組んでいます。また廃棄物削減や、騒音・振動など近隣への配慮・対策にも取り組んでいます。

関連するCSR取り組み報告

- 施工現場における安全衛生・環境
- 緑化による環境都市への貢献

アフターサポート

住友林業グループでは、アフターサポートに力を入れることで、長く住み続けられる住宅を提供していくことを目指しています。そのために、住宅のお引渡し後25年にわたる定期点検の実施や顧客満足度調査の実施、コールセンターの設置などを行っています。

関連する社会課題

私たちは、住宅メーカーとして、住宅の引渡後も製品（住宅）に対する責任があると考えています。製品責任には、長期にわたる安全性や環境性能の保証だけでなく、長く住み続けるためのメンテナンスに対する責任も含まれていると認識しています。

関連するCSR取り組み報告

▸ 製品責任

調達における取り組み

調達活動に関する基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。

2015年7月には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した責任ある調達活動を行っています。

- 住友林業グループ調達方針

グリーン調達・CSR調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年には「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権への配慮などCSRの取組状況を確認する項目を追加しました。

- グリーン調達ガイドライン（抜粋）

責任ある資材調達

住友林業グループの住宅・建築事業における資材は、「住友林業グループグリーン調達ガイドライン」に則って調達しています。また木材においては資材開発部でCoC認証を取得し、サプライチェーンにおいても流通する体制を進めています。

新規資材採用時や資材改定時には、資材の仕様・規格や品質基準を定めた「製品仕様書」とともに、「グリーン調達調査票」および「廃棄方法確認書（製品、梱包）」を作成します。「グリーン調達調査票」では、調達した木材の合法証明書、VOC（揮発性有機化合物）の発生がないことや、防虫剤等の使用においては認定薬剤を使用していること等を確認します。「廃棄方法確認書（製品、梱包）」では、端材の分類、処理法、処理施設等を確認します。

各書類は2部作成し、社内関係各部署で確認後、1部は資材開発部、もう1部はサプライヤーにて保管しています。

- 住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証

住宅商品における国産材の積極利用

住友林業の家では、さまざまな部材の開発、採用により、国産材の使用比率の向上に努めています。当社の注文住宅は、主にBF（ビッグフレーム）構法、およびMB（マルチバランス）構法による住宅であり、この2つの構法における2020年までの目標を設定し、住宅商品における国産材比率の向上に努めています。

▸ （第三者保証マーク）について

MB構法1棟あたりの構造材・羽柄材の国産材比率 2017年度

71%

BF構法1棟あたりの構造材・羽柄材の国産材比率 2017年度

50%

2017年度 注文戸建住宅完工棟数割合

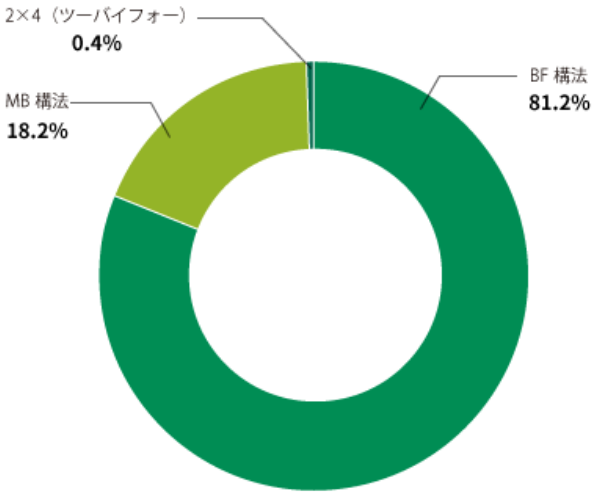

調達先とのコミュニケーション／取引先評価

全国各地に建築現場を持つ住宅・建築事業は、多くの協力会社との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

住宅・建築事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック 回答率：主要取引先のうち81.7%（2017年）	住宅・建築事業での資材供給先（現場備品メーカー、プレカット工場、建材納材店、サッシセンターを除くサプライヤー）に対し、毎年、企業内容や品質、価格、納期、環境対応、サービス等の項目を評価し、取引先の改善に役立てられるように評価結果をフィードバックしています。また、評価の一環として、定期的にサプライヤーの工場監査を実施しています。当社が調達する商品の品質管理をより強化するために、サプライヤーの工場監査手法の見直しを行い、2017年度より部分的に対応を開始しました。

安全・品質管理

住宅事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業では、「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えのもと、住宅事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

- 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
- ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
- 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
- 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住友林業は、耐震性・耐久性・断熱性能の向上、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やユニバーサルデザインの推進、維持管理の容易さ、防犯性能・防火性能の向上など、さまざまな面から住宅の性能を高めることで、お客様が永く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。

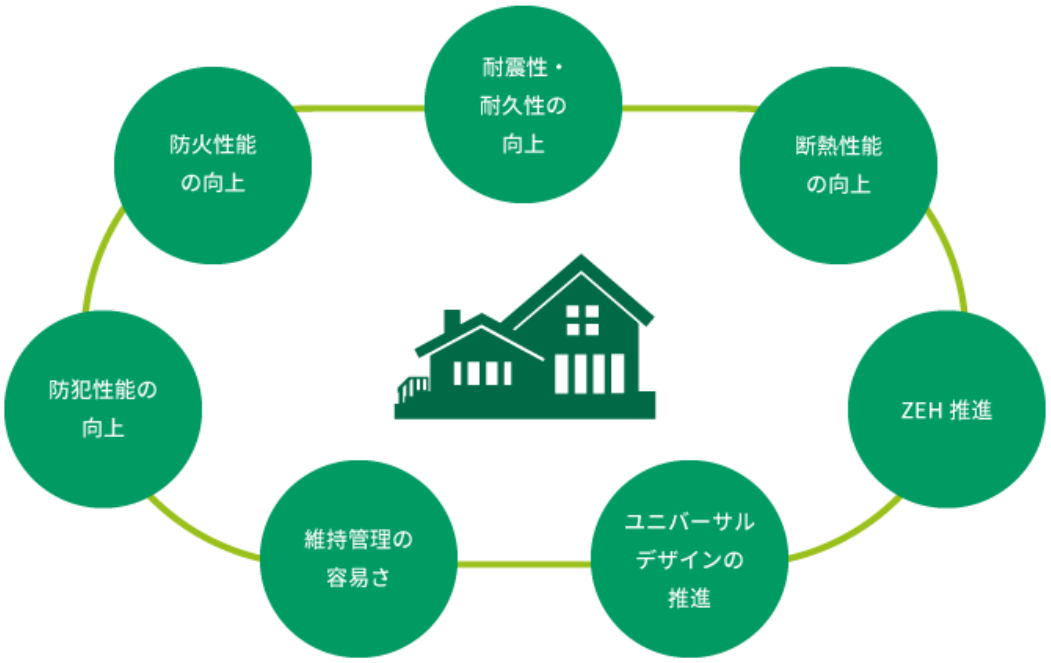

設計性能評価

お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、住宅性能表示制度※1の利用を積極的に推進しています。2017年度における住宅性能表示制度の実施率※2は、設計性能評価で98.9%、建設性能評価で97.9%となり、長期優良住宅の認定取得率は93.3%となりました。

※1 住宅性能表示制度：お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ。評価項目は「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「温熱環境」など10分野

※2 住宅・建築事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2017年4月1日～2018年3月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

住宅性能表示制度の実施率

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
設計性能評価※	100.6%	97.7%	98.6%	98.8%	98.9%
建設性能評価	95.4%	94.9%	97.3%	97.8%	97.9%

※ 設計性能評価について、2014年度までは、期中の「着工棟数」に対する期中の「設計性能評価取得数（期中に着工しなかった物件を含む）」の割合としていたが、2015年度以降は、期中の「着工棟数」に対する「着工した物件における設計性能評価取得数」の割合とした

長期優良住宅認定

住友林業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2を全て最高等級（「住宅性能表示制度」の評価を適用）でクリアすることを設定しています。商品開発から施工、アフターサポートに至る製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。

※1 長期優良住宅：ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度

※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価

長期優良住宅認定取得率

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
長期優良住宅認定取得率	90.7%	91.2%	92.7%	93.3%	93.3%

長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級 3 に対応
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2 以上	最高等級 3 に対応
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級 3	最高等級 3 に対応

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
省エネルギー性	省エネな家であること	断熱等性能等級 4	最高等級 4 に対応

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

製品安全・品質管理のしくみ

- 消費者ニーズやオーナーアンケートをもとに、新たな技術や部材、住宅商品、ライフスタイル提案などを開発する
- 住宅・建築事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進

- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック

専属の設計士が担当

- 全ての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 2カ月に1回開催する「品質向上委員会」において、新規採用部材に関する情報を共有するとともに、既存採用部材の改善策を討議。2017年度は3件のテーマについて、進捗状況を報告・討議

- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎･構造・木工事完了・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック

施工管理

アフターサポート

- 住宅のお引渡し後25年間にわたって定期点検を実施。30年目からは10年ごとの有料点検により、大切な住まいを長持ちさせるために長期にわたってサポート
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「60年までの定期点検システム」を構築

定期点検

リフォーム

- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証。さらに、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得することで、「耐震改修」の促進を図る
- また住友林業ホームテック株式会社は、2017年度に「全旅連」※に入会し、ホテル・旅館のリフォームに注力している

※ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会。全国の旅館・ホテル営業について衛生施設の改善と維持向上、および経営の安定等を促進するための団体

旅館リフォーム前

リフォーム後

リノベーション

- 住宅の耐震性や劣化状況を診断するため、建設当時の設計図書を確認し、構造審査や鉄筋確認、コンクリート強度測定などの検査を第三者調査機関と連携して実施。検査結果に基づき、適切な大規模修繕工事を行うことで建物の長寿命化を図るとともに、販売時に検査結果・工事内容を全て開示
- 独自の保証書発行、「あんしん既存住宅売買瑕疵保険」の付保、お引渡し後1年目の定期巡回など、サポート体制を整備

リノベーション中

リノベーション後

- 住友林業と熊谷組が業務・資本提携したことにより、それぞれのグループ会社である住友林業ホームテック株式会社とケーアンドイー株式会社がコラボレーションを進めている。当社は木を活かした内装のリニューアル、ケーアンドイーはゼネコンの総合力を活かした外装などの建築のリニューアルを担当。建物全てのリニューアルができることで、建物の資産価値を高めていく

耐震住宅 ～K型筋かい・RGSパネルを開発～

「K型筋かい（筋かいパネル）」本耐力壁は厚み24mmの構造用合板を用い、厚み75mmのグラスウール断熱材を納めることが可能です。軽量であるため施工性も良く、本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.0KN/m²）。

「リフォーム向けGSパネル（RGSパネル）」は、左右に分けたパネル（厚24mmの構造用合板）の縦接合部に、高剛性・高減衰ゴムを挟んだ特殊金物で接合したパネルを設置し、変形を抑える耐震壁とする工法です。さらに施工性を向上させるためにパネルは上下にも分けられるようにしています。本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（壁基準耐力6.1KN/m²）。

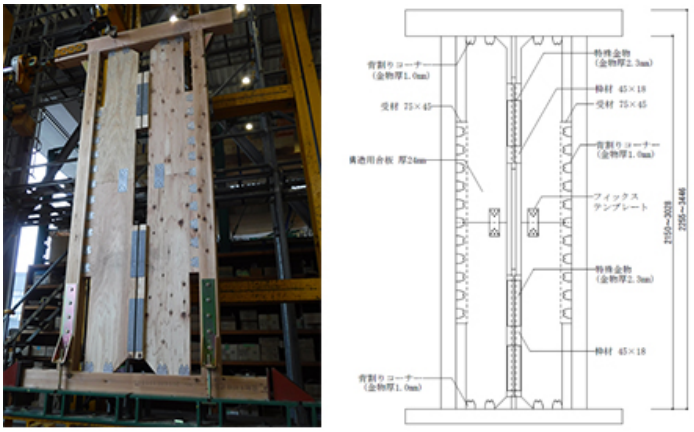

RGSパネル

BF構法

住友林業では、2005年2月に3階建て商品として「BF（ビッグフレーム）構法」の販売を開始し、2009年10月には2階建商品、2015年4月に4階建てが可能な耐火仕様商品に展開しています。その後、お客様の災害などに対する意識向上から、さらに進化を遂げて高い耐震性を強みとしてきたBF構法が顧客ニーズとマッチし、今では当社の主力商品となっています。

高層ビルにも用いられるラーメン構造を、木造住宅において日本で初めて木質梁勝ちラーメン構造として実現したのが、住友林業オリジナルのBF構法です。

ラーメン構造は柱と梁を強固に一体化する剛接合により、地震や風といった横からの力に抵抗する構造です。BF構法では一般的な105㎜角の柱の約5本分に相当する560㎜幅の大断面集成柱「ビッグコラム」と、構造材に埋め込まれ、金属相互の接合による「メタルタッチ接合」の組合せにより、堅牢なラーメン構造を実現しています。

ビッグコラムは「メタルタッチ接合」により梁や基礎が強固に接合され、壁倍率22.4(倍/m)相当の許容水平力を発揮。耐震性を確保しながら、大空間・大開口を両立することができます。

また、オリジナル技術を様々に展開・応用することで、さらに多彩な設計条件への対応を可能とします。接合金物を2倍にした「ツインボルトコラム(壁倍率33.6倍/m相当)」やビッグコラムを2本重ねて配置した「ダブルビッグコラム(壁倍率44.8倍/m相当)」により制約の多い土地でも間取りの自由度が高まり、開放感が広がります。さらに、大スパン梁「プレ

ストレストティンバー梁」により複数台のビルトインガレージや大空間のリビング、併用住宅等での設計自由度が高まります。

住友林業ではBF構法の構造躯体はもちろん、実物大の検証モデルで振動実験を行ない、万一の大地震を想定した耐震性能を検証しています。

BF構法の3階建て実物大の検証モデルでは、東日本大震災と同等の最大加速度2,699galの揺れを余裕をもってクリア。阪神・淡路大震災（最大加速度818gal）の3.3倍の揺れにも耐え抜き、巨大地震への強さを実証しました。さらに、東日本大震災の震度7を2回、阪神・淡路大震災の震度7を20回、合計22回加振するという過酷な実験にもねばり強さを発揮。さらに、巨大地震と強い余震が繰り返し発生することも想定し、合計246回の加振を実施。震度4から6弱、そして震度7という厳しい加振の繰り返しにも、構造躯体の耐震性が維持され続けることが確認されています。

このように、BF構法は安心感をもたらす強靭な構造と、気持ちよい広々とした空間を可能にする設計の自由度でお客様のニーズにお応えします。

一般的な柱の5倍以上の幅をもつ強靭なビッグコラム

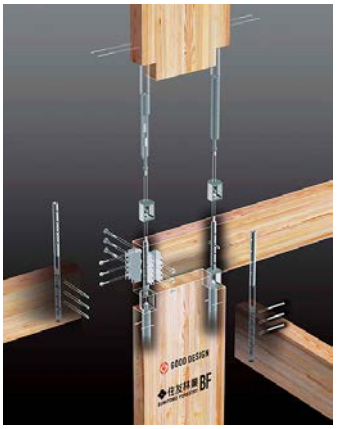

金属相互の接合「メタルタッチ接合」により堅牢なラーメン構造を実現

ユニバーサルデザインの推進

住友林業では、住まう方の安全性を高めるための取り組みとして、業界に先駆け引き戸や開き戸といった全ての室内建具にソフトクローザーを設置しています。また、居室やホールまわりの内壁出隅部、腰壁出隅部をR形状の仕様とするとともに、フロアに段差をつくらないオールフラット化を標準仕様にしています。将来的に車いすや介助が必要となる場合を想定し、介助車いすが使用できる780mmの廊下幅を標準仕様とし、玄関へのスロープやホームエレベーターの設置など、自由設計によりお客様の要望に柔軟に対応しています。

さらに室内と段差の無いルーフバルコニーや、ヒートショックやハウスダストを軽減し温度差の無い快適な空間を実現する全館空調システム「エアドリームハイブリッド」、住友林業ならではの木質内装と間接照明による眠りに適した室内環境で睡眠改善効果をもたらす快適な寝室空間など、さまざまなお客様のニーズにお応えできるような住まいのデザインに力を入れています。

持続可能な社会に貢献する住宅づくり

基本的な考え方

日本の住宅政策は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、環境商品の搭載誘導や長期優良の資産となる住宅を推奨しています。当社はZEH仕様の住宅を推奨することで各家庭の年間の一次エネルギー消費量を減らしたり、災害等に強い住宅を提供したり、快適な住まいを維持・継続するための商品を提供したりして、お客様のニーズに合わせながら持続可能な社会に貢献できる住宅販売を行っています。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

日本における家庭部門のCO_2排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあります。国は、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」等において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の過半数をZEHにすることを目指す」旨の政策目標を打ち出しました。ZEHとは、高い断熱性能、省エネ設備機器、そして太陽光発電システム等の「創エネルギー」設備を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅です。

当社は従来より、再生可能な自然資源であり、成長の過程でCO_2を吸収・蓄積する木を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす当社独自の設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上や省エネ設備の導入など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS※1など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

国のZEH目標を受けて当社は2020年度のZEH普及目標を80%※2と掲げ、2017年度には33%※2を達成しました。新築住宅においては2017年4月より、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、ZEHの普及を推進しています。

※1 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を"見える化"する家庭用エネルギー管理システム

※2 ともにNearly ZEHを含み、北海道・沖縄を除いた受注ベースの値。北海道の2017年度実績、2020年度目標はそれぞれ1%、51%。なお、ZEHが「太陽光を含む一次エネルギー削減率が100%」であるのに対して、Nearly ZEHは「同75～100%」と定義している。

ZEH普及目標（2020年）
80%※2

ZEH普及実績（2017年）
33%※2

断熱性に優れた木の家

木の熱伝導率を「1」とすると、コンクリートは約13倍、鉄は約440倍もあります。木は熱を伝えにくい断熱性に優れた素材です。さらに、住友林業では独自の基準による高い性能の断熱材を使用しています。

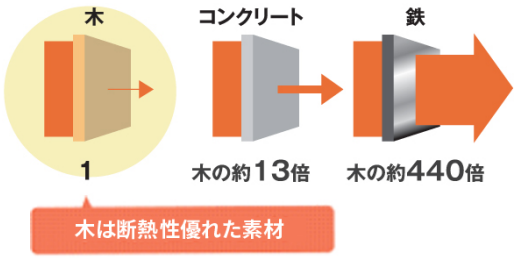

木は断熱性にすぐれた素材

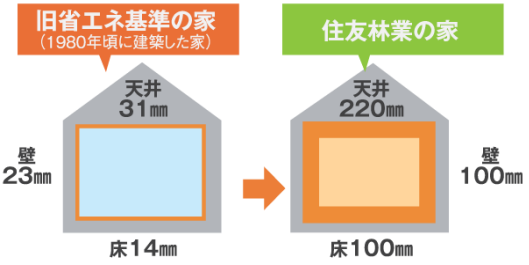

住友林業独自基準の断熱材

断熱性の高いガラスで、エネルギーロスを抑制

住まいの中で、一番熱損失が大きいのは窓です。夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないよう断熱することが大切です。住友林業では、もっとも熱のロスが大きい窓には、「Low-E複層ガラス」を採用しています。これは複層ガラスの間に、空気より熱を伝えにくい「アルゴンガス」または「クリプトンガス」を封入し、さらに特殊金属膜がガラスにコーティングしたものです。優れた断熱・遮熱性で、夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないようにしています。

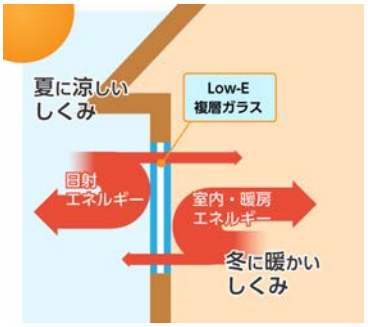

Low-Eガラスによる断熱イメージ

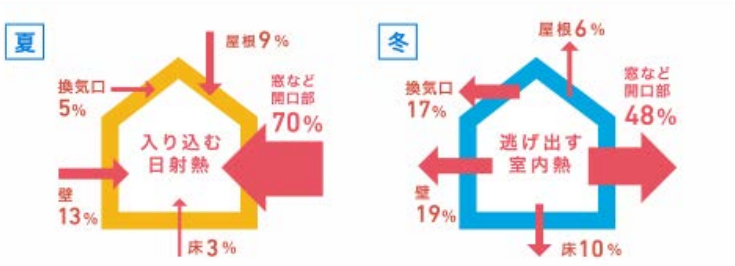

住まいの熱損失の割合

W発電

住友林業では、太陽光発電パネルとともに、家庭用燃料電池「エネファーム」の設置も推奨しています。このW発電により、毎日の生活に必要な電気を自宅でつくることができます。さらにHEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）で住まいのエネルギー消費量を上手に管理することで、ゼロ・エネルギーの家（ZEH仕様）を実現します。

エネファーム ＋ 太陽光発電パネル

発電もする給湯器

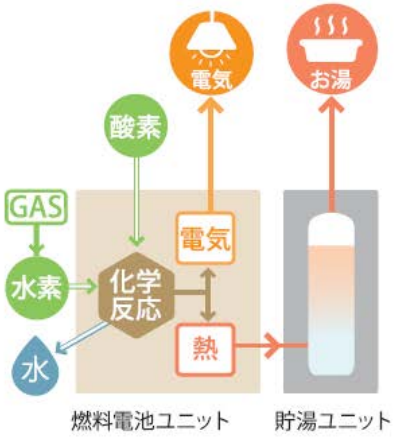

発電の際に発生する熱と水。その熱を無駄なく回収して給湯や床暖房に利用できるので一次エネルギーの利用効率が大幅にアップします。

太陽光発電システムとエネファームを組み合わせることで、それぞれ単体よりも光熱費やCO_2排出量を削減。電気の使用量が比較的少ない日中はエネファームでつくった電気を使い、太陽光発電システムで発電して余った電気を売電すれば、さらに経済的です。

▸ 「涼温房」の設計手法

環境配慮機器の搭載率推移（受注ベース）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
太陽光発電システム	51%	43%	35%	48%	46%
エネファーム	53%	51%	43%	34%	34%
エコワン※1	-	-	-	16%	18%
環境配慮機器搭載率※2	72%	66%	58%	68%	69%

※1 電気・ガスのハイブリッド給湯・暖房システム

※2 2015年度までは太陽光発電システムもしくはエネファームの搭載率。2016年度以降は左記にエコワンも含む

開放的な大空間とZEHを実現できる戸建住宅「The Forest BF」を発売開始

住友林業は2017年4月、当社独自のBF構法（ビッグフレーム構法）をさらに進化させた「The Forest BF」を全国（沖縄を除く）で発売しました。自由度のある天井高と、特許取得の新技術の梁により、これまで以上に開放的な大空間で快適な居住性を提供します。また、地域の基準値を上回る断熱性能を持たせたほか、太陽光発電システムなどを組み合わせることで年間一次エネルギー消費量をゼロ以下にするZEHも実現できます。さらに、構造材を必要としない可変性のある間仕切り壁を採用することで、お子さまの独立や親御さまの同居などで間取りを変更する際にも廃棄物が少なくなる構造となっています。本商品は年間5,500棟の受注を目指します。

快適な居住性と高い環境性能を合わせもつ「The Forest BF」

- 選べる天井高と新技術で開放的な大空間を実現 戸建注文住宅「The Forest BF」新発売
- 「The Forest BF」ページ

性能向上リフォームの提案

住友林業ホームテック株式会社では、省エネリフォームを推進しています。断熱性能の向上と合わせて、省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、環境負荷低減を実現します。特に断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させるだけでなく、光熱費も抑えることができます。

断熱性能を高め、省エネ機器を使うことにより、暮らしの中で消費するエネルギーを減らし生涯光熱費を減らす新しい暮らし方を提案しています。

また「耐震改修」提案も引き続き注力しており、「断熱」「省エネ」「耐震」各性能を向上させることで、「既存住宅の長期優良住宅化」や「長期優良増改築認定基準」適合に積極的に取り組んでいます。

断熱工事の様子

世界遺産で旧家再生～総本山仁和寺「松林庵」　建物の改修を担当～

住友林業ホームテック株式会社は、木のよさと伝統的な木造建築工法を熟知した「温故知新」の旧家再生を数多く手掛けています。2017年9月に改修を終えた京都仁和寺「松林庵」は、日本の古き良き風情を感じられる建物を目指して実施。希少な構造梁などの残せるものは残し、建築当時の趣が残る宿泊施設として生まれ変わりました。

埋蔵文化財の指定エリアである仁和寺「松林庵」においては、施工方法にも配慮。耐震補強工事の一環で基礎を新設する際は、地盤を掘削せずにコンクリート基礎を新設しました。

また、建物内の床の段差を解消しバリアフリーにも対応するなど、設計力と施工力を活かした改修を実現しています。

今後、当社は戸建住宅の改修にとどまらず、非住宅・商業建築分野への事業拡大を推進します。

改修された仁和寺「松林庵」

- 世界遺産で旧家再生　総本山仁和寺「松林庵」の建物改修・造園工事を担当

「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の研究開発

住友林業は、太陽光発電システムなど環境配慮機器の利用によって、資材調達から建設、居住、改修、解体、廃棄まで住宅のライフサイクル全体で排出されるCO_2がマイナスとなる「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の開発に取り組んでいます。

2016年度から着手したエネルギーの効率的な利用に関する研究では、蓄電池などを用いた住戸内での電力の有効活用に加え、複数世帯間での融通による効果について、シミュレーションによる検討を実施いたしました。さらに、今後の普及促進が見込まれる電気自動車が導入された場合のV2H（Vehicle to Home）やV2G（Vehicle to Grid）の効果についての検討も開始いたしました。また、より居住者視点に立った検討として、快適性や健康性の観点から必要とされる断熱性能の目標値を定め住宅外皮仕様の整理を行いました。今後は単なる省エネルギーだけではなく、住環境が人の感性に与える影響についての研究開発を進めていく予定です。

住宅・建築事業におけるカーボンストック

木は製品となってもCO_2を炭素として保持し続けるため、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。2017年度の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストックは国内で18.5万t-CO_2になりました。住友林業グループは、山林や都市のカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

▸ 持続可能な森林経営（山林と住宅事業のカーボンストックについて）

気候変動に適応した住宅の販売

震災や気候変動に伴い増加する風水害に備え、住宅・建築事業本部では「災害対策要綱」を整備し、住宅を引き渡したお客様などへの対策と行動指針を定め、迅速かつ的確な災害対策を講じるようにしています。

2016年11月4日には、震災や水害などの災害時にも安心・安全・快適性を追求する「BF-Si Resilience Plus（ビーエフ エスアイ レジリエンス プラス）」を発売しました。住友林業独自の建物強度を誇る「BF構法」で建物の安全を確保し、充実した備蓄スペースと太陽光発電システム・壁掛型蓄電盤・雨水タンク等の設備により、万一ライフラインが遮断されても復旧までの一定期間生活を続けられる機能を備えました。ネットワークカメラ付きテレビドアホンは、ワイヤレスカメラで室内も確認することができ、災害時に外出先からも自宅の確認ができます。また、大きな備蓄スペースは日常生活でも部屋を片付けるのに役立ち、オリジナル造り付け家具は震災時の転倒防止に効果があるとともに、室内を調和の取れたすっきりとした空間にできます。

災害に強く、日常の快適性も高めた「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」

▸ 防災力を高めた住まい「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」発売 ～災害時の安心・安全に、平常時の快適さをプラス～

多様なニーズやライフスタイルに合わせた住宅の販売

住宅･建築事業本部は、はじめて住まいを取得する一次取得者層、共働き世帯、子育てを終えて二人暮らしの住まいを計画する夫婦等幅広いお客様に向けて住宅提案を行っています。

2017年8月には共働き家族向け注文住宅「DUE CLASSO(ドゥーエ クラッソ)」を発売しました。効率的かつ家族が参加しやすい動線や間取り、収納アイデア、最新機器などにより、「サク家事（さくっと家事のはかどる提案）」「トモ家事（家族でともに楽しく家事をする提案」「シン家事（最新技術で家事をサポート」を提案し、家族が協力しあうことで創出される大切な時間を豊かに過ごす工夫を盛り込んでいます。仕事と家事を両立し、ゆとりある暮らしを実現する住まいです。

また、2017年11月には約30万邸の注文住宅の実績から生まれた厳選1,000プランを提案する「Forest Selection BF」を発売しました。豊富な選択肢の中からお客様のニーズやライフスタイルに合わせて住まいの実現をしています。

各商品ともZEH仕様を推進し“暮らしの環境”と“地球環境”を大切にする住まいを提供しています。

▸ 共働き家族の家「DUE(ドゥーエ) CLASSO(クラッソ)」発売　家事がはかどる住まいの工夫と働き方改革で豊かな暮らしを

▸ 注文住宅の暮らしやすさを集約した1,000プランから選ぶ　セレクトスタイル商品「Forest Selection BF (フォレストセレクション BF)」新発売

海外住宅における取り組み

住友林業は、アメリカとオーストラリアでの戸建住宅販売を中心に、海外での住宅事業展開を進めています。各エリアの文化、住まい方を的確に把握し、需要に見合った住宅を提供するとともに、環境に配慮した住宅販売も行っています。

海外での環境配慮型住宅の販売

住友林業グループは、海外においても省エネ性能の高い住宅を販売しています。

オーストラリアのグループ会社・ヘンリー社は2001年に、当時ビクトリア州が推奨していた省エネ性能基準のエナジー・レイティング※1の5スターを他社に先駆けて自社標準仕様とするなど、同国住宅業界の省エネ性能向上の取り組みを牽引してきました。2009年に住友林業グループに加わった後は環境への取り組みをさらに加速させ、同国における大手ビルダーとして初の一般顧客向けゼロ・エミッション・ハウス※2の商品化を実現させるなど、環境負荷低減のための様々な取り組みを行っています。

ビクトリア州では、主に住宅の基礎部分に使用するコンクリートの材料であるセメントの約20%分をフライアッシュ（石炭を燃焼する際に生じる灰）と高炉スラグ（高炉での製鉄の過程で鉄鉱石から分離される副産物）に置き換えた混合セメントを採用。建築段階において、一棟当たり約3トンのCO_2排出量が削減されています。

また、日本の住宅では一般的な複層ガラスですが、オーストラリアではコスト等の理由から普及が進んでいません。新築住宅でも8割以上で未だに単板ガラスが用いられていますが、同社は2018年、ビクトリア州ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様とし、住宅の断熱性能を高めています※3。

さらに、気密性能の向上にも積極的に取り組んでおり、同社が建築した住宅はオーストラリアの住宅の平均よりも3倍以上の高い気密性能を持つという結果が2017年に行われた気密性能検査によって得られています※4。

ヘンリー社が長年の省エネ住宅の開発の取組みの中で蓄積したノウハウは様々な場面で活かされています。持続可能な社会の実現への関心が世界的に高まる中で、ヘンリー社は今後も、材料・設備の改良や性能の調査を継続的に行うことにより、環境性能の高い住宅の開発に取り組んでまいります。

※1 オーストラリアにおいて建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価する指標で、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価項目となります。最高評価の10スターは、室内の快適な生活環境の維持に冷暖房を全く必要としないレベルを意味し、5スターは建物が高い断熱性能を有していることを示すものの、最低限の冷暖房エネルギーは必要であることを意味します。ヘンリー社が5スターを標準仕様としたことで他社も追随し、結果としてビクトリア州政府による5スター基準の制度化につながりました。その後もヘンリー社が社内基準を6スターへ格上げしたことがビクトリア州基準の6スター化につながるなど、同社がオーストラリア住宅業界の環境性能基準を先導してきました。

※2 従来の住宅より70%以上の省エネ効果が期待できる環境配慮型住宅。

※3 複層ガラスは単板ガラスと比較して熱還流率が35%程度低く、住宅の断熱性能を向上させる効果があります。

※4 ヘンリー社の住宅の平均値が5ACHであるのに対し、オーストラリアの住宅の平均は15.4ACH。（ACHは内外気圧差が50Paのときの1時間あたりの漏気量を表す指標で、数値が低いほど気密性が高いことを表します）。

ヘンリー社の住宅

気密性能検査の様子

品質向上に向けたコミュニケーション

基本的な考え方

当社は、住宅購入を検討される皆様に、有用･有益な情報発信を行い、継続したコミュニケーションを通して、お客様の理想的な家づくりの提案を行っています。

家づくりの流れとして、はじめにデザインの実例や構造・テクノロジーなど、住まいづくりに役立つ情報の紹介をします。次に住友林業の家づくりを確かめることができるショールームや木のぬくもりを体感できる展示場の案内をします。また、実際にお客様が住んでいる家を見学できる見学会などの案内も行っています。

当社は、理想の家づくりを実現するため、お客様専任のプロジェクトチームを結成し、サポートする「お申込み制度」があります。チームを結成することで事前調査をしっかり行い、正確なプランと予算をご提案しています。

セールス力の強化

理想の家づくりを実現するための当社オリジナルの「お申込み制度」があります。

お申込みいただくと、営業担当者、設計担当者、インテリア担当者、生産担当者、外構担当者などからなる家づくりのお客様の専任チームを編成し、外観や間取り、インテリア、外構などについて打合せをします。申し込まれた時点で、ご予算、家族構成、ライフスタイル、こだわりなど、住まいに関するご要望をじっくり伺い、それぞれの専門知識をもった担当者が、総力をあげて理想の住まいを実現するためのお手伝いをします。

また、お客様を実際の建築中の現場や完成宅現場にお連れし、リアルな住宅をイメージして頂くことで、理想の家づくりを実現していきます。

展示場・ショールーム

当社は、約300ヵ所の展示場や約60拠点のショールームが全国に点在しています。また、東京･大阪･名古屋に「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」があります。

展示場は住友林業が提案する住まいの魅力を体感できます。

住友林業の展示場（モデルハウス）は、全国約300ヵ所に展開しており、洋風、和風、3・4階建て、スマートハウスなど多彩な展示場を用意しています。

1. **木の魅力あふれる上質な空間**
   それぞれの展示場では、木の良さと魅力を知りつくした住友林業ならではのデザイン力を最大限に活かした木質感豊かな空間に触れることができます。特に世界の銘木を使用したフロア材やその風合いに合わせた建具や内装など、実際の空間の中でしか感じることができない上質な雰囲気を味わうことができます。
2. **暮らしやすさを考えた設計提案**
   住まいは構造の強さはもちろんのこと、そこで暮らしていく家族にとっては、住み心地のいい間取りや家事動線、収納計画などが大切です。展示場では、住友林業が提案する間取りの工夫や家事のしやすさなどをご自身の目で確かめることができます。また、お子様がいるご家族は子育てのしやすい間取り提案や子ども部屋、スタディーコーナーなど、お子様の成長をイメージしながら検討することもできます。

3. **環境に配慮した設計と最新機器**
   住友林業では、「涼温房（りょうおんぼう）」という設計の工夫をしています。これは、自然の心地よさを住まいに採り入れて、冷暖房機器に頼り切らない暮らしを目指すものです。展示場では、南北に抜ける風の通り道、深い軒で夏の日差しをさえぎる設計の工夫などを実際に確かめられます。また、太陽光発電システムや家庭用燃料電池「エネファーム」、全館空調など、最新の環境機器を装備しているスマートハウス展示場もあります。

住友林業のショールームは、住宅メーカーならでの独自のラインナップを用意しています。システムキッチンやバスルーム・洗面台などの水廻りの設備をはじめ、カーテンや壁紙、内装材、家具、外壁や玄関ドアなどの外装部材を豊富に揃えているので、見て触って比較しながら、住まいのイメージを具体的に検討できます。

1. **最新設備のバリエーションを多数展示**
   システムキッチンは複数のメーカー製品を展示。シンクトップをはじめ、扉の色、質感などメーカーごとに異なるデザインの特徴はもちろん、収納スペースや使い勝手などを比較しながら検討できます。また、バスルーム、洗面台といったサニタリーコーナーもご用意しており、普段の生活での家事のしやすさなどを思い描きながら水廻りを確認できます。
2. **インテリアや外観イメージをトータルコーディネイト**
   豊富な色・柄のカーテンや壁紙をはじめ、床材、建具、家具、照明などを豊富に展示。思い描くインテリアに合わせて、室内の雰囲気をより具体的に検討できます。また、玄関ドアや外壁など外観イメージの決め手となる外装部材も豊富に取り揃えており、住まい全体をトータルにコーディネートできます。
   木は樹種ごとに色あいや木目が異なり、個性豊かな風合いを醸し出します。ショールームには、床材をはじめとする多数の内装部材や外装部材をご用意。カタログやホームページではわからない触り心地や質感など、その違いを実際に肌で感じながら確かめられます。
3. **住まいの構造や最新の環境機器も展示**
   気になる住まいの構造も展示。その強さを実感することができます。また、太陽光発電など最新の環境機器も展示しています。

2018年オープンのhit明野住宅展示場（大分）

体験参加型のコンサルティングスペースを開設

住友林業は、「体験参加型」の賃貸住宅専用コンサルティングスペース「新宿フォレストメゾンプラザ」を2016年10月に開設しています。賃貸経営の相談、展示、セミナーの機能を兼ね備えた施設は大手ハウスメーカーとしては初めてで、土地活用や賃貸経営の相談、構造や設備の展示に加え、初めて賃貸経営を検討される方も参加できるセミナーを定期的に開催。土地活用の情報発信基地としての役割を果たしています。

新宿フォレストメゾンプラザ

テクノロジー展示場の展開

住友林業は、家づくりにおけるお客様とのコミュニケーションの場である住宅展示場において、「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」を全国の代表的な拠点に展開しています。

日本初の木質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面の特長や木の家の優れた性能をわかりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。

現在、東京、大阪、名古屋で展開しており、2017年度の来場者数は、3,108組でした。

テクノロジー展示場の外観

テクノロジー展示場の内観

施工現場における安全衛生・環境

基本的な考え方

住友林業では、現場での安全衛生を第一に施工を行っています。そのために、住友林業グループ社員はもちろん、現場での施工業者など「住友林業の家」に携わる作業者全員に「情報」と「注意喚起事項」の周知を徹底し、安全知識と安全意識の向上について指導しています。また、廃棄物やリサイクルについては適正に処理するとともに、環境負荷を減らすための削減努力に努めています。

施工現場での安全衛生

住宅・建築事業本部では期初に、前期の災害発生状況、安全衛生管理推進状況ならびに関係法令の遵守等、現状を踏まえ、住宅・建築事業本部長名により「安全衛生管理方針」を策定し、通知を行っています。また基本方針として、「安全文化の浸透」を掲げ、「法令遵守」「安全衛生教育の推進」「労働災害の撲滅」の3つを主要取り組みとしています。

「安全第一」の認識を常に周知・啓発することで、「安全文化の浸透」を図り、支社・支店・工事店が年度の重点管理目標を策定し、「墜転落」「工具」「転倒」「重機」「熱中症」による5大災害の撲滅を図ることとしています。

建築現場の安全確認

住宅事業現場における安全衛生管理体制（2010年10月1日改正）

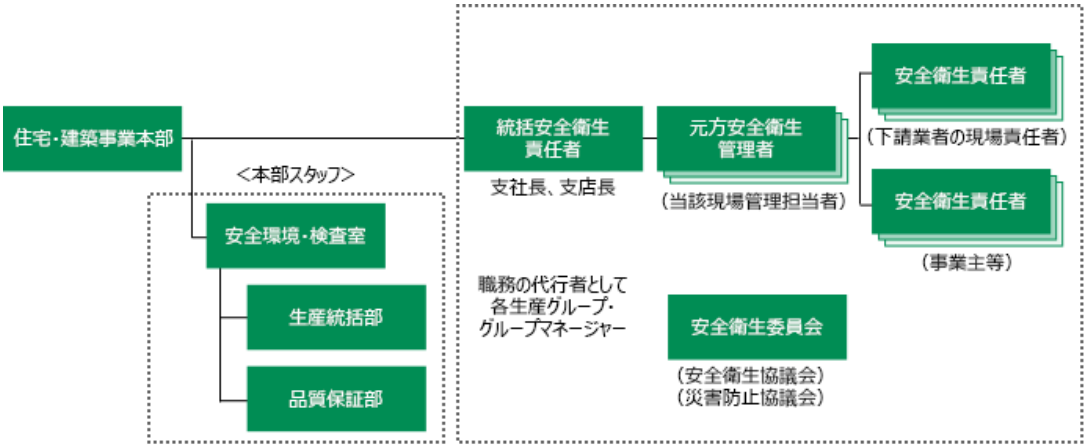

住宅施工現場における請負業者の労働災害発生状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
労働災害件数※1	11件	11件	6件	12件	9件
休業災害度数率※2	1.98	3.63	2.23	3.35	2.31
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※2 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000
2014年度は施工にかかる労働時間を見直した結果、2013年度以前に比べ総労働時間が短縮されている

▸ （第三者保証マーク）について

労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅・建築事業本部・各支社・支店では、毎月1回実施している安全衛生パトロールや現場調査の結果に基づき安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（請負事業者）を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生推進教育を実施しています。

また、大きな危険が伴うグラインダー作業※や、手軽で使いやすい反面、使用法の誤りにより事故につながりやすい丸のこ作業の安全確保を目的とした研修を実施しています。

※ 電気工具を使用し、研削砥石を回転させることにより加工切断する作業

丸のこ作業研修

ゼロエミッション達成のための取り組み

新築現場における廃棄物削減への取り組み

環境省広域認定制度の認定取得

住友林業は2010年12月、環境省より広域認定制度の認定を取得しました。この認定によって廃棄物の運搬が産廃業者以外でも運搬が可能となり、当社独自の産廃回収システムを構築しました。

当社の新築工事の産廃管理システムは、資材の現場搬入車両の帰り便を廃棄物の回収に利用するなど、合理化に貢献し、トレーサビリティの確保、詳細な発生状況データの収集にも役立っています。

2017年度の廃棄物削減取り組み

住友林業は2014年7月、新築現場の廃棄物削減のため、商品開発、資材調達、生産管理、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキング」を発足させ、多くの施策の立案、実行に移してきました。

広域認定を利用した産廃管理システムから得られた廃棄物の詳細データから、「木くず」「石膏ボード」「ダンボール類」の3品目が、全体の2/3を占める事が明らかになり、この3品目の削減を重点的に取り組んでいます。

2017年度は、内部造作部材の規格変更、開口部の石膏ボード施工方法の改良、床等の養生方法の改訂を行いました。特に、床等の養生方法は、従来、使い捨てていた養生材を、繰り返し使用できる養生材に変更する事で、廃棄物（ダンボール類）を1棟あたり約150kg削減でき、2018年度には効果が現れてくる見込です。

また、物件ごとの産廃排出量データのフィードバックをおこなうことで、建設現場の意識改革、啓発活動にも取り組んでいます。

首都圏資源化センターの稼動

住友林業は、広域認定制度の認定取得を機に、高度な分別とデータ収集のため「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立しました。

首都圏資源化センターは、2012年度より運用を開始し、関東地方一都六県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）の新築現場から発生する廃棄物を集積し処理を行っています。

首都圏資源化センターの設置によって、仕様、施工店、地域毎に詳細な廃棄物発生状況、傾向のデータが収集できるようになり、データを商品開発、資材調達、生産管理部門へフィードバック。廃棄物削減取り組みに生かしています。

首都圏資源化センター

資材配送・産業廃棄物回収フロー

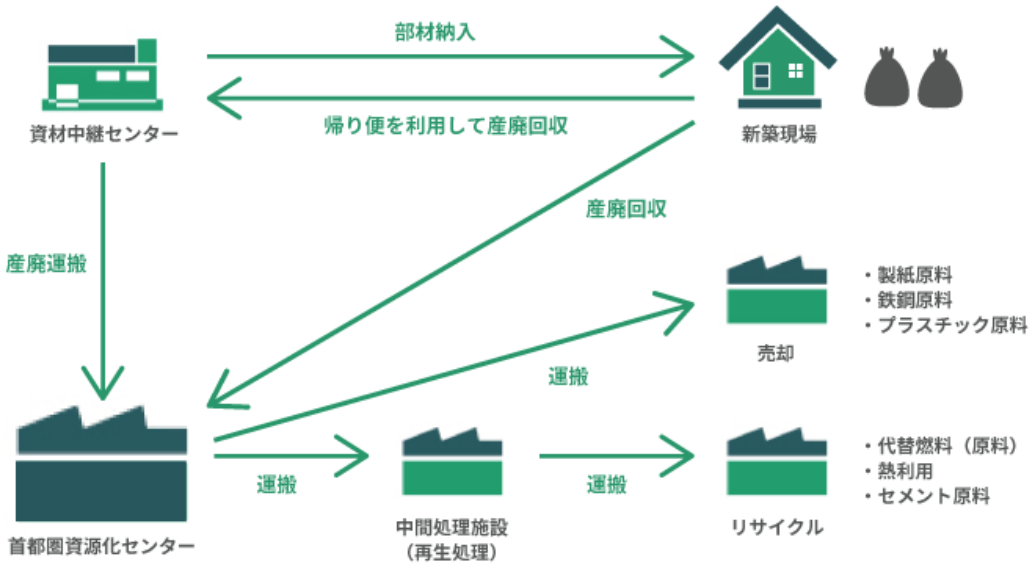

新築現場における廃棄物のリサイクルへの取り組み

住友林業は、新築現場より発生する廃棄物の分別を徹底しています。当社が定めた11分類に分別し易くするため、具体的な廃棄物を記載したポスターを掲示するなど、啓発を図っています。

また、首都圏以外の地域でも、広域認定制度の運用を拡大し、当社主導の処理ルートを構築、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいます。

▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進

また住友林業グループ「CSR中期計画」では、2020年度までに新築現場から発生する産業廃棄物の量を2013年度比30%削減することを目標に掲げています。2017年度は、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量を2013年度比で15.5%削減しました。

新築現場から発生する産業廃棄物の削減率

	削減率
2013年度（基準年度）	-
2015年度	▲2.5%
2016年度	▲8.8%
2017年度	▲15.5%
2020年度（目標年度）	▲30%

解体工事における廃棄物管理

住友林業は、携帯電話やスマートフォンを使って解体工事現場から搬出する廃棄物の品目、数量、荷姿を確認出来るシステムを構築し、管理を強化しています。

電子マニフェストを入力する為に送られてくる受渡確認伝票が、正しく発行されているか、当社のシステムで確認を行っています。

なお、このシステムは、2013年度に全ての協力解体工事店へ導入が完了しています。

施工業者とともに

住友林業では、安全や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全環境情報」を毎月発行し、支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、災害の防止やリスク回避ができるようにしています。

施工業者への安全研修

全国の工務店や解体工事店に出向いて、安全に関する研修を実施しています。現場で働く作業員に直接指導をすることにより、「安全文化の浸透」という当社の指導内容を理解してもらい、現場の安全や環境への取り組みを進めています。

取引先への環境研修の実施

2017年度より、支店の産業廃棄物事務担当者と解体工事店マニフェスト入力事務担当者の同時研修を開始しました。同時に研修をすることで取引先担当者とのコミュニケーションの場にもなり、研修後は、支店と解体工事店の事務の連絡が密になり、産廃管理に重要な電子マニフェスト入力管理がスムーズにできるようになりました。

施工業者の育成

支社、支店では、安全衛生を推進し工事災害の発生を防止することを目的として発足した安全衛生協議会を毎月開催し、現場の安全衛生パトロールによる現場状況の確認と改善指導等、施工業者の安全意識・知識が向上するよう指導を行っています。

また、2018年度からは、地区安全向上委員会を発足し、本部と支社・支店との連携をより強化することで、安全に関する本部の方針・施策が、現場（＝施工業者）へ周知徹底され、確実に実行できる体制づくりを進めています。

製品責任

基本的な考え方

日本の住宅政策は、長期優良住宅の普及促進を掲げ、「いいものを作り、きちんと手入れを行い、長く大切に使っていただく」ストック重視に転換しています。当社は、オーナーの皆様に末永く快適な住まいを維持・継続してもらうために、家のメンテナンスを含む設備の入れ替え、外装工事等のご提案を適時案内しています。全国各拠点で行っているオーナーズイベントの開催など、継続したコミュニケーションを通じて相談や問い合わせなどのきっかけを作り、お客様の快適な暮らしを長期的にサポートすることで資産価値の維持･継続を図っています。

「お客様の声」の尊重と活用

お客様相談室の運営

住友林業は、グループ全体のお客様相談窓口として、2000年4月にお客様相談室を設置しました。お客様のご意見や苦情を各担当部署や経営層に伝え改善につなげることで、お客様最優先の行動をさらに向上させることが同室の重要な使命です。また、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供するため、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキングを設けて情報共有を図り、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。施策は、グループ内に展開するとともに、当室が定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足のための工夫や心温まる事例の紹介などを、社内WEBサイトを活用し、定期的に社内やグループ会社に発信しています。また、不具合事象の再発防止のために、当室に寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容およびその分析結果、対応や優良事例など定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様対応のライフラインの緊急手配などにも迅速に対応できるよう、全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受けつける「住友林業コールセンター」を設けています。この窓口をお客様に広くご利用頂けるよう、電話番号を記載したマグネットカードやオーナー専用WEBサイト・情報誌などでご紹介しています。

現在、センターは東京と福岡に設置しており、2拠点をネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールで連絡したお客様の待ち時間を短縮するとともに、災害発生時にも対応が可能な体制を整備しています。お客様からのご依頼やご相談には迅速に対応し、お客様満足度の向上を図っています。

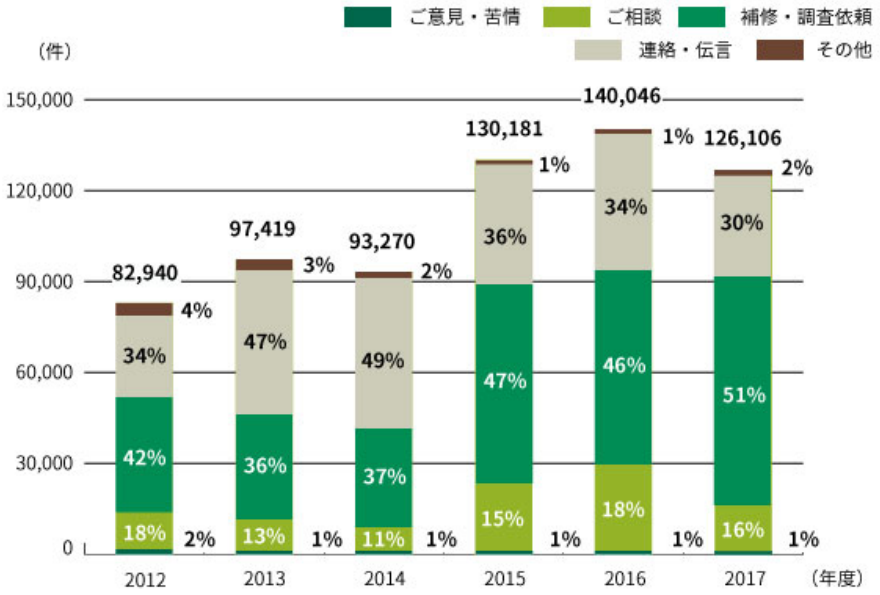

※ 2015年7月より、コールセンターは「住まいに関する総合窓口」となったため、受付数が増加した。また2017年度より受付集計を変更した（顧客からの入電を集計し、関係業者を除く）

お客様アンケートの実施

住友林業ではお客様に一層の満足とサービスを届けるために、居住者アンケートを入居時、2年目、10年目の3回にわたって実施し、オーナー様の意見や感想を集めています。

アンケートは、主に仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについて答えてもらい、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用しています。また、アフターメンテナンス巡回での補修作業完了時には「巡回時アンケートハガキ」をお渡しし、補修業者のマナー、対応スピード、修理技術などについて意見をいただいています。

2017年度にお客様満足度の指標としている「住友林業の家を薦めたい」とご回答いただいたお客様の割合は、入居時アンケートでは86.9%、2年目アンケートでは84.0%でした。

また、当社はさらなる満足度向上を目的とし、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）※を採用。2017年10月より、上記設問について5段階から11段階評価に改訂いたしました。

今後、NPS調査分析によりお客様の声をさらに活かし、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供し続けていきます。

※ NPSとは、顧客ロイヤルティ（企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合い）を測る新しい指標

住宅事業におけるお客様への情報発信

ウェブサイトの運営・情報誌の発行

「住友林業の家」のオーナーとのコミュニケーション、アフターフォローの場として、オーナー専用ウェブサイト「clubforest」を設置し、2018年3月時点で約103,000名のオーナーに会員登録していただいています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発送。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2017年度は各号とも約28万7千部発行しました。

情報誌「すてきな家族」

「百年のいえ倶楽部」定期交流会バスツアーの実施

2013年7月、住友林業ホームテック株式会社では安心・安全なリフォーム提案の一環として、先祖代々住み継がれてきた建物を後世に残し繋ぐことを目的とした会員制クラブ「百年のいえ倶楽部」を設立しました。会員は、旧家（1950年以前に建築された建物）を住友林業ホームテックでリフォームしたオーナーだけでなく、現在旧家などにお住まいの方や旧家の購入を検討している方も対象としています。

2017年は、「百年のいえ倶楽部」会員を対象に、当社が施工した旧家実例や歴史的建造物などを見学する「旧家バスツアー」を10月から11月にかけて全国8ヶ所で開催しました。

累計319名の方が参加し、旧宿場町などに残る貴重な建物をはじめ、実際にリフォームされた旧家を巡り、歴史とともに受け継がれてゆく建物の価値について学ぶ機会となりました。

定期交流会の様子

木化事業

基本的な考え方

住友林業は、住宅以外の中大規模建築での木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しており、「MOCCA」として事業ブランド化しています。

住友林業は、300年を超える歳月で森づくりを行っています。そして、世界の様々な木の特性を熟知し、木が生きる住空間を創っています。その膨大で多様な経験・知識・技術を大きく発展させることで、中大規模の木造建築などグローバルに通用する新しい木造化・木質化を提案します。

取組案件金額推移（2013～2017年度実績および2018年度予想）

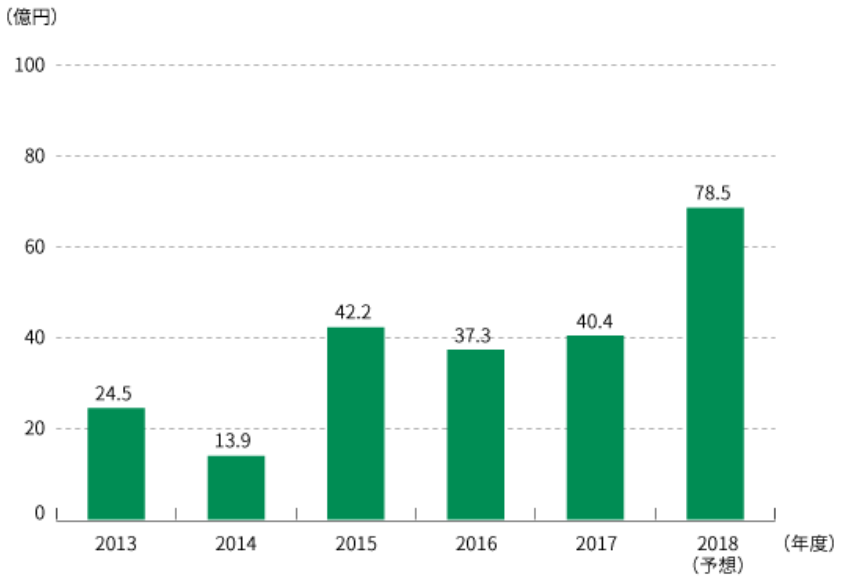

木化事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。「木化事業」を推進する木化推進部では、建築物の木造化・木質化を通して、利用者への健康配慮、安全、安心および高品質の建築物を提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。この国際規格に基づき、品質方針を下記のとおり制定しています。各施工現場では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

品質方針

木を愛する組織として、建築物の木造化・木質化を通して、人への健康、安心、安全及び高品質の建築物を一貫して提供することがお客様の幸福を実現する道であり、以下のことに取り組む。

1. **継続的改善とお客様満足の向上**
   規格要求事項への適合及びお客様の要求事項を満たすことはもとより、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すると共に、品質パフォーマンスを高めてお客様の満足向上に取り組む。
2. **法令の順守**
   建築物の設計及び施工に関係して、適用される法令及び当社が同意するその他の要求事項を熟知し、順守する。
3. **方針の取り組み**
   この品質方針を具体的に推進するために、品質目標を設定し、定期的に達成度を評価して見直しをする。
4. **教育・訓練**
   この品質方針を木化推進部内で働く全従業員及び当社のために働く要員が理解し、行動できるように教育・訓練を行い、周知する。
5. **方針の公開**
   この品質方針は、住宅・建築事業本部木化推進部のウェブサイトを通して外部に公開する。

木化事業における製品安全・品質管理体制

住友林業木化推進部では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全施工現場で年に2回実施しています

中学校と地域を繋ぐコミュニティの場 新居浜市立別子中学校寄宿舎

公共が資金調達し施設の設計・建設、運営等を民間事業者に包括的に委託するDBO（design-build-operate）方式で愛媛県新居浜市が実施する「新居浜市立別子中学校寄宿舎整備運営事業」の公募型プロポーザルで選定され、当社が設計・施工を担当し、2018年3月に竣工しました。

本施設は木造軸組工法の2階建で、建物には地域産材のヒノキを活用しています。断熱性・保湿性・調湿性に優れた木造建築で、子どもたちが生活する“住まい”として快適な空間を提案します。

玄関ホールには樹齢約100年、新居浜市別子の当社社有林のヒノキを加工した化粧丸太の柱を設置し、別子の魅力、歴史を感じられる空間としました。玄関ホールに接した1階中央部には食堂、多目的室・談話室を配置し、子ども同士、教職員、家族と子どもたち、地域の方々がコミュニケーションをとりやすい交流の場とします。多目的室・談話室は子どもたちにとってリビングの役割を担う場であり、「家族のように過

ごす空間」「家族のような関係性を育む空間」である重要な居室として捉え、くつろぎ、安らぎを感じられる場所として設計しました。

1階共用部の床材は愛媛県産のヒノキの無垢フローリングで、食堂は梁を現しとして木質感あふれる空間とします。時間の経過とともに味わい深い風合いを増す木の魅力を楽しめる室内です。

2階は子どもたちが生活し、学ぶ場である個室とし、1室約10.1m²（約6.2帖）で18室をセキュリティとプライバシーに配慮し設計しています。

別子中学校は2016年4月より「英語」「理数系」科目を強化し、少人数教育の独自カリキュラムを導入。「グローバル・ジュニアハイスクール」と銘打ち、少人数教育による個別の学習支援による特色あるカリキュラムを打ち出し、世界に羽ばたくリーダーの育成を目指しています。市は寄宿舎建築で安心・安全で学習に集中できる環境を整備し、持続可能な地域づくりに繋げることを目指し、自然・歴史・風土を活かす個性的な地域振興を進めています。

当社は別子中学校寄宿舎の設計・施工を通じて中学校と地域が一体となった協働体制を構築し、地域活性化の一翼を担い継続的な発展に寄与することを目指します。

「木ぐるみ FR®」公共施設へ初採用 長崎県庁新庁舎の展望室

住友林業は、長崎県庁舎建設工事に伴う行政棟8階展望室の木質構造躯体工事の施工を担当しました。この建築は、純木質耐火集成材として初めて公共施設へ「木ぐるみ FR®」を採用したもので、大規模建築の中に木質感溢れる空間を創り出しています。

長崎県庁新庁舎は行政棟、議会棟、警察本部庁舎、駐車場棟の4棟からなり、2017年12月に竣工、2018年1月より順次新庁舎での業務が始まっています。行政棟最上部の展望室に、2016年に1時間耐火構造の大臣認定を取得した木ぐるみ FR®を納品しています。

耐火性能を担保する木質構造部材は、モルタルや石膏ボードといった異素材を組み合わせることが多く、木質感に欠けてしまう場合があります。今回使用した木ぐるみ FR®は異素材を用いない純木質耐火部材であることから、耐火性能を担保しつつ木のぬくもりや優しさを感じることができます。また原材料の一部には地元長崎県産のスギを使用し、地場産材の活用に寄与しています。当社の木材建材部が製造・販売を担当した本部材は、現在全国4箇所（岩手県・福島県・石川県・奈良県）に製造拠点を設けており、納品する建築場所に合わせて最適な製造拠点で対応することができます。

「木ぐるみ FR®」が公共施設に採用されたことで、より多くの方々に木の空間の良さを感じていただく機会を得ました。また、本件のような大型施設の一部分を木造化・木質化することは、木の新しい活用事例であると考えており、今後も木の魅力を発信すべく様々な事例に取り組んでいきます。

物件概要

- 建物名称：長崎県庁舎行政棟
- 設計：日建・松林・池田特定建設関連業務委託共同企業体
- 監理：日建・松林・アトリエ・プランニング特定建設関連業務委託共同企業体
- 施工：鹿島・上滝・堀内特定建設工事共同企業体
- 建築構造：RC造一部木造 8階建
- 延床面積：46,718.23m²（うち当社施工部分256m²）

緑化による環境都市への貢献

緑化事業での取り組み

自然共生社会を目指す社会的な動きの中で、都市再開発や街づくりなどにおいても地域に根ざした植物をできるだけ活用していこうとする動きが活発化しています。

このような動きの中、これまで住友林業緑化株式会社では、自然再生を目指す緑化計画においては郷土種、在来種の採用が好ましいとの考え方のもと緑化対象地に応じた樹種選定の指針を「ハーモニックプランツ®」として定義し、その普及に努めてきました。

樹木には、日本に古くから自生している植物（自生植物）と、外国から入ってきた植物（移入植物）があります。移入植物の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪ったり、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物※）もあります。これらの植物の中で、人的に栽培したものを園芸植物（栽培品種）と分類しています。

植栽計画においては、保全レベルを考慮した4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に分け、これに応じて植物種を選択します。例えば、住宅の庭づくりを行う「街区エリア」では、「栽培品種を含む自生植物」を主体に「侵略性のない移入植物」からも緑化植物をバランスよく選択することで「彩り」を演出しています。さらに地域の生態系への悪影響が明らかな侵略植物を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物および生態系被害防止外来種

緑化事業を通じた生物多様性保全

「生物多様性読本VOL2地域性植物編」を刊行

地域性植物とはそもそもどういうものなのか、地域に根ざした植物の生産・流通・消費について現状はどうなっているのか、地域に根ざした植栽計画とはいかなるものか、今後どのように進んでいくのか、など、多くの疑問が寄せられるようになってきました。

住友林業緑化ではこれらの声に対応する形で「生物多様性読本VOL2 地域性植物編」を2018年1月に制作しました。

ここでは主に以下の内容について、地域性植物を活用した最先端の事例を交えて解説しています。

1. 地域性植物による東日本大震災復興事業
2. 大規模テストコース開発における地域性植物活用
3. 地域性植物を用いた海浜植生再生事業
4. “江戸” 由来の地域性植物による都市再開発
5. 大規模人工地盤上の地域性植物による雑木林再生

これから活発化していく地域性植物活用の一つの助けになればと考えています。

生物多様性読本VOL2地域性植物編表紙

「住まいの樹木図鑑　改訂版」を刊行

環境省及び農林水産省は、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を新たに公表しました。

これまでの特定外来生物だけでなく、侵略性が高く生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来種が選定されています。

住友林業緑化では、生態系被害防止外来種リストの制定を受け、生態系に係るさらなる影響も勘案し、住友林業緑化独自の外来種に対する基準を再構築しました。この基準に基づき刊行済みの「住まいの樹木図鑑」掲載の樹種を一部入れ替え、2017年3月に改訂版を刊行しました。

今後は「ハーモニックプランツ®」や外来種に対する基準の活用を進め、お客様への植栽提案や社員の意識啓発を図っていきます。

住まいの樹木図鑑 改訂版表紙

まちづくりへの貢献

神奈川県秦野市の戸建住宅団地「フォレストガーデン秦野」が2018年3月、いきもの共生事業所認証（ABINC認証）を取得しました。戸建住宅団地・街区版部門での認証第1号です。ABINC認証制度は自然と人との共生を企業に促すため、生物多様性保全の取り組み成果を認証する制度です。

2014年からオフィスビルと商業施設を対象に認証を開始。その後、集合住宅や工場へと対象を拡充しています。2017年度には戸建住宅団地・街区版と物流施設版を新設し、先進的な取り組みをしている「フォレストガーデン秦野」が戸建住宅団地・街区版の第1号として認証されました。

「フォレストガーデン秦野」の街並みのコンセプトは「生きものと共生できる緑のまちづくり」です。自生種をはじめ「ハーモニックプランツ®」の手法により質の高い緑を実現しています。湧水を活かした持続可能な水循環への配慮などが認証の決め手となりました。

住友林業緑化は住民の方々と共に、勉強会・モニタリングを実施する他、定期的に植栽維持管理をサポートし、継続的に豊かな住環境を創出し続けることで資産価値向上へのサポートを進めていきます。

「フォレストガーデン秦野」の街並み

海外緑化事業

豪州のメルボルン市北部で住友林業とNTT都市開発株式会社が共同で宅地開発を行うAnnadale分譲地（総販売区画数1,087区画）にて、当社のノウハウを活かし、現地ランドスケープ設計会社Tract社と設計協業を行いました。

2017年1月から始まった今回の設計協業において、当社はTract社作成の基本設計案に対し「Growing Wellness Life&The Five Sense（健康的な暮らしと五感の育み）」というコンセプトを提案しました。Tract社より、「豪州では通常設計企画にストーリー性を持たせることは少ないため、非常に参考になる」と高い評価を受け、子供の運動機能を発達させる自然石や丸太を使った遊具、植栽計画が実施設計に採用されました。引き続き実施される2期の公園計画においても当社から基本コンセプトを提案し、その案を基に基本設計をまとめる作業を進めています。

豪州や北米において緑地は、宅地開発の価値を高めるためになくてはならないものであり、緑あふれる魅力的なオープンスペースの創造が求められています。当社の海外緑化事業の取り組みはまだ始まったばかりですが、海外のお客様や住民に愛される美しく快適な空間創造を目指し、これからも事業化を進めます。

自然石を使ったNature Play（自然遊び）道具

流通事業

流通事業におけるバリューチェーン

合法性・持続可能性確認

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働および生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。
デューディリジェンスでは、まず木材を調達している各調達部門において、仕入先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを情報で確認します。
2017年からはクリーンウッド法にも対応し、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

関連する社会課題

持続可能性・合法性確認では、人権、労働、生物多様性保全、地域社会など、「木」に関する幅広い社会課題に向き合います。事業にとってリスクとなる、これらの課題を低減するために継続的な取り組みを続けます。

関連するCSR取り組み報告

▸ 調達における取り組み

調達

住友林業グループでは、持続可能性・合法性が確認された木材・商品に関して人権、労働および生物多様性保全、地域社会に配慮しながら調達活動を進めます。これらの取り組みの進捗状況は木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。
また、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の仕入先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

関連する社会課題

流通事業の調達段階の取り組みでは、持続可能性・合法性確認と同様、人権、労働、生物多様性保全、地域社会など幅広い社会課題への対応が求められています。
そのため、木材調達委員会を中心に、グループ全体がかかわる管理体制を構築して取り組みにあたっています。

関連するCSR取り組み報告

- 調達における取り組み

納品・製品化

調達された木材は、原木のみならず、製材工場で合板、製材品、建材などに製品化し、出荷されます。

関連する社会課題

納品・製品化にあたっては、商品としての品質だけでなく、持続可能性・合法性の証明など、社会課題に関連した取り組みについても適切に説明します。

関連するCSR取り組み報告

- 販売における取り組み

出荷・販売

住友林業グループでは、認証材の販売を促進し、トレーサビリティに配慮した表示を行うことで、説明責任を果たしています。
また国内外の木材需要に対応して、国産材の輸出を増大することで、国内林業の活性化にもつなげています。

関連する社会課題

認証材や国産材など販売段階の取り組みに関連する社会課題テーマは「森林資源の減少」や「違法伐採」「地域活性化」などです。
当社グループは、認証材や国産材の販売促進によって、これらの「木」に関わる社会課題に対応していくことが社会的役割だと考えています。

関連するCSR取り組み報告

▸ 販売における取り組み

調達における取り組み

木材調達に関する基本的な考え方

住友林業グループは、合法かつ持続可能な木材をお届けするため、「住友林業グループ調達方針」に基づき、責任のある木材調達活動を実施しています。当方針は、調達先選定時の公正な機会の提供や調達製品の持続可能性など社会・環境面の配慮をうたっており、2015年に木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ改訂を行いました。

さらに、クリーンウッド法など時代の更なる要請に鑑み、2018年3月、従来の木材調達基準を改定し木材調達管理規程及びデューディリジェンスマニュアルとして整備しました。

▸ 住友林業グループ調達方針

木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業のCSR推進室長を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

2017年度は、3回の木材調達委員会を開催し、106社の仕入先について合法性の確認とアンケート調査を実施しました。対象仕入先については新規取引先・継続取引先も含め、少なくとも前年度および当年度の2年以内に1度は合法性確認が可能になる様、運営を行っています。

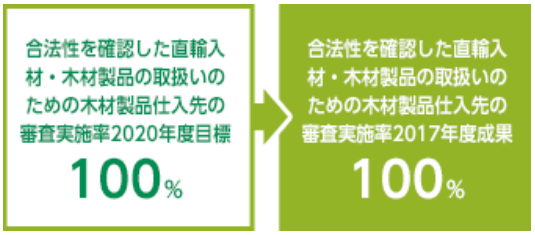

持続可能な木材調達の取り組み

調達方針に基づいた取り組みの推進

調達方針
住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働および生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

合法性の確認
デューディリジェンスでは、まず木材を調達している各調達部門において、仕入先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを情報で確認します。確認すべき情報としては、仕入

先の名称、所在地、許認可等の有無や、調達する商品の名称、数量、含まれる樹種、およびその伐採地、主な販売先などです。

これら情報に、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定められた調達基準を照らして、違法伐採のリスク評価を行います。そこで「低リスク」と評価された以外の木材および木材製品については、追加的な情報（確証）の確認・取得、当社スタッフによる現地調査、森林認証材の調達などリスク低減のための対策を実施します。

人権、労働および生物多様性保全、地域社会への配慮
調達する商品について、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

- 供給品やその原材料の調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者および地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。
- 供給品やその原材料の調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

レビュー
各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。

木材調達における管理システム

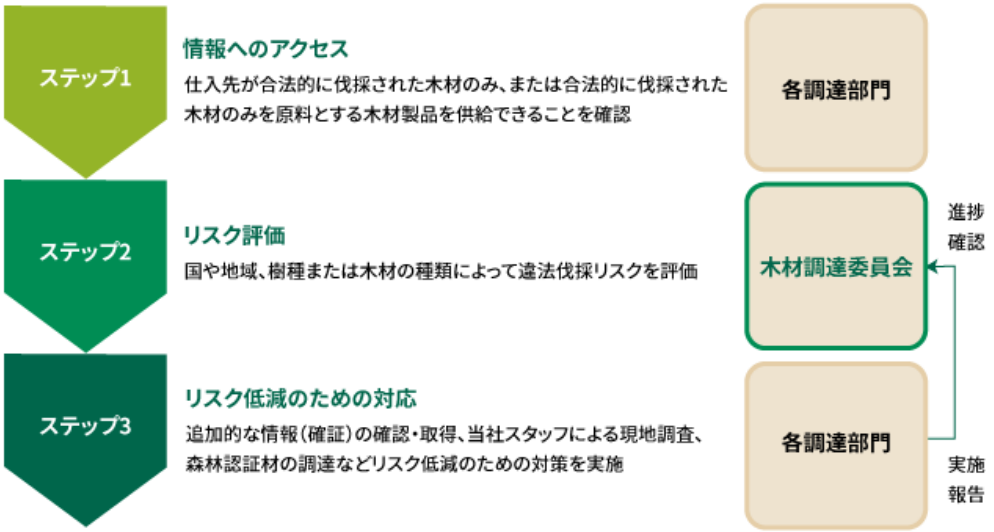

※ 加えてアンケートやヒアリング調査で合法性以外の事項も確認

ルーマニアでの現地調査

近年ルーマニアの森林管理と木材生産については、複数の環境団体から違法伐採の懸念が指摘されています。今回は2017年4月に現地調査を行い、サプライヤーの製材工場と実際にその工場に搬入される丸太の代表的な伐採地を視察しました。製材工場では、原料丸太の工場受け入れ時に輸送許可文書とトレーラーに積まれた丸太を適切にチェックしています。例えば許可量を超えて持ち込まれた丸太は使用せずに分別管理を徹底し、林業当局に報告するなどの措置が取られていることを確認しました。伐採地ではフォレストレンジャーから森林管理の説明を受け、実際にフィールドでハンマー打刻印による伐採木管理とトレーラー積載時のプロセスを確認しました。加えてルーマニア政府が管轄する森林保全エリアを視察し、希少な森林生態系を保護する努力が払われていることを確認しました。

まだ雪が残る伐採地の視察

トレーラー積み込み時のチェック

タブレット端末を活用して工場受入時に適切にチェック

許可書に対して過積載だった丸太の分別管理

クリーンウッド法への円滑な対応

日本や原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材の利用を促し、環境破壊につながる違法伐採材が流通しない市場を形成することを狙いとする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）が2017年5月に施行されました。住友林業では、輸入販売を行っている木材建材事業本部が、国内第1号として2017年11月22日付で第一種登録木材関連事業者の登録を行いました。続いて住友林業フォレストサービスが、2018年2月20日付で第一種及び第二種登録木材関連事業者（木材の仕入および販売）として登録。また、第二種登録木材関連事業者として住宅・建築事業本部（2018年3月16日付）と住友林業クレスト（2018年5月9日付）が登録しており、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

登録木材関連事業者	種別	登録年月日	登録番号	登録実施機関
木材建材事業本部	第一種登録木材関連事業者	平成29年11月22日	JIA-CLW-Ⅰ 17001号	（一財）日本ガス機器検査協会
住宅・建築事業本部 資材物流部	第二種登録木材関連事業者	平成30年3月16日	HOWTEC-CLW-Ⅱ 0001号	（公財）日本住宅・木材技術センター
住宅林業フォレストサービス	第Ⅰ Ⅱ種登録木材関連事業者	平成30年2月20日	日林協-CLW-Ⅰ Ⅱ-3号	（一社）日本森林技術協会
住友林業クレスト	第二種登録木材関連事業者	平成30年5月9日	JIA-CLW-Ⅱ 18002号	（一財）日本ガス機器検査協会

環境配慮型合板「きこりんプライウッド」の販売促進

住友林業では、2020年までに合板などの木質ボードの輸入商品の調達のうち、植林木・認証材を使用した製品の割合を目標設定し、その拡販に努めています。植林木やFSC認証またはPEFC認証を受けた森林の木材を製品の50%以上使用している合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上の一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入しています。

きこりんプライウッド

「きこりんプライウッド」販売実績

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
31,100m³	31,900m³	28,100m³	30,200m³	46,255m³

JBIBへの参画

生物多様性の保全を目指して活動する企業団体である一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)に会員企業として参画し、2017年度は原材料調達ワーキンググループにおいて「持続可能な原材料調達の研究」について取り組みました。

取引先とのコミュニケーション

木材・建材流通事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の仕入先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先とのおもなコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：873社（2017年7月現在）	木材・建材流通事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などを目指しています。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約4,200部	半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材、住宅業界に関するさまざまな情報やトピックスを、住友林業ならではの視点でタイムリーに発信しています。

販売における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ調達方針」に基づき、責任ある調達を進めています。国産材や植林木・認証林を中心とした森林から木材調達を推進しています。

森林認証材の販売促進

住友林業グループは、仕入先とともに信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標として、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に森林認証材を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループの認証状況は、FM（エフエム）認証が219千ヘクタール、CoC（シーオーシー）認証は10組織となっています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証※1

組織名	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 木材建材事業本部 国際流通営業部、支店部	FSC®	2006/3/28	CU-COC-823910／CU-CW-823910	Control Union Certifications
	PEFC	2008/9/22	CEF1201	（財）日本ガス機器検査協会 （JIA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 木材建材部、 北海道支店 住宅・建築事業本部 木化推進部	SGEC	2017/1/24	JIA－W045	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 北海道支店 住宅・建築事業本部 資材開発部	SGEC	2007/10/1	JAFTA-W038※2	日本森林技術協会（JAFTA）

組織名	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業フォレストサービス	SGEC	2006/9/25	JAFTA-W017	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業クレスト株式会社	FSC®	2009/9/13	SGSHK-COC-006693	SGS
	SGEC	2007/12/26	JAFTA-W041	日本森林技術協会（JAFTA）
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）（ニュージーランド）	FSC®	2009/6/22	SAI-COC-001290 / SAI-CW-001290	QMI-SAI CANADA Limited
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）（インドネシア）	FSC®	2005/1/10	TT-COC-002009	BM TRADA
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）（インドネシア）	FSC®	2012/10/15	TT-COC-004325	BM TRADA
インドネシア住友林業	FSC®	2016/4/26	TT-COC-005903	PT. Mutuagung Lestari
シンガポール住友林業	FSC®	2008/1/28	RA-COC-005542 / RA-CW-005542	Rainforest Alliance

※1 CoC（Chain of Custody）認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物（認証材）を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる

※2 統合事業体認証のため、住友林業グループ以外の事業体を含む

代表的な森林認証制度

FSC (Forest Stewardship Council®) (FSC-C113957)

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。

環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則56基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできるしくみができている。

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

欧州11カ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149カ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名（Pan European Forest Certification Schemes）から「PEFC森林認証プログラム」（Programme

for the Endorsement of Forest Certification Schemes）に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議)

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準に基づいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した森林認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、輸入木材等の販売量に占める森林認証材の割合を指標とし、2020年までに12%以上とする目標を設定してその拡販に努めています。2017年度実績は12.8%でした。

また、日本独自の森林認証制度であるSGEC認証材の販売についても、2020年までの目標販売量を85,000m³以上と設定。2017年度実績は78,000m³でした。

国産材の輸出

中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうした中で、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、住友林業グループでは2020年度までの目標を設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

2017年度は、主要輸出先国である中国の旺盛な需要に応えるべく、九州を中心とした既存輸出港からの輸出量を増やすと共に、九州以外で新規港も開拓、輸出を開始し、前期比で大幅伸張の120千m³の輸出を行う事が出来ました。

▸ （第三者保証マーク）について

木材建材流通事業売上高内訳（単体）

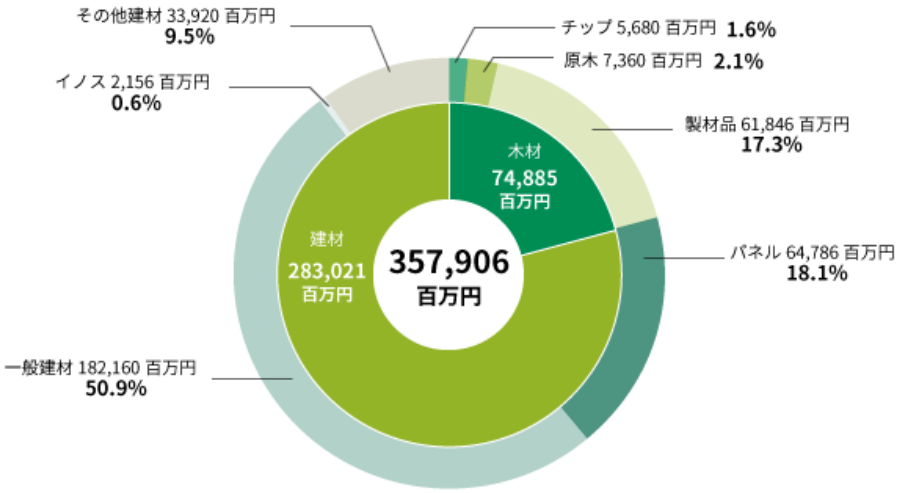

製造事業

製造事業におけるバリューチェーン

商品開発・原材料調達

住友林業グループの製造事業では、建材製造にあたって再生可能な資源である「木」を主原材料として使用しています。
そのため、商品開発および調達段階では、植林木や認証材を積極的に利用するなどの取り組みを行っています。

関連する社会課題

製造事業における商品開発や調達では、植林木や認証材といった自然環境や合法性に配慮した原材料を使用しています。これは「森林資源の減少」「違法伐採」といった社会課題と関係しています。
当社グループでは、責任ある調達活動を通じて、これらの課題解決への貢献を実践していきます。

関連するCSR取り組み報告

▸ 調達における取り組み

加工・生産

製造事業における品質管理は、国際的な品質マネジメントシステムであるISO9001や自社独自の品質方針に基づいて実施されています。高品質な製品を製造するだけにとどまらず、より安全性の高い製品づくりにも取り組んでいます。
また、製造事業では、国内外で多くの工場従業員が働いています。その労働安全衛生環境を整えることは、当社グループの責任であり、常に災害ゼロを目標としています。さらに、建材の製造工程では、さまざまな廃棄物が排出されるため、省資源化・リサイクルにも力を入れています。

関連する社会課題

加工・生産段階では、「製品安全の確保」「労働安全衛生」「資源循環」といった社会課題が関係します。
これらの課題に対応するため、国際規格を取り入れるとともに品質管理体制を構築しています。また、安全対策やリサイクルシステムを整備することで、安心・安全な生産環境を整えています。

関連するCSR取り組み報告

- 製品安全および品質管理
- 建材製造工場での取り組み

出荷・商品販売

加工・生産された製品は、世界各国に出荷・販売されます。販売にあたっては、配送や施工フォローまで、常にお客様の満足を第一と考えて商品を提供しています。
海外製造工場では、ISO認証の取得とともに、製造作業の標準化を進め、品質の安定した製品を提供できる生産システムを構築し、要求品質が厳しい日本向けの販売を開始しました。

関連する社会課題

出荷・商品販売にあたっては、コンプライアンス遵守の観点から、各国でのルールを順守した商取引を行っています。また、省エネ・温室効果ガス排出削減に向けて、輸送に伴うCO_2排出量の削減にも取り組んでいます。

関連するCSR取り組み報告

- 製品安全および品質管理
- 輸送に伴うCO_2排出量の削減

調達における取り組み

基本的な考え方

製造事業では再生可能な資源である「木」を主原材料として使用し、住友林業グループ調達方針に従い日々の活動を進めています。

持続可能な木材調達を推進

インドネシアにおける生産拠点の一つであるクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社では、原材料に占める植林木の割合を高めていくため、現地植林協同組合と協働して、持続可能な植林地経営の仕組みづくりに取り組んでいます。

KTI社は1999年よりファルカタ等の早生樹の植林に着手。地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木したら木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」の仕組みにより、環境・社会・経済の両立を目指してきました。また、KTI社が支援する植林共同組合 KTI（KBM KTI）※、KTI（KAM-KTI）※が所有する山林においてFSC-FM認証を取得しました。

今後KTI社は、より多くの取引先の要望に応えるため認証面積の拡大も視野に入れながら、持続可能な木材調達を行い、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大に注力します。

※ KAM KTI：FSC-C023796, KBM KTI：FSC-C133562

植林地風景

製品安全および品質管理

国内木質建材製造事業の安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレストでは、ISO9001に基づき、品質方針を下記のとおりに制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

なお2018年度は、品質マネジメントシステムISO9001の2015年版への移行に伴い、品質基準や検査方法の見直し、また運用に際し実務との連動強化することで品質とサービスの向上に努めていきます。

住友林業クレストの品質方針

1. 商品開発から製造及び配送はもとより、施工のフォローまで、常にお客様の満足を第一と考えた商品を提供する
2. 内外のパートナーと協力し、適正なコストを把握し、安全性・性能・品質を確保したもの創りを行う
3. 品質目標を定め、全員で継続的改善ができる体制づくりをする

製品安全・品質管理体制

住友林業クレストでは、2010年10月から全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築して高品質な製品を製造。さらに、品質情報管理システムを活用し、市場からのご意見やご要望を生産現場に反映するよう努めています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で毎年2回実施。製品安全を確保するため、製品に関する不具合の重大な情報を入手した場合は、緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えています。

全社目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレストでは、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。

2017年度は、全社で製造現場の管理体制および協力工場の管理体制の強化と維持に努めてきました。

2018年度もその管理体制を維持しつつ、「なぜなぜ分析」やヒューマンエラー対策に取り組み、継続的に改善活動を進めていきます。

工場での品質チェック

バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」本格販売開始

住友林業クレストは、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸の販売を2015年5月に開始しました。 本製品は、防火戸の設置が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異なる用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社が苗木から育成した植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。

バルサを活用したオリジナル木製防火戸

海外木質建材製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外で木質建材を製造するグループ各社では、ISO9001や日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）といった品質に関する認証を取得しています。それらの認証要件に沿って、各社では品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、教育訓練などを通じて社員への周知を図っています。また、毎年外部機関による認証監査や定期的に実施する内部監査により、品質管理体制の継続的改善を行っています。

製品安全性や品質については、ユーザーとのコミュニケーション、フィードバックを重視し、特に安全性や品質要求の厳しい日本向け製品を生産する中で、全社的な品質水準のさらなる向上、安定化を図っています。

▸ 品質関連認証の取得状況

作業の標準化とISO9001認証取得の推進

2012年5月からパーティクルボードの商業生産を開始したベトナムのヴィナ・エコ・ボード（VECO）では、2014年4月にISO9001認証を、2015年12月にパーティクルボードのJIS（日本工業規格）マーク表示製品認証を取得しました。ISO認証の取得とともに、製造作業の標準化を進め、品質の安定した製品を提供できる生産システムを構築し、要求品質が厳しい日本向けの販売を開始しました。

VECOの品質検査室

建材製造工場での取り組み

安全衛生の取り組み

国内における取り組み

住友林業クレストは、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その実現に向けて、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の運用を開始し、2013年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。社員が主体的にヒヤリ・ハット報告や、職場の小集団活動を通じて意見を出し合い、PDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動と同時にリスクの低減を進めています。2017年度は、労働災害が0件でした。

国内の木質建材製造事業における労働災害件数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
5件	0件	0件	1件	0件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

安全パトロール・リスクアセスメント

住友林業クレストの各工場では、「災害ゼロから危険ゼロ」を目指し、定期的に職場の安全パトロールを行っています。パトロールで発見した「危険の芽」については、安全対策を迅速に実施し、事故防止を図っています。

また、はさまれ、巻き込まれなどリスクのある作業・設備を洗い出し、重点的にリスク低減を図ることで、職場の安全確保に努めています。

安全パトロール

海外における取り組み

海外製造会社※は、2015年度より労働災害件数が増加した会社での安全対策強化、製造拠点が集中するインドネシアの製造会社へのゼロ災害手法（危険予知訓練やリスクアセスメント）の導入、先行するグループ他社の安全推進手法の導入などを実施しました。

※ ネルソン・パイン・インダストリーズ、クタイ・ティンバー・インドネシア、アスト・インドネシア、シナール・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット、ヴィナ・エコ・ボードの6社（連結対象会社）

インドネシア製造会社現地社員による危険予知訓練

海外の木質建材製造事業における労働災害件数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
13件	6件	18件	16件	23件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示、連結対象会社の合計

森林経営

森林経営におけるバリューチェーン

苗木栽培・植栽

住友林業グループでは、生産者の減少などが危惧される苗木生産の近代化にいち早く着手。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の建設等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。
2017年度現在、全国で年間130万本の苗木を生産できる体制を整えています。

関連する社会課題

苗木の栽培・植栽は、持続可能な森林経営の第一歩です。資源循環をはじめとする環境課題に加えて、地方活性化など幅広い社会課題の解決に関連しています。

関連するCSR取り組み報告

- 持続可能な森林経営
- 国内森林資源の保全と活用

育林

住友林業グループは、国内で総面積47,977ヘクタールの社有林を、海外で管理保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。
これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

関連する社会課題

森林にかかわる生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、木材に関する多様なニーズに永続的に対応できるように管理することで、林業再生に寄与するだけでなく、気候変動対策や生物多様性保全など、経済・環境の両面で社会課題に対応しています。

関連するCSR取り組み報告

- 国内森林資源の保全と活用
- 海外における森林管理
- 海外植林の活用

伐採・搬出

住友林業グループでは、所有または管理する森林について長期的な伐採計画のもと、伐採を行っています。
施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。伐採された木材は、取引先や工場へ搬出されます。住友林業グループでは、搬出作業の機械化を進め、コスト削減を通じた国産材活用のサポートを行っています。

関連する社会課題

長期的かつ計画的な伐採を行うことで持続可能な森林経営を実現し、資源循環や気候変動への対応、生物多様性の保全など、山林に関わるさまざまな社会課題に対応しています。
また、伐採にあたっては、作業員の安全確保も大切な課題です。委託業者まで含め、従事するすべての作業員の労働安全衛生に注意を払っています。

関連するCSR取り組み報告

- 持続可能な森林経営
- 山林事業における労働安全衛生

地拵（じごしらえ）・植栽

伐採が終わった人工林では、再び植栽できるよう環境を整えるための作業（地拵）を行います。

関連する社会課題

住友林業グループでは「植林→育林→伐採→利用→植林」のサイクルにおいて、環境面でのサステナビリティを意識した森林経営を推進、国産材活用や林業再生といった社会課題に取り組んでいます。

持続可能な森林経営

森林の適正な管理

森林には、水の貯蓄・浄化、洪水や土砂崩れの防止、地球温暖化につながるCO_2の吸収・固定、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。

森林管理と木材利用

森林認証の取得推進

住友林業グループでは、川上の山林経営、川中の木材流通、川下の木造住宅の各事業において、国内社有林におけるSGEC森林管理認証および海外の植林地のFSC森林管理認証の取得、森林認証材の利用拡大を推進しています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／FM（エフエム）認証※1

認証林（植林会社）名	認証面積（ha）	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社社有林	46,213	SGEC	2006/9/25	JAFTA-010	日本森林技術協会（JAFTA）
オープン・ベイ・ティンバー（OBT）（パプアニューギニア）	12,854	FSC®	2016/9/12	RA-FM/COC-005600	Rainforest Alliance
	7,066	FSC®	2017/10/11	RA-CW/FM-003093	Rainforest Alliance
OBT計	19,920				
ワナ・スプル・レスタリ（WSL）（インドネシア）	40,750	PHPL※2	2013/6/25	LPPHPL-006-IDN	PT Almasentra Konsulindo
マヤンカラ・タマナニ・インダストリ（MTI）（インドネシア）	74,870	PHPL※2	2013/9/24	015/EQC-PHPL/IX/2013	PT Equality Indonesia
コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ KTI（KAM KTI）（インドネシア）	1,005	FSC®	2008/12/22	SA-FM/COC-002083	Woodmark
コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）（インドネシア）	207	FSC®	2017/1/4	SA-FM/COC-005493	Woodmark
タスマン・パイン・フォレスト（TPF）（ニュージーランド）	36,200	FSC®	2016/9/7	SGS-FM/COC-010806	SGS South Africa (Pty) Ltd

※1 FM（Forest Management）認証では、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることが認証される

※2 PHPL（Pengelolaan Hvtan Produksi Lestari）インドネシアの持続可能な生産林管理認証

育林〜適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積47,977ヘクタールの社有林を、海外で管理保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2017年度末における当グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,306万t-CO_2（前年度比+52万t-CO_2）、海外の植林地のカーボンストックは783万t-CO_2（同+7,763t-CO_2）となっています。

※ 森林がCO_2を吸収し、炭素として蓄積する量。森林の蓄積量に対して樹種ごとに設定されている容積密度や炭素含有率等の各種係数を掛け合わせた計算式を利用して算出される。また、当該期に大規模に購入した山林がある場合は、過去1年間の蓄積量の増加が把握できないため除外している。なお、国内では、天然木、植林木を対象とするが、海外では植林木のみを対象とする

国内外の山林におけるカーボンストック

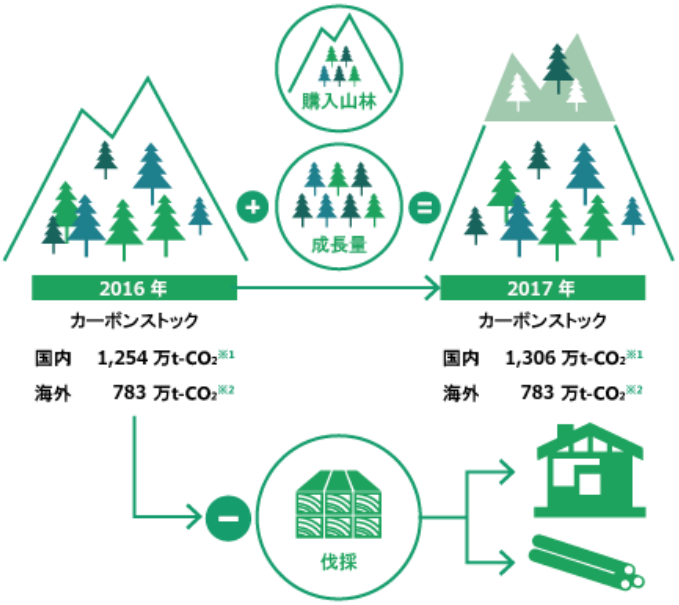

※1 国内は、当該年度期末におけるカーボンストック

※2 海外は、当該年期末におけるカーボンストック

伐採～計画的な伐採により、木材製品を供給

住友林業グループが所有または管理する森林では長期的な伐採計画のもと、2017年度は、国内で68,331m³、海外で1,161,680m³の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具など様々な製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。

木は製品となってもCO$_2$を炭素として保持し続けるため、木材製品を使うこと、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。

2017年度の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック※は国内で18.5万t-CO$_2$になりました。

住友林業グループは、住宅事業や木化事業を推進することによって、都市でもカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

※ 新築戸建住宅・賃貸住宅・木化事業で使用した実際の木材使用量を樹種別に分け、各々の比重を元に炭素含有量を算出し、CO$_2$固定量を計算した

2017年度の国内の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック

利用～役目を終えても再利用でき、CO$_2$を増やさない

木造建築物や木材製品は、解体されたり製品として役目を終えた後も、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収したCO$_2$を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出されるCO$_2$は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO$_2$を増加させません。

植林〜次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

2017年度は国内で142ヘクタール、海外で9,531ヘクタールの植林を実施しました。新たに植林された木々は、成長する過程でCO_2を吸収し、炭素を固定していきます。

森林管理・植林のノウハウを活かした温室効果ガス排出削減貢献

住友林業グループは、持続可能な森林管理や植林などのノウハウを活かし、温室効果ガス排出量の抑制や吸収に貢献する事業を行っています。国連で検討中の「REDD+※」や日本政府が導入を提案している「二国間オフセット・クレジット制度（JCM）」など、新しいシステムに対応する知見の集積をしていきます。

※ 森林の減少・劣化を防ぐことによって森林からの温室効果ガスの排出を削減する「REDD（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation）」という考え方に、持続的な森林管理や森林の炭素吸収強化、植林事業や森林保全などによる温室効果ガスの積極的な排出削減を加えた概念

「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」への加盟

住友林業は、途上国の森林を保全し、気候変動対策や生物多様性保全、貧困削減など持続的な開発に貢献するために、2014年11月に独立行政法人国際協力機構（JICA）と独立行政法人森林総合研究所が設立した「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」に加盟しました。このプラットフォームはREDD+活動の推進を目的としており、今後、活動の輪を広げることで、官民協力のもと地球温暖化対策に貢献していきます。

国内森林資源の保全と活用

国内森林資源の保全に関する基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃が懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因です。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2025年までに木材自給率を50%まで高めることを目標にしています。

住友林業社有林内訳

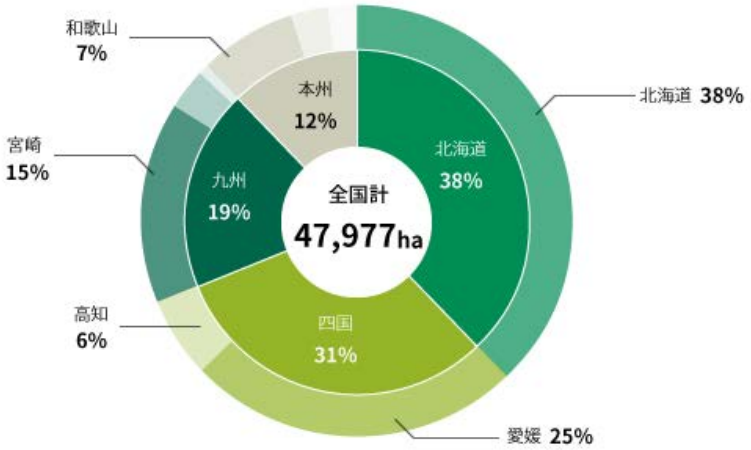

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積47,977ヘクタール（国土面積の約800分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。

当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得し生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。森林認証の取得後に新たに購入した山林についても順次認証審査を受け、認証率は100%となっています。

施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。

※1 「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査されます。2016年6月に国際的な認証制度であるPEFC※3森林認証制度との相互認証が認められたため、社会的認知度が高まっています

※2 当社社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を経営している河之北開発株式会社への賃貸地は除きます。また、新規に購入した山林については、翌年度に拡大審査を受ける為、2017年度購入山林は除きます。

※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes。各国・地域で作成された認証基準を国際的に共通するものとして相互承認する国際的NGO。2017年12月現在、49カ国の森林認証制度がPEFCに加盟し、うち37カ国の森林認証制度が相互認証されています

社有林の分布・面積（2018年3月末現在）

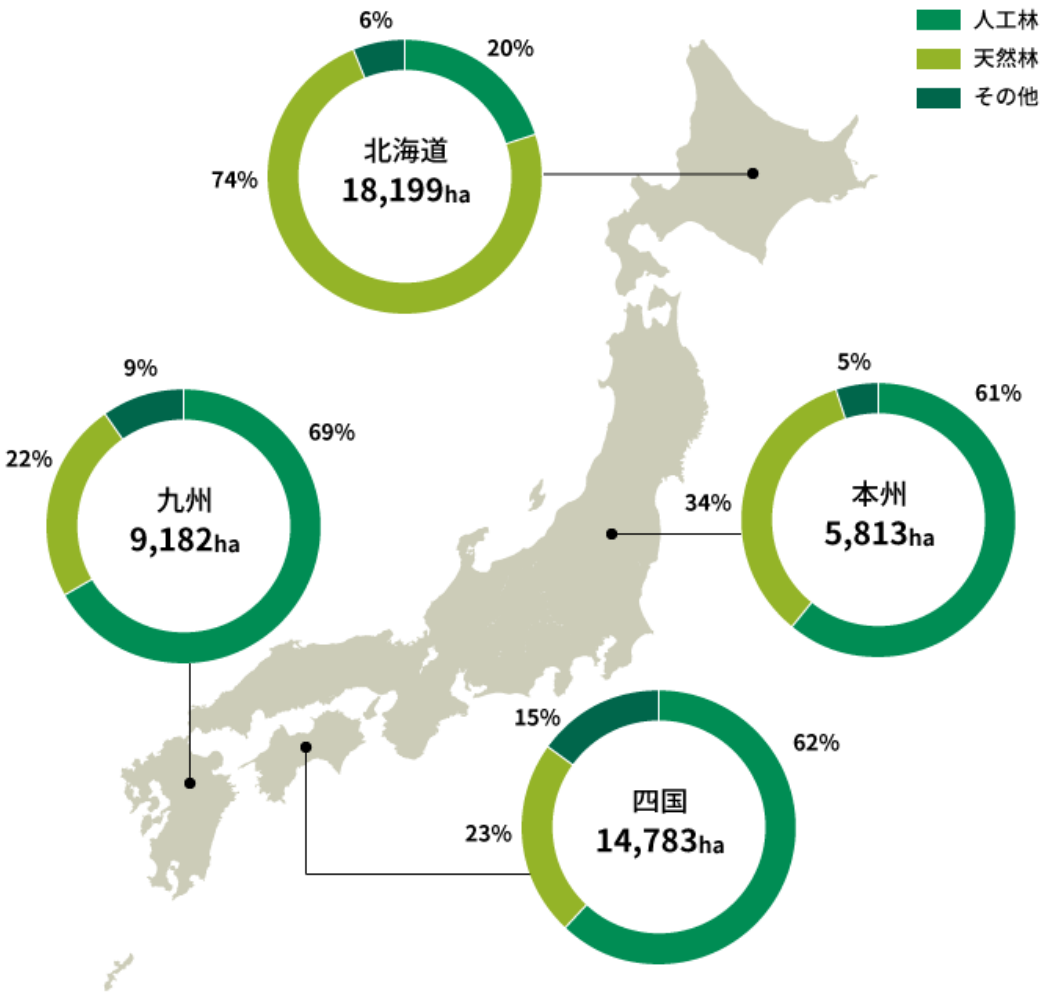

社有林 総面積 47,977ha (国土の約 800 分の 1)

新たな林業の可能性の模索

早生樹林業の取り組み

住友林業では、近年注目が高まっている早生樹林業への取り組みを始めました。早生樹とは、スギ、ヒノキと比較して成長が早く短い伐期で収穫が可能な樹木のことで、コウヨウザン、センダン、ヤナギ、シラカバなどがあります。

日向山林事業所では、熊本県に所在する人吉社有林において、コウヨウザンの試験植栽を実施しています。成長量の調査などを通じて、下刈回数の低減や獣害等に対する抵抗性等をモニタリングし、新たな植栽樹種としての可能性を検討していきます。2018年度からは一部事業導入も検討しています。

その他、成長の早い樹種の試験植栽等について、森林・緑化研究センターと共同の実施計画を進めています。

コウヨウザン

林業用路網設計支援ソフト『FRD』の発売

国内林業においては、林道や森林作業道の整備が不十分である場合が多く、その際、森林の管理や伐採した木材の運搬をスムーズに行うことができません。現在、森林に林道や森林作業道を整備する際には、紙の地形図上に手書きで線形案を作成した上で現地へ向かい、線形案の通りに路網開設が可能かを繰り返し検証するのが一般的です。この線形案の作成と現地での確認・検証作業は、個人の勘や経験に頼る部分が大きく、多大な時間と労力が掛かっているのが実情です。

本ソフトは、航空レーザ計測等で得られた精密な地形データを活かして林道や森林作業道などの林業用路網を設計するために用います。最大の特徴は、操作画面上で出発地と目的地を入力することで、線形を自動的に設計できる「自動設計」の機能を備えていることです。この機能では、事前に設定した縦断勾配や曲線半径などの条件、幅員・作業コストなどのパラメータに基づき、低コストな線形案を作成できます。また、計画の時点で崩壊の恐れのある箇所など回避したい箇所がある場合は、回避箇所を設定することでそれを反映した安全な線形の設計が可能であるなど、実務上必要な機能を多く備えています。ソフト上で設計した路網の線形案を元に現地の踏査を行うことで、効率的な現地確認作業が可能となります。

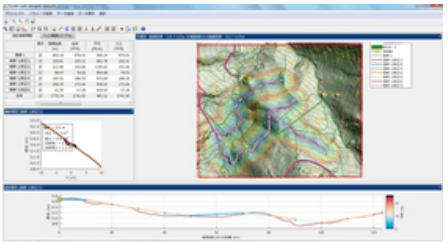

自動設計画面（イメージ）

林業活性化を図り、林業用アシストスーツを開発

住友林業は筋力負荷を17%軽減できる初の林業用アシストスーツ「TABITO-03」を試作、「2017国際ロボット展」に展示しました。同コンソーシアムは当社、（国研）森林研究・整備機構 森林総合研究所、株式会社ATOUN、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学で構成。2025年の実用化を目指して開発を進めています。

今回開発した「TABITO-03」は、林業従事者の筋力負荷を最大17%軽減できるようになりました。林業分野で負荷低減をデータ化したのは今回が初めてです。また、背負っている苗木や植栽器具など数十キロの荷物の重さをアシストスーツに預けることで、作業者の肩や足への負担がさらに軽減されます。急峻な山林内での作業の際、林業従事者は急斜面を登山道のように蛇行しながら登って作業現場に向います。林業用アシストスーツが実用化されれば、体力の消耗を気にすることなく、最短距離で上り下りができるようになり作業効率が大幅に改善されます。

TABITO-03評価中風景

海外における森林管理

海外における森林管理

住友林業グループは、「産業植林」「環境植林」「社会林業」の3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指しています。

さらに、環境保全のための緑化を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指しています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

▸ 海外における植林面積一覧

インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループと共同で、インドネシア環境林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可※」の発行を受けて2010年から大規模な植林事業を展開しています。本事業の植林対象地は、1960年代から1990年代前半まで商業伐採が行われ、さらに違法な森林伐採や焼畑が繰り返され、森林の荒廃化が進んでしまったエリアです。このような土地で、劣化して生産性が期待できない森林は植林地として積極的に利用し、一方で保護価値の高い森林は責任を持って保全し、また、事業を通じて地域住民に経済的な基盤を提供することで更なる森林の劣化を防ぐことが重要と考えています。

本植林事業では、地形や土壌条件などの環境因子の違いを考慮し、立地ごとに適した管理で植林することを目指します。また、第三者による最新の知見に基づいた調査とモニタリングを実施し、継続的に施業の改善を行っています。人手のかかる植林、育林、伐採作業は、雇用を生み出す点で地域社会に大きく貢献しています。

※ インドネシア政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可。60～100年間の植林事業が可能となります。

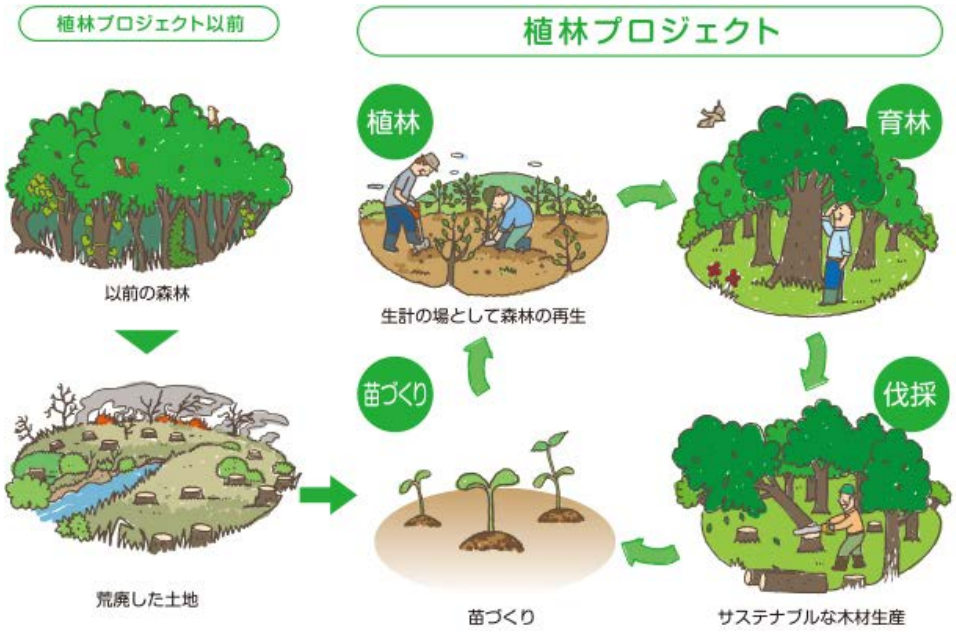

2012年	● 世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査した。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映された。
2013年	● ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催。 ● インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得。
2015年	● 植林木の伐採開始に先立ち、ステークホルダーを招き、公聴会を開催した。事業内容や推進する環境社会への配慮について理解を深める場とし、また、森林火災予防へのステークホルダーの積極的な協力を求めた。出席者からはポジティブな発言が相次ぎ、得られたコメントは事業計画策定の検討材料とした。
2016年	● 本事業や研究活動を通じて泥炭地における持続的な植林事業・泥炭管理手法のモデルを構築するため、インドネシア環境林業省との取り組みを進めてきた。 ● 泥炭復興庁長官が現地を訪問し、泥炭管理技術を視察した。データに裏付けされた地下水位コントロール技術や最新の取り組みを高く評価され、長官自らがインドネシアにおける良き事例となると国際的な場で紹介した。
2017年	● 泥炭地を持続的に管理する独自の水位管理技術を検証し、インドネシアにおける泥炭地管理モデルを確立することを目的として、パイロット・プロジェクトのMOU（基本合意書）をインドネシア環境林業省（森林研究開発庁）と締結した。期間は5年間。プロジェクトは環境林業省及び泥炭復興庁と協力して実施する。 ● 先端的な優良泥炭管理事例として、インドネシア政府の要請を受けて2017年11月、ドイツ・ボンで開催された気候変動枠組条約締約国会議COP23において本事業の泥炭管理技術を紹介した。

※ 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅の恐れがある希少な動植物の生息地であることや、水源の確保、土壌侵食抑制など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の生活や文化に関係の深い土地であることなど、森林の持つ多面的な価値をひとつひとつ客観的に抽出する方法です。

泥炭湿地林の保全

従来、泥炭湿地※での植林は、多くの排水路をつくることで土壌中の水を排出し、土地を乾燥させた上で植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると消火が難しく、大規模な森林火災にもつながってきました。火災を防ぐためには土を常に湿った状態にしておく必要がありますが、そのためには適切な水位管理によって地下水位を年中一定に保つことが大変重要です。そこで植林計画の立案にあたっては、精緻な測量や調査を行い、その結果にもとづいて、（1）水辺林や希少価値の高い保護すべき森林、保護ゾーンと植林ゾーンとの間には（2）緩衝帯を設定のうえ、（3）植林ゾーンを最終的に決定しています。植林ゾーンでは、丸太搬出、水位調整、防火帯としての機能を持つ水路を造成し、一方で水路と河川を直結させないことで河川の影響を受けずに泥炭湿地の水位を常に一定に保つことが可能となりました。地下水位を一定に保つことで森林火災を防ぎ、また、泥炭の分解を最小限にとどめ、温室効果ガスの放出を抑えています。その成果は、関係省庁や大学などで発表し、一部は新しい政策にも導入されてきました。また、技術概要を積極的に公開することで、低環境影

響負荷の技術の普及に努めています。さらに、開発してきた技術は大規模な火災跡地の修復にも応用できると期待されています。

※ 泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られています。当プロジェクトでは、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っています。

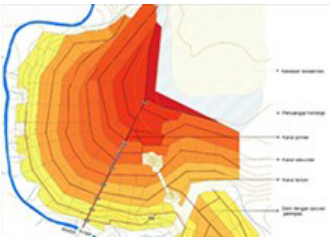

綿密なデータに基づいて設計された植林事業地

泥炭地水位のモニタリング

海外での森づくりコンサルタント事業

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域での荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

今後は、地元政府や関係機関と連携した既存プロジェクトの価値向上や、森づくり・農業生産を通じた地域経済に貢献する持続的なプロジェクト、REDD+をはじめとする新たなしくみの提案などを推進していく計画です。

三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業（環境植林・社会林業）

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）の荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。第2期の活動として2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していくしくみづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業指導プログラムや、地元関係者とともに保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援してきました。第3期の活動として2016年4月からは「保護林内の木の少ない場所での追加植林」と「保護林周辺での地域住民による社会植林」を支援しています。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者も訪問しています。

社会植林のモニタリング

環境プログラム無償資金協力　インドネシア「森林保全計画」に係る技術支援（住民参加型植林）コンサルタント業務（環境植林・社会林業）

一般財団法人日本国際協力システムは2015年から5年間、インドネシアのマヌペウ　タナダル　ライワンギ　ワンガメティ国立公園（東ヌサ　トゥンガラ州）、ブロモ　トゥンガル　スメル国立公園（東ジャワ州）、グヌン　チルメイ国立公園（西ジャワ州）で住民参加型植林に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルタントを行っています。2015、2016年度は植林を実施し、2017年度からは草刈りによるメンテナンス、パトロールや住民環境教育による防火対策を実施しています。この事業では各地の地域住民と共に植林活動をする事により、引渡し後も住民による森林管理が継続される事を目標としています。

ブロモ国立公園に植林される苗木

▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

海外植林の活用

海外植林活用に関する基本的な考え方

計画的に植栽し、毎年生長した分だけ伐採するという、人の手によって管理された森林は、持続的で安定した木材供給を可能にすると同時に、天然林への資源依存を緩和することが期待されます。

住友林業グループは、日本と比較して樹木の生長速度が速い海外植林地において、地域社会や生態系に配慮した植林事業を展開すると同時に、植林由来の商品を積極的に調達することで持続可能なサプライチェーンを拡大しています。

海外植林データ（面積単位：ha）

国	植林事業名	管理面積	社会林業による延べ植林面積	2017年植林面積	2017年伐採面積
インドネシア	マヤンカラ・タマナン・インダストリ（MTI）	104,664	0	2,628	2,409
	ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750	0	3,755	3,336
	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	4,889	6,179	1,276	0
	コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ（KAM KTI）	0	1,005	0	0
	コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）	0	207	0	0
	リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）※1	0	2,374	0	0
	その他※2	3,633	332	528	0
	小計	153,936	10,097	8,187	5,745
パプアニューギニア	オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260	0	475	243
ニュージーランド	ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	5,134	0	66	88
	タスマン・パイン・フォレスト（TPF）※3	30,966	0	623	758
	小計	36,200	0	689	846
合計		221,396	10,097	9,351	6,834

※1 RPIでは配布した苗木の本数を植林面積に換算。枯死が判明したものは伐採に含める

※2 インドネシアその他には、社会貢献型の環境植林や他社へのコンサルティング事業分を含みます

※3 TPFの管理森林は、2016年6月に取得を完了

苗木無償配布と丸太買い取り保証

KTI社とRPI社（ともにインドネシア）は、生長後の丸太を原材料として市況価格での買い取りを保証した上で地域住民に苗木を無償配布しています。KTI社は2015年11月に、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっていることとして、インドネシア環境林業省より大臣賞を受賞しました。

大臣賞受賞を喜ぶKTI社現地スタッフ

インドネシアにおける苗木の提供本数

企業名	2017年度実績
KTI	75万本
RPI	24万本

地域住民との森林認証取得推進

KTI社は、地域住民と植林協同組合であるコペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリ KTI（KAM KTI）※を組織。2008年に152ヘクタールの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には1,005ヘクタールまで拡大。2017年1月には2件目となる認証を同じく植林共同組合であるコペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）※の206ヘクタールにおいて取得し、原木の出材を開始しました。認証林面積は合計で1,211ヘクタールとなり、ファルカタ材の供給量も増加することから、環境価値の高い製品の製造・販売をさらに強化していきます。

※ KAM KTI：FSC-C023796, KBM KTI：FSC-C133562

森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

OBT社（パプアニューギニア）が植林事業を展開する約3万ヘクタールの管理面積のうち、およそ3分の2を占める約2万ヘクタールにおいてFSC®森林認証を取得しています※。年間500ヘクタールの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2017年度の植林実績は475ヘクタールでした。

また、TPF社（ニュージーランド）は、自社で植林事業を展開する約3万ヘクタール、NPIL社（ニュージーランド）の所有林約5,000ヘクタールを合わせ、ニュージーランドの全所有面積においてFSC®-FM認証を取得しています※。年間約900ヘクタールの植林を実施し、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。

※ OBT：FSC-C103694、TPF：FSC-C132002

山林事業における労働安全衛生

山林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で47,977ヘクタールの社有林を管理しています。これら山林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐および皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。 2017年度は、住友林業社有林の作業現場において、労働者災害補償保険法における休業補償給付対象の災害が１件（新居浜）発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認したほか、「労働安全大会」を通じて他の請負業者にも注意を促しています。

安全パトロール

住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
0件	2件	1件	3件	1件

外部専門家による講習

「労働安全大会」では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野など専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。さらに、作業に慣れて、危険な作業に対する注意力が散漫になることのないように繰り返し安全教育を実施しています。

2017年度に行った各山林事業所での「労働安全大会」では、林業・木材製造業労働災害防止協会などから講師を招き、最近の林業労働災害事例の原因分析を踏まえた災害防止策講習や、現地での安全作業指導を実施しました。

専門家による現地指導（日向山林事業所）

エネルギー事業

エネルギー事業におけるバリューチェーン

調達

住友林業グループでは、木質バイオマス発電所の燃料として、伐採後に残された未利用木材の活用を進め、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林価値の向上も目指しています。
2017年度の国産材における未利用木材の取得量は286千トンにのぼります。今後は、未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築を目指します。

関連する社会課題

エネルギー事業の調達段階では、未利用木材の活用を推進することで、木材の新しい需要を掘り起こし、需要拡大に伴う林業再生という地域産業の重要課題に取り組んでいます。

関連するCSR取り組み報告

▸ 調達における取り組み

生産

住友林業グループのエネルギー事業では、林地の未利用木材のほかに木材の製材過程で発生する端材や建築現場で出た木くず、住宅の解体現場から出た廃木材などをチップ化し、発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて、木質資源のリサイクルにも取り組んでいます。

関連する社会課題

木の利用用途拡大とその資産価値を高めながら、再生可能でクリーンなエネルギーの開発と普及に努めています。

関連するCSR取り組み報告

▸ 調達における取り組み

発電・卸売

住友林業グループは再生可能エネルギー発電を進めており、将来的に発電規模200MW体制の構築を目指しています。
その中心となるのが木質バイオマス発電事業で、４つの地域で、地域の特性や条件を生かしたエネルギー事業を展開してます。(2018年7月現在)

関連する社会課題

発電・卸売段階の取り組みに関連する社会課題テーマは「持続可能なエネルギーサービスの供給不足」です。日本国内に限らず、世界中で再生可能エネルギーの拡大が志向されていますが、まだ多くの国でその試みは道半ばです。
当社グループは、再生可能エネルギー事業を拡大し、その普及に努めていきます。

関連するCSR取り組み報告

▸ 再生可能エネルギー事業を通じた温室効果ガス削減貢献

調達における取り組み

未利用木材の活用推進

未利用木材とは、山林における間伐材や、伐採後、曲がりや小径のため未利用のまま残された木材です。FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電所が稼働しており、木質バイオマスの需要が増加しています。未利用木材を活用することで、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林の価値を高める効果も期待できます。住友林業フォレストサービス株式会社では2020年度までの目標を設定し、未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築を目指しています。

林地未利用木材の有効活用に向け、木質ペレット工場を新設

日本の森林は全国的に伐期を迎えており、伐採して活用し再植林するという山林の循環が課題となっています。林地未利用木材をはじめとした木質資源の活用はさらなる森林の利活用を促し、持続可能な社会の実現に繋がります。

住友林業はグループの木材調達ネットワークを活用し、電源開発株式会社と共同で2018年7月に木質ペレット※1の製造・販売会社を設立しました。新会社は国内の林地未利用木材※2等を発電用燃料として活用し、国内最大級の木質ペレット供給体制の検討を行い、2021年の事業化を目指します。森林の適正管理と国産材の安定供給を行い、サステナブルな木質資源を確保します。また、電源開発は木質バイオマス燃料を石炭と混焼利用することで石炭火力発電所の二酸化炭素排出量を削減します。

森林は木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収など様々な公益的機能を有しています。この取り組みで住友林業と電源開発は、林地未利用木材を再生可能エネルギーとして活用し、国内林業振興と地域活性化及び森林の公益的機能の維持・保全を推進していきます。

※1 木質ペレット：木を粉砕・乾燥・圧縮しペレット状に成型したもの

※2 林地未利用木材：山林での間伐材や伐採後に曲がりや小径のため未利用のまま山林内に残された木材

高性能林業機械の導入による効率的な木材生産の推進

紋別バイオマス発電所向け林地未利用木材の効率的な搬出

紋別山林事業所では、2015年に小回りの利く北欧製のハーベスタ、フォワーダを導入し、これまで伐採･搬出が困難であった切捨間伐材（未利用材）を紋別バイオマス発電所向けの燃料材として納入する取り組みを開始しました。

また、狭い林内における走行性能が高い林業機械を選定することにより、オペレータは伐採・搬出作業を全て機械に乗ったまま可能となり、安全性の向上、林業労働災害の撲滅にも役立つ取り組みであると考えています。

北欧製ハーベスタ※1

北欧製フォワーダ※2

※1 ハーベスタ：従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、測尺玉切り※3の各作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械

※2 フォワーダ：玉切りされた木材を荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械

※3 玉切り：原木を一定の長さにカットすること

再生可能エネルギー事業を通じた温室効果ガス削減貢献

再生可能エネルギー発電量の推移と基本的な考え方

住友林業グループでは、木質バイオマス発電事業、太陽光発電事業のほか、自社での電力利用を前提とする住宅展示場の太陽光発電システムの設置により、再生可能エネルギー発電を進めています。2017年度の発電実績は、これら全てを合わせて38,721万kWhとなりました。木質バイオマス発電を中心に発電規模200MW体制の構築を目指します。

再生可能エネルギー発電量推移※1

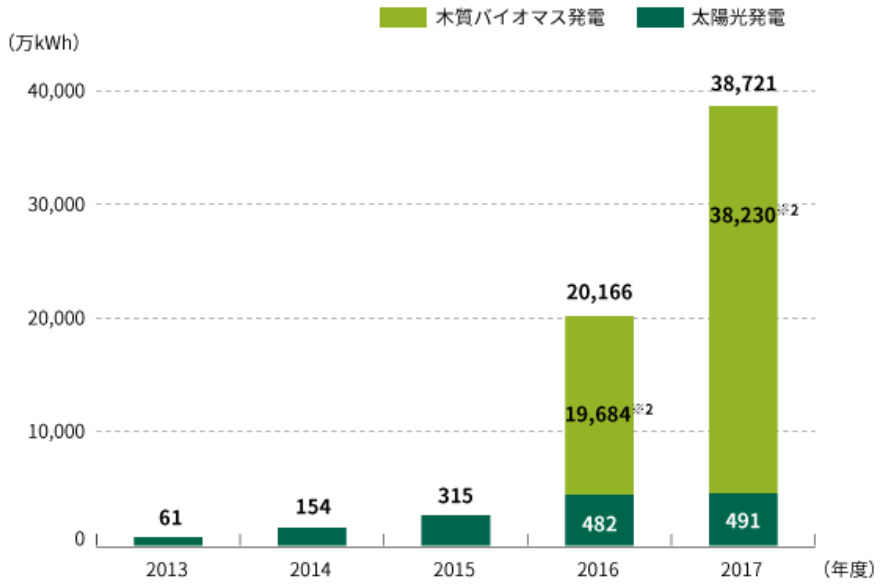

※1 2015年度実績までは太陽光発電のみの実績です

※2 木質バイオマス発電による発電量は当社連結子会社のみを対象とし、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として用いている石炭による発電量を含みます

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などの林地の未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材を燃焼することで放出されるCO_2は、木の成長過程で光合成により吸収された大気中のCO_2であるため、木のライフサイクルの中では、大気中のCO_2を増加させません（カーボンニュートラルという考え方）。このため当社グループでは、木材の有効活用とCO_2の排出抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する事業として、木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

住友林業グループは2011年2月に建築廃材等を主燃料とした都市型の川崎バイオマス発電所（発電規模33MW）を稼働させてこの分野に参入しました。また、2016年12月には国内の林地未利用木材を主燃料とした発電規模50MWの紋別バイオマス発

紋別バイオマス発電所

電所、2017年4月には6.2MWの苫小牧バイオマス発電所、2018年4月には12.4MWの八戸バイオマス発電所の営業運転を開始しました。2021年運転開始の苅田バイオマス発電所が稼働すれば、当社グループでの発電規模は合計で約177MWとなり、約378,000世帯分の電力を供給することになります。

今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業を展開していきます。

八戸バイオマス発電所

住友林業グループの木質バイオマス発電事業

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
川崎バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資）	神奈川県 川崎市	33MW	2011年2月	• 建築廃材を主燃料とするバイオマス発電設備としては国内最大規模 • 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、樹木の間伐材、剪定枝などを利用 • 都市型バイオマス発電所として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア
紋別バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社との共同出資）	北海道 紋別市	50MW	2016年12月	• 主に発電所の半径75km圏内から調達する林地の未利用木材などを隣接する工場でチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻や補助燃料として石炭を利用
苫小牧バイオマス発電事業 （三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資）	北海道 苫小牧市	6.2MW	2017年4月	• 燃料は全量北海道の林地の未利用木材をチップ化し利用
八戸バイオマス発電事業 （住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資）	青森県 八戸市	12.4MW	2018年4月	• 主に青森県三八・上北・下北地域の林地の未利用木材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などをチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻も利用
苅田バイオマス発電事業 株式会社レノバ、ヴェオリア・ジャパン株式会社、九電みらいエナジー株式会社、三原グループ株式会社との共同出資	福岡県 京都郡	75MW	2021年6月	• 燃料は北米産のペレットとインドネシア産のパームヤシ殻を使用する他、九州北部の間伐材や林地未利用木材利用

ジャパンバイオエナジー株式会社が優良産廃処理業者に認定

木質燃料チップの製造・販売を行うジャパンバイオエナジー株式会社が、2016年5月に川崎市の優良産廃処理業者に認定されました。

優良産廃処理業者認定制度は、都道府県や政令市が優良な産廃処理業者を審査して認定する制度で、認定を受けるためには、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性などの基準に全て適合していることが必要となります。本制度の認定を受けることにより、産廃処理業許可の有効期限が5年から7年に延長となりました。

太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電規模3,429kWの太陽光発電施設を保有しています。

また、一部の太陽光パネル架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減と木材の利用用途拡大に配慮しています。

太陽光パネルと環境にも配慮した木製架台

高齢化社会に応える事業

事業を通じた高齢化社会への貢献

高齢化社会を踏まえた住まいや生活サービスの提供など社会的ニーズに合致・対応した事業を推進することも、住宅事業を展開する当社の重要な社会的役割であると考えています。そのために、介護施設の新設・運営、デイサービス事業などを展開しています。

ICTや最新の研究成果を活用した介護施設の開設・運営

団塊の世代が全て後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想され、提供される介護サービスの質の向上と、サービスの担い手である介護職員の確保とその労働環境の向上が、社会的課題となっています。また同時に認知症高齢者の急増も懸念されています。

首都圏と阪神圏で介護事業を展開する株式会社フィルケア（現：スミリンフィルケア株式会社）では、2016年度に開設した有料老人ホームにICTを活用した入居者見守りシステム「ライフリズムナビ＋Dr.」を導入しました。従来は単独センサーからの情報で入居者の状態を判断していましたが、このシステムでは、ベッドセンサー、人感センサー、温湿度センサーなど複数のセンサーからの情報を分析することにより、居室内の入居者の状態を詳細にリアルタイムで把握することができるようになりました。

これらの情報は入居者の転倒防止や健康管理に役立つほか、ナースコールと組み合わせて機能させることにより、入居者からのSOSの一元管理を可能にします。また携帯端末を利用しこれらの情報を入居者のご家族と共有する事ができ、さらに職員間の情報共有や連携が強化されることにより職員の負担軽減にもつながるものと期待されています。

この新システムは、2016年11月開設の有料老人ホーム「グランフォレストときわ台」、2017年2月開設の「グランフォレスト学芸大学」、同年5月開設の「グランフォレスト鷺宮」、同年12月開設の「グランフォレスト哲学堂」2018年2月開設の「グランフォレスト神戸御影」並びに2018年5月開設の「グランフォレスト練馬高松」に導入されました。

2017年度は、住友林業筑波研究所での研究成果を活用した新しい試みを導入しました。まず「快眠システム」では、木質内装と間接照明を組み合わせコントロールしリラックス効果のある寝室環境を提供することにより、入居者の睡眠の質の改善を図りました。夜間の深い快適な睡眠が生活リズムの乱れを調整し、昼間の健康的な活動をもたらすことが期待されています。そして、「グランフォレスト学芸大学」では、ADL（日常生活動作）の改善や認知症の予防効果が認められている四季の変化が豊かな庭「花笑みの庭」を設置し、入居者により身近に触れていただけるよう、庭の花を利用したレクリエーションプログラム「木の花レク」に取り組んでおります。

また、「安全配慮床」は、衝撃吸収材と組み合わせた特殊な床構造を採用することにより、入居者を転倒時の衝撃から守ることを目指します。

グランフォレスト学芸大学

グランフォレスト鷺宮

さらに運動機能を「見える化」するべく「グランフォレスト練馬高松」からは加速度センサーと独自のアルゴリズムで、人の歩行を計測、評価するシステム「Q'z TAG™walk（キューズタグウォーク）」を導入し、入居者の歩行機能の維持・向上に役立てます。15グラムという軽量のセンサーを腰につけて10m歩くだけで、「動き」「バランス」「速さ」「リズム」をレーダーチャートで見える化して歩行状態を評価し、改善ポイントと推奨の運動プログラムをアドバイスするシステムを導入しています。

これにより歩行能力および日常生活動作の維持や健康寿命が伸びることが期待されています。

良質な木材の効果を生かした住宅

木材にさまざまな効果があります。たとえば、木材の香りにはストレス解消効果や鎮静作用、リラクゼーションの効果があり、認知症予防や症状の軽減に効果があることが期待されています。また、触れるとぬくもりを感じられ、木の床材の上を歩いても足が疲れにくいです。こうした木の素晴らしさを最大限に生かした施設づくりを行っています。

木の温もりあふれるエントランス

社会性報告

人権尊重の取り組み

健康および安全

雇用と人財育成

社会貢献

品質関連認証の取得状況

社会性関連データ

人権尊重の取り組み

重要性の認識

住友林業グループは、グローバルに事業を展開する企業グループとして、従業員の人権はもちろんのこと、すべてのステークホルダーの人権も等しく尊重し、事業活動における人権リスクの低減を図ることが、持続的な発展を目指すうえでの重要なテーマと考えています。

このような認識のもと、「住友林業グループ倫理規範」を策定し、研修などで周知啓発に努めています。

「住友林業グループ倫理規範」は英語をはじめとする各国語に翻訳し、海外関連会社においても展開を進めています。また、WEBサイトに掲載して、全社員に周知し、多くのステークホルダーに開示しています。

人権への考え方、方針

住友林業グループでは、国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)、国際労働機関(ILO)中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの10原則、および国連のビジネスと人権に関する指導原則を尊重しています。また、これら国際規範をもとに、「住友林業グループ倫理規範」において人間尊重と健全な職場の実現を掲げています。女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重するとともに人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別を一切しない旨を定めています。強制労働、児童労働についても一切の容認をしておりません。

また、ビジネスパートナーに対しても同内容を含む方針の浸透を図り、適宜調査を実施しています。さらに、人権リスク対策および人権デューディリジェンスを実施し、人権リスクの把握と低減に努めています。

- 経営理念
- 行動指針
- 住友林業グループ倫理規範

人権イニシアティブの支持

住友林業グループは2008年12月に国連グローバル・コンパクトに署名しており、当社のWEBサイトで日本語と英語で公開しています。さらにグローバル・コンパクトの4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を周知するため、英語・中国語・インドネシア語でポスターを作成し、全ての海外グループ会社に配布し掲示しています。

また、住友林業グループは、国連グローバル・コンパクト傘下のHRDD(人権デューディリジェンス)分科会など、人権に関する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、人権配慮の取り組みを進めています。

- 国連グローバル・コンパクトへの署名

国連グローバル・コンパクトの周知を図るポスター

人権リスク対策およびデューディリジェンスの実施

住友林業グループは、人権デューディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。

2012年度からグループ各社のCSRの取り組みについてCSR実態調査を毎年実施し、人権についても各社の状況を把握し、改善を行っています。2017年度は、主な国内外グループ会社52社（国内26社、海外26社）の状況について、人権研修の実施や救済窓口の設置状況の調査を行いました。結果として、人権研修の実施が47社、救済窓口の設置が42社、リスク緩和の措置が32社で行われていることを確認しました。また調達先に対しては、アンケートと対面ヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。

この調査によると2017年度の人権に関する違反件数は0件でした。

さらに、人権に関する有識者を講師とし、人権リスクの高い海外における植林事業、製造事業、木材調達の部署や管理部門の社員を中心に人権デューディリジェンスに関するワークショップを、定期的に実施しています。ワークショップでは、各事業におけるサプライチェーン上のステークホルダーを特定し、その中で人権侵害リスクがあると考えられる地域や業態を抽出しています。また、抽出したリスクのうち、発生する可能性の高いものや人権侵害が発生した場合の影響の大きいものについて分析し、その対策についても検討を行っています。ワークショップでは木材・建材の仕入・製造・加工や植林の分野において、作業者の安全や地域住民への配慮に対するリスクが比較的高いことを確認しています。

2018年には特定されたリスクに対する対策として、インドネシアにおける植林事業地において、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を策定しました。

今後も引き続き人権リスクに対する取り組みをグローバルに強化していきます。

人権デューディリジェンスに関するワークショップ

▸ 苦情相談窓口

人権研修

住友林業グループでは、国内の新入社員研修で人権に関する講義を行っています。また、住友林業では、新任主管者研修においても人権の講習を取り入れています。さらに一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」講座の受講を毎年義務付けています。

2017年度は10,899名（単体5,606名、グループ5,293名）が受講しました。今後も、e-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。また、2017年7月に策定した「住友林業グループ倫理規範」についても研修をしていく予定です。

ハラスメントの防止

住友林業では、就業規則の中で、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメントを禁止する規程や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、「住友林業グループ倫理規範」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBサイトやリーフレットで周知しているほか、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。

さらに2000年度から、人事部に設置した「ハラスメント相談窓口」や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。

- 住友林業グループ倫理規範

海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。

2013年には調査の内容と結果を共有するため、2015年には植林木の伐採に先立って事業内容、環境への配慮についての理解を深めるために、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招いて公聴会を開催するなど、人権に配慮した植林事業を進めています。

2018年にIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を策定しました。

CSR調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」に基づき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけ輸入材の調達については、供給品やその原材料の調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないかどうか、またその場合、労働者および地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで確認しています。

- 責任ある木材調達

健康および安全

重要性への認識

住友林業グループでは、社員の安全で健康的な職場環境の維持が、全てにおける事業活動の基本であると考えています。

災害、事故などに備えた教育・訓練を定期的に実施することはもちろん、社員がやりがいをもって仕事に取り組み、社員一人ひとりの生活を充実できる職場を目指して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策などにも取り組んでいます。

関連する目標と実績

所定外労働時間については、2020年度目標値を設定し、積極的に取り組みを推進しています。

その他、労働災害に関する取り組みは、関連数値をモニタリングしながら、常に改善の取り組みを進めています。

▸ （第三者保証マーク）について

活動報告

▸ 労働安全衛生マネジメントシステム

▸ ワーク・ライフ・バランス

労働安全衛生マネジメントシステム

労働安全衛生に関する基本方針

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

また、資源環境本部や住宅・建築事業本部などの各事業本部においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保を目指しています。

労働安全衛生のマネジメントシステム

会社全体の安全衛生管理に関する事項は人事部の所管とし、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、各社ごとに安全衛生管理体制の確立を図っています。また、人事部長を委員長とする衛生委員会を設置し、毎月1回開催した内容を社内イントラネットに掲示し、情報共有と啓発を図っています。

労働災害に関する目標と実績

CSR中期計画において、2020年度までの重点目標を「労働災害件数・休業災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各本部においてもCSRの重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認しています。その進捗と結果は、以下のとおりです。

労働災害の発生状況（単体）※1

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
労働災害件数（件）※2	6	1	0	3	0
休業災害度数率※3	0.28	0.19	0.19	0.30	0.10
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間数×1,000,000

▸ （第三者保証マーク）について

また、国内外で活動する各国の法令に準拠して労働安全衛生推進活動を進めると共にOHSAS※などの認証取得を推進しています。

※ OHSAS：Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略語。労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

グループ各社の労働安全関連認証取得状況

社名	国	認証の種類	取得年月
住友林業クレスト株式会社	日本	OHSAS18001	2013年2月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	OHSAS18001	2013年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	OHSAS18001	2013年10月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	AS/NZS4801	2012年12月
		ACC WSMP Tertiary	2009年11月
ヘンリー・アーチ※	オーストラリア	AS/NZS4801：2001	2018年5月

※ ヘンリーグループ他2社も同認証を取得

ワーク・ライフ・バランス

社員の働き方に関する考え方

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実させる職場を目指して、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

2017年度からは、長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などを行いました。

長時間労働による疲労の蓄積で健康を害することを防ぐとともに、時間に対するコスト意識を高め、またワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員の満足感と生産性を向上させることを目的としています。

育児中の働き方支援

住友林業では、子育てをしながら仕事をする社員に対して、さまざまなサポート体制を整えています。

例えば、育児休業取得予定の社員と上司に加え、働きかた支援室担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度を説明し、復職後の働き方についての相談に応じているほか、子育てと仕事を両立しているほかの社員の事例などを紹介しています。

また、育児中で希望する社員は、柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制度や短時間勤務制度などの利用を申請することができます。

「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

2017年度は3拠点で実施し、社員とその家族、計33組99名が参加。朝礼体験、名刺交換、職場での「お仕事インタビュー」、ショールーム見学、3D設計プランづくりなどを体験しました。2017年度で4年目を迎えた「家族の職場参観日」は夏のイベントとして定着し、開催拠点がそれぞれに工夫を凝らし、所属員一丸となって開催しました。2018年度もこの取り組みを継続し、より多くの拠点で開催する予定です。

東京西支店の様子

次世代法第6期（2015～2018年度）行動計画

住友林業は、次世代法に則って社員の子育て支援のための行動計画を策定・実施しています。

2015年度から第6期（2015～2018年度）として、下記3つの目標を掲げ取り組みを進めています。

1. 育児中の女性社員が活躍できる職場環境づくりのために、働き方改革をテーマにした管理職層向けのセミナーを実施する
2. 誰もが働きやすい職場環境づくりのために「家族の職場参観日」を実施する
3. 男性社員の育児参加促進のために、育児中の男性社員とその上司が制度利用について面談する仕組みを作る
   また育児関連制度の利用状況をイントラネット上で公開する

この行動計画に沿い、2017年9月に社外の講師を招き、長時間労働を抑制し、それぞれの事情に合わせた働き方を実現しながらも業績を上げ続けていくための意識改革をテーマに「イクボスセミナー」を開催しました。2016年度から開催し、主に本社勤務の管理職を中心に約120名が受講。2017年度は住宅・建築事業本部の全国の支店長を中心に約180名が受講しました。

イクボスセミナー
受講者数
約180名

くるみんマーク

イクボスセミナー・東京会場の様子

男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、さらに希望どおり利用するための指導や配慮についてのコメントも記入し、申請する仕組みです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながっています。

主な育児支援制度（2017年度）

制度	内容
育児休業	子が2歳到達直後の3月31日までの期間内で、休業を取得することが可能
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除の利用が可能
子の看護休暇および行事休暇	小学校6学年末までの子が病気やけがをした場合、子が1人の場合は年10日、2人以上の場合は年15日、30分単位で休暇を取得することが可能（100%給与支給）。そのうち5日（子が2人以上の場合は10日）までは、子の行事のために利用可能。

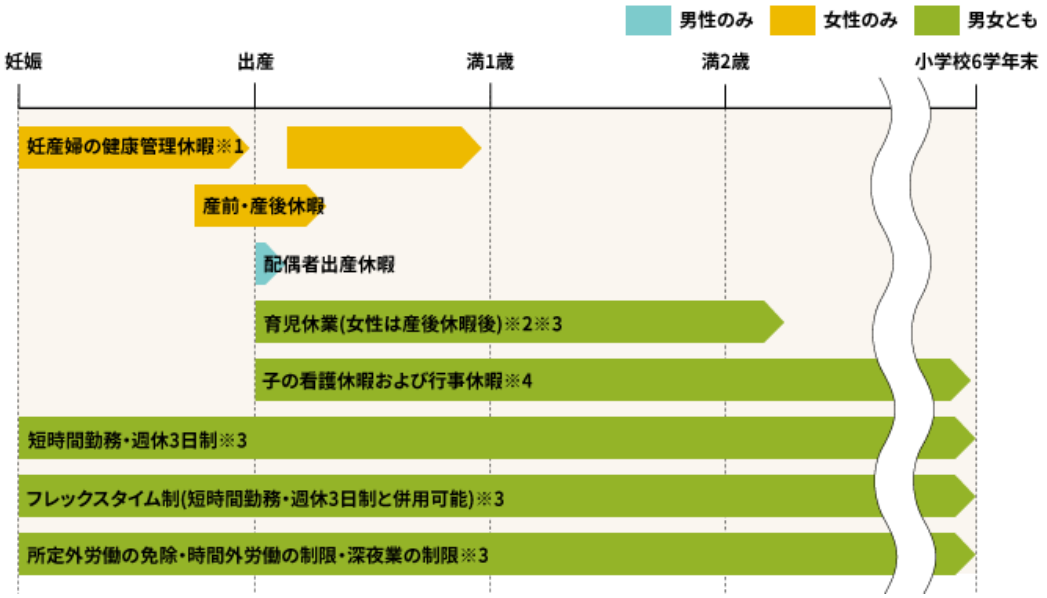

※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満

※2 2歳到達直後の3月31日までの期間

※3 勤続1年以上

※4 勤続6カ月以上

介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。2010年度に、対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。また、年10日の休暇を30分単位で取得できる「家族の介護休暇および傷病休暇」も整えています。

おもな介護支援制度（2017年度）

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能	● 介護理由の制度利用者：延べ7名（フレックスタイム制度4名、短時間勤務2名、週休3日制1名） ● 介護休業者：2名
勤務時間短縮等の制度	フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日制、所定外労働の免除の利用が可能	
家族の介護休暇および傷病休暇	家族を介護する社員が年10日の休暇を30分単位で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、家族の傷病のために利用が可能	

介護支援制度利用実績（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
介護休業者数（名）	1	1	1	2	2
介護理由の制度利用者数（名）（延べ人数、フレックスタイム制度、短時間勤務など）	1	2	3	3	7

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。職場ごとにリフレッシュ休暇の個人別取得計画の策定を義務付けて、部署ごとの計画策定率や取得率を集計し、社内WEBサイトで公開することにより、取得しやすい環境を整えています。

また、住宅部門の支店では、火・水曜日が定休日となっていますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
リフレッシュ休暇取得率（%）	42.0	50.0	46.0	42.3	38.9
ファミリーフレンドリー休暇取得率（%）	26.0	29.5	26.0	27.0	28.3

有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間10日以上の計画的な有給休暇取得を推奨しています。各拠点で毎年1月に「年間休暇スケジュール表」を作成し、定期的に人事部へ有給休暇の取得実績を報告。これをもとに、拠点ごとの実績一覧を社内WEBサイトに公開し、有給休暇の取得を促進しています。

2017年度は、勤怠管理システム上で、従業員はもちろん管理者も休暇予定を確認できるようにすることで、より計画的に休暇を取得しやすい環境を整備しました。また、住宅・建築事業本部では、2017年度より全部署が休日となる計画年休を設定しています。（原則年4日）

その結果、2017年度の平均有給休暇取得日数は9.0日となり、前年度実績6.9日から増加しました。

また、有給休暇の取得率は2013年度が31.6%、2014年度は35.2%、2015年度は32.8%、2016年度は35.9%、2017年度は47.4%でした。

引き続き、2018年度も「有給休暇取得10日以上」をCSR予算に掲げ、この取り組みをさらに進めていきます。

有給休暇取得率
（2017年度）
（単体）
47.4%

長時間労働削減の取り組み

住友林業では、長時間労働を放置することは、労働災害発生やブランドイメージ低下を誘発し、将来的な労働力不足につながりかねない大きな経営リスクだと認識しています。

一方で、注文住宅の販売・施工においては、お客様との密なコミュニケーションが欠かせず、結果として長時間労働になりやすい状況があります。

そのため、毎月、各部署の平均所定外労働時間および部下の所定外労働時間を各部の責任者に通知して、長時間労働削減の意識づけを強化しています。

また、住宅・建築事業本部では、各支店に「働きかた向上委員会」を設置し、それぞれの支店で工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅・建築事業本部内に設置した「長時間労働削減委員会」が中心となって制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。

人事制度の改定

2017年度には、人事制度の改定を行い、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行するとともに、フレックスタイム制や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入し、長時間労働削減と生産性向上を推進しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、時間によるコスト意識を高めて、長時間労働を削減し、仕事の質と生産性を高めることを主な目的としています。

また、フレックスタイム制では、１ヶ月の総労働時間を定め、１日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化に取り組んでいます。

さらに、インターバル制では、前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間をとることとし、休息時間が始業時刻またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなします。これにより過重労働の防止や社員の健康の保持増進を目指します。

メンタルヘルスケア

メンタルヘルスケアの実践

住友林業では、厚生労働省が2000年8月に策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」にもとづき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

管理職向けのメンタルヘルス教育

2013年4月には、人事部内に育児・介護関連支援やキャリア支援、メンタルヘルス支援を担う「働きかた支援室」を設置。メンタルヘルスケアを充実させるために、同室内に臨床心理士の資格を有する社員を配置し、社外提携EAP※機関「こころの健康相談室」と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

復職にあたっては、リハビリ出社制度を導入し、個々人の状態に合わせて段階的に勤務時間や業務負担を調整し、心身を働く環境に慣らしていけるようリハビリプランを作成し、実行しています。

休業時には「メンタル休業ガイドブック」を本人に配布し、休業中の過ごし方や休業に関する社則等を載せ、休業中の不安軽減を図るとともに、上司に対しても「管理職のためのガイドブック」を配布し、その時々にあった対応方法などの情報を提供しています。

※ EAP：Employee Assistance Programの略語。従業員援助プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスサービス

メンタルヘルスケアに関する予防対策

2015年12月に労働安全衛生法の改定に伴い義務化されたストレスチェックは、メンタルヘルス不調の予防の一環として、健康保険に加入している社員（産休・疾病療養などによる長期傷病休業中社員を除く）を対象にWEBサイトを利用したストレスチェック「こころの健康診断（セルフチェック）」として、2013年度から継続実施しています。さらに、管理職に就く社員がメンタルヘルスケアの重要性を理解し、各職場で適切に予防対策を講じられるよう、社内カウンセラー（臨床心理士）や外部EAP機関による管理職向け教育も実施しており、2013年度161名、2014年度187名、2015年度198名、2016年度152名が参加しました。

2017年度はストレスチェック分析結果に基づき、特に健康リスクの高かった部署に対して主管者ヒアリング・セルフケアセミナー（参加者103名）・ラインケアセミナー（参加者22名）を行いました。これに加えて、筑波研究所にてセルフケアセミナー（参加者70名）・ラインケアセミナー（参加者11名）を実施しました。

また技術職の若手社員を育成するトレーナー45名に対して、メンタル不調を未然に防ぐ関わり方についてのラインケアセミナーを実施しました。さらに一年目技術職社員39名に、メンタル不調への気づき・対処についてのセルフケアセミナーを実施しました。

また、ハラスメント予防として、2009年度以降、人事部長名にて、１年に２回、全勤務者向けに発信を行い、日頃から部下とのコミュニケーション作り、風通しの良い活気ある職場無作りを目指すよう、注意喚起を発信していています。あわせて人事部内にハラスメント相談窓口を設けており、社員からの相談に対応しています。加えて、毎年ｅラーニング「仕事＋人権」の受講を必須としており、この中でハラスメントについて研修しています。2017年度は、主管者360名に対し外部講師によるハラスメント予防セミナーを実施しました。

「働きかた支援室」には、保健師の資格を有する社員も在籍しており、メンタルヘルスだけでなく様々な健康面談や、新入社員への健康に対する意識啓発、健康診断についての事後フォローなどを行っています。

さらに、海外赴任者については、赴任前及び帰任時に健康診断結果のチェックを行うとともに、本人と面談し、健康状態の聞き取りやアドバイスなどを行っています。

メンタルヘルスケア予防対策の実績

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
「こころの健康診断」回答率（%）	85.8	92.8	91.6	88.2	92.1

在宅勤務制度

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

2017年度には、対象者を新卒入社3年未満およびキャリア入社6ヶ月未満の社員をのぞく全社員に拡大し（認可制）利用期間の制限はなく、育児・介護などを理由とする社員や、通勤時間の長い社員を中心に利用されています。2018年度も多様な働き方のさらなる推進のため、育児面談や働き方の相談があった際に、個別に制度の詳細を説明し利用を勧めるなどして、利用の拡大を図っていきます。

配偶者居住先への異動希望・介護による異動希望の申告制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しています。

2014年度は、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と介護の両立のために勤務地に制限がある場合に、異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2018年3月末までに累計で30名が異動しました。

雇用と人財育成

重要性への認識

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、多様性の確保、社員一人ひとりの技能の向上など、さまざまなテーマが挙げられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員にかかわるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値の向上や事業推進の原動力につながると考え、教育研修や能力開発など、さまざまな機会を提供しています。

関連する目標と実績

女性管理職比率については、2020年度目標値を設定し、積極的に取り組みを推進しています。

その他、ダイバーシティの推進や人財育成等の事業推進に寄与する取り組み・施策の充実を図っています。

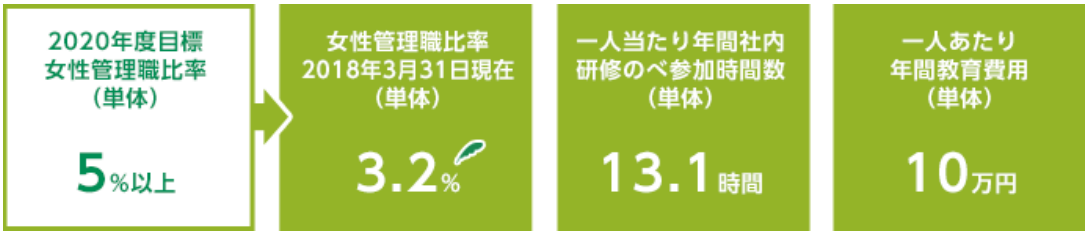

▸ （第三者保証マーク）について

活動報告

▸ 公平な雇用・処遇

▸ 人財育成

▸ 社員とのコミュニケーション

公平な雇用・処遇

社員の雇用・処遇に関する基本方針

社員の雇用・処遇に関しては、機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」に定めています。また、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則に則り適切に対処し、不当な解雇は認めていません。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっていますが、当社では、こうした雇用・処遇に関する方針を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

▸ 住友林業グループ倫理規範

推進体制

2013年4月に人事部内の独立組織として創設された「働きかた支援室」では、女性社員や定年再雇用者、障がいのある社員をはじめとする多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

女性の活躍推進

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境をめざしています。中でも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、および育児中の働き方支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて当グループとして女性活躍推進の意義を3つに集約し、2013年12月に、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針をもとに取り組みを進めています。

2014年12月には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、住友林業では女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上（2018年3月31日現在、3.2%）をめざすことを社内外に発表し、取り組んでいます。なお、2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」にもとづき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定し、公表しています。

女性管理職比率
2020年目標
（単体）
5%以上

女性管理職比率
2018年3月31日現在
（単体）
3.2%

2016年度からは、女性社員が管理職として活躍するための成長促進を目的とした「メンター制度」を実施しています。「メンター制度」とは、メンター（先輩社員）がメンティ（後輩社員）と定期的に面談し、メンティの成長を支援するものです。女性の管理職ならびに管理職候補の社員をメンティ、部長クラス以上の男性管理職をメンターとし、2017年度は6名のメンティがさらなる活躍と自己変革をめざして参加しました。

- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 社員の育児支援
- 住友林業株式会社 第1期行動計画
- （第三者保証マーク）について

女性採用・雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率※1（%）	17.8	18.8	19.4	20.0	20.4
女性管理職比率※1（%）	1.9	2.2	2.6	2.8	3.2
女性新卒採用比率※2（%）	23.8	29.0	26.8	22.8	18.0

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、過去に遡及して各年度の3月31日在籍人員により算出しなおした

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率（%）	29.5	29.6	30.4	30.7	31.6
女性管理職比率（%）	3.2	3.6	4.0	4.2	4.6
女性新卒採用比率（%）	36.5	36.1	48.0	40.3	40.2

女性目線の開発・営業

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」は、住まう方の目線を大切にした住まいづくりをめざし、本部や全国の支店、グループ会社など、幅広い部門から集まった女性社員で構成されています。これまでの成果としては、空間提案「こまま（comama）」の開発や、半年で全9棟が完売した奈良県生駒郡の分譲住宅「イーストヒルズ勢野（せや）」などがあります。

また、各営業所・支店の女性ホームアドバイザーを対象とした「女性目線接客ブラッシュアップ研修」を継続的に実施しています。この研修は、女性目線を活かした住友林業の商品を理解したうえでのご提案や、会話を通じた女性目線の現状の悩みや夢を理解した上でのお客様との信頼関係構築を目的として実施しています。2017年度は152名の女性社員が受講しました。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

住友林業では、女性社員を対象とした様々な研修を行っています。

2017年度の女性営業職研修は、初回接客力向上のために必要なスキル・提案力を実践レベルで習得することを目的に実施しています。エリアや世代を超えた情報共有により、知識やモチベーション向上に繋げています。

また、女性生産職研修では、社外の女性施工技術者の活躍事例を知り、技術およびモチベーションの向上につなげることを目的として、同業他社や工務店との情報交換および女性現場管理者の建築現場見学を行っています。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

対象者	内容	開催年月	参加者数
営業職	女性営業職研修	2017年12月	52名
	住宅メーカー9社合同の「女性住宅営業職交流会」	2017年11月	6名
生産職	女性生産職研修	2018年1月	10名
管理職・管理職候補	メンター制度	2017年7月～2018年6月	6名
管理職	社外マネジメント・リーダーシップ研修	2017年10月～2018年5月	2名

障がい者雇用の推進

住友林業では、障がい者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障がい者雇用を推進しています。2018年3月末日時点の障がい者雇用率は2.26%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

障がい者雇用率
2018年3月末日時点
（単体）
2.26%

障がい者雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
障がい者雇用率（%）	2.18	2.24	2.12	2.12	2.26

※ 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社を含んで算出

障がい者雇用の積極的な推進をめざして ースミリンウッドピース設立ー

住友林業は2015年7月、障がいのある方により多くの働く機会を提供することをめざして、愛媛県新居浜市に原木椎茸栽培や、木工製品の製作・加工、印刷などを行うグループ会社を設立しました。2016年10月には、主に知的障がい・精神障がいのある社員を5名採用しました。2017年3月には新社屋が完成、同年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を受けました。今後もさらなる雇用促進と事業の安定を図っていきます。

スミリンウッドピース社屋外観

定年退職者の再雇用

住友林業は、勤続10年以上で特定の資格や経験があり、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳となり定年退職した社員を、嘱託社員契約によって満65歳到達時点まで再雇用する制度を設けています。2017年は50名を雇用し、再雇用者はその能力と経験を活かして活躍しています。

過去3年の定年退職者に対する再雇用率は83.3%です。なお、2013年4月1日に高年齢者雇用安定法が改正されたことに伴い、経過措置を適用しながら、再雇用希望者全員を再雇用することとしています。

定年退職者の再雇用者数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
28名	43名	34名	46名	50名

さらに、年齢にかかわらず積極的に人財を活用することを目的として、会社が必要とし、本人が希望する場合において、65歳以上の人財を活用するための制度「シニア人財バンクセンター」を2018年4月より運用開始します。

再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、2018年3月末までに157名の社員が申請を受理されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

非正規雇用社員の直接雇用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、有能な社員を登用するため人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2018年度は12名を正社員として登用しています。

パートナー社員の正社員登用数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
28名	19名	14名	19名	12名

人財育成

人財育成に関する方針

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員を育成、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針としています。

推進体制

人事部スミリンビジネスカレッジ
住友林業人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、広くグループ会社や事業部を越えた社員が参加できる、ビジネススキルを身につけるための研修を企画運営しています。
また、住友林業グループ研修担当者会を定期開催し、人財育成に関する情報交換を行っています。

住宅・建築事業本部人財開発部
人財開発部では、住宅・建築事業本部所属員（営業・設計・インテリア・生産・総務・本部スタッフ）を対象に、「お客様視点」と「プロ意識」を基軸とした実践的研修を行っています。
また、住宅・建築事業本部が主管するグループ各社と連携を密にし、各社の研修をサポートしています。

グループ各社、各部門
グループ各社、各部門では、それぞれの分野でのプロフェッショナルを育成する研修を実施しています。

人財育成体系の整備

2011年度に発足した人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、「やる気ある人応援します」をテーマに掲げ、それまで一律に召集していた「階層型」研修から、「自己啓発型」「選抜型」研修へ比重を移し、自主性を重んじた能力開発を図っています。

新入社員研修をはじめとする階層別研修のほか、選抜型や手上げ式の集合研修を、グループ合同で実施しています。
SBC・eラーニングは、国内グループ社員が、自由に学べる環境を提供しています。

人事部SBC研修体系（2017年度）

おもな研修プログラム受講者数（2017年度）

研修プログラム	受講者数（単体）（名）	受講者数（グループ会社）（名）
階層型研修（11講座）	904	145
選抜型研修（23講座）	83	30
自己啓発型研修（37講座）	366	10
e-ラーニング（必須6講座）	4,906	4,737

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	7.5	6.8	9.3	9.4	13.1※
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	91,000	91,000	91,000	100,000	100,000

※ 2017年度は算出方法を変更した

資格取得・社外教育の支援

住友林業では、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得支援としては、業務において取得が必要なものの他、能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに支援範囲を定めています。

特に１級建築士試験に合格し、1級建築士免許を取得した社員には、一時金を支給しており、2017年度は12名が対象となりました。

新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」

住友林業は、社員のやる気と能力を活かして新しいビジネスを創出するため、新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」を設けています。これは、国内の住友林業グループに勤務する全ての人が、自らのアイディアをベースに新規事業を提案できる制度で、2006年度に第1回を開催して以来、隔年でこれまでに5回開催しました。

2016年度までに、物流専門会社、デイサービス事業などの6案件が事業化されています。

木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家づくりを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職を目指す住友林業ホームエンジニアリング株式会社の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学び、修了時には2級大工技能士取得を目指しています。また、訓練の修了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修や1級大工技能士取得準備研修が7～10日間用意されています。

2017年度の入校者は、外部協力会社に勤める大工も含め67名、修了者は66名で、2018年度は69名の入校者を迎えました。

建方の実習の様子

「住友林業建築技術専門校」入校者と実績

	2014年度（27期生）	2015年度（28期生）	2016年度（29期生）	2017年度（30期生）	2018年度（31期生）
入校者数（名）	58	64	63	67	69
修了者数（名）	56	57	61	66	-
2級大工技能士取得者（名）	46	54	57	49	-

社員とのコミュニケーション

コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事ができるよう、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、ともに成長していくことをめざしています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、全ての社員を対象に評価結果をフィードバックすることとしています。半年に1度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。

多面評価制度（360度評価）については、2017年度は新たに管理監督者やプレーイングマネージャー層となった方を対象とし、実施しました。評価結果のフィードバックを行うことで本人の「気づき」をもたらし、マネジメント能力の向上を図っています。

勤続年数が10年、20年に達した社員に対しては、長年の会社への貢献を労い、永年勤続表彰を行っています。また、年に1度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展を目指し、2007年より社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

2017年も例年通り、住友林業グループ内5社から参加者を募り、ディスカッションを2回開催しました。第1回目は「ワークライフバランス」をテーマに、育児や介護と仕事を両立しながらのキャリア形成や働き方改革について、第2回目は「住友林業グループの技術力」をテーマとし、今後の技術開発の展望や課題について、広くディスカッションが行われました。経営者と社員が直接対話でき、かつグループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2018年も継続する予定です。

カジュアルフリーディスカッションの様子

社員意識調査

住友林業は、2017年11月、社員4,852名を対象に8回目の意識調査を実施しました。調査項目としては、仕事のやりがいやキャリア目標、会社満足度など10の指標について聞き取りを行い、回答率は92.0%で、当社で働くことの満足度は81.0%と過去の調査で最も高い結果となりました。 また、"働きがい向上"という点では、"風通しの良いコミュニケーション"が組織を活性化する上で重要であることが伺えました。

調査結果を踏まえ、働きがい向上の取り組みとして評価のフィードバック面談やキャリア指導の手法の見直しを図り、評価やキャリア指導に関する研修を検討しています。また、生産性向上を図るため、社員へのヒアリング結果を踏まえた好事例や取り組みを共有し、働き方改革を推進していきます。

社員意識調査による社員満足度の推移

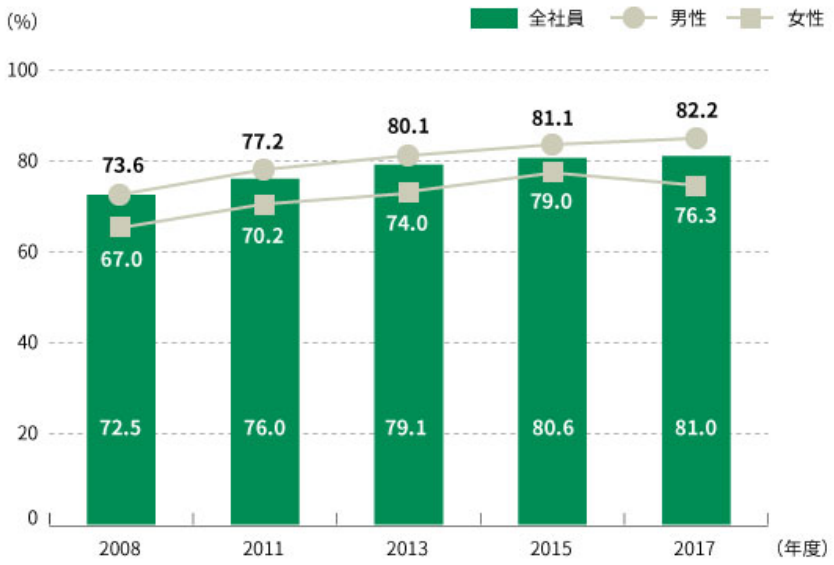

労働組合との関わり

住友林業では、2018年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員の100%（3,574名）が労働組合に加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定を保証すること、労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善を図ることを約束しています。

2017年度は労使協議を20回実施し、前年に引き続き長時間労働の削減や働き方の見直しについて対策を検討しました。

労働組合加入率
（単体）
100%

社会貢献

重要性への認識

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築きたいと考えています。

関連する目標と実績

森林保全や木材資源の持続的な利用を促進する環境分野や、未来を担う次世代教育分野を中心に寄付活動を推進するとともに、地域貢献や環境保護、さらには福祉・医療分野への貢献などにおける社会貢献活動を積極的に推進しています。

社会貢献活動費 2017年度	社会貢献に かかわる寄付金額 2017年度	「まなびの森」への 累計訪問者数 2017年度	「まなびの森」環境教育 プログラム参加児童数 2017年度
約189百万円	約215百万円	1,547名	1,003名

活動報告

- 社会貢献活動の推進
- 国内における社会貢献活動事例
- 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例

社会貢献活動の推進

社会貢献活動の方針/寄付への考え方

住友林業グループは、将来にわたって豊かな森林を守るとともに、木材資源の持続的な利用や地域社会の発展に貢献していくために、環境、地域社会の活動、次世代教育などの分野において社会貢献活動を進めています。

特に、森林保全に関する社会貢献活動は事業との関連性も高く、社会のより多くの人びとに森林への理解を深めていただくことが重要です。そのため住友林業では、講演会や森林での体験学習など、小中学生への環境教育に力を入れているほか、災害で被害を受けた森林の再生などの社会貢献活動も積極的に推進しています。

また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

社会貢献活動に関わる寄付

社会貢献活動に関わる寄付の分野別割合（2017年度）

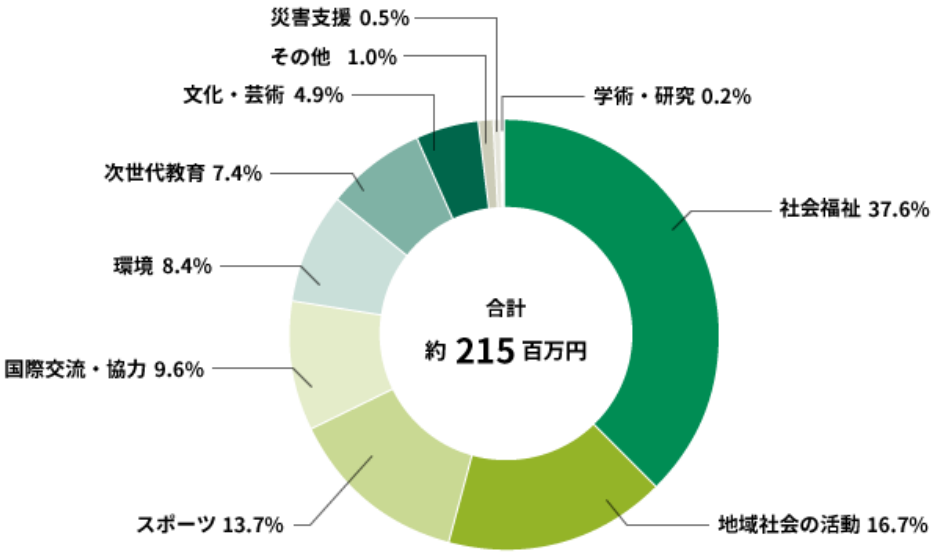

社会貢献活動費

社会貢献活動費の内訳（2017年度）

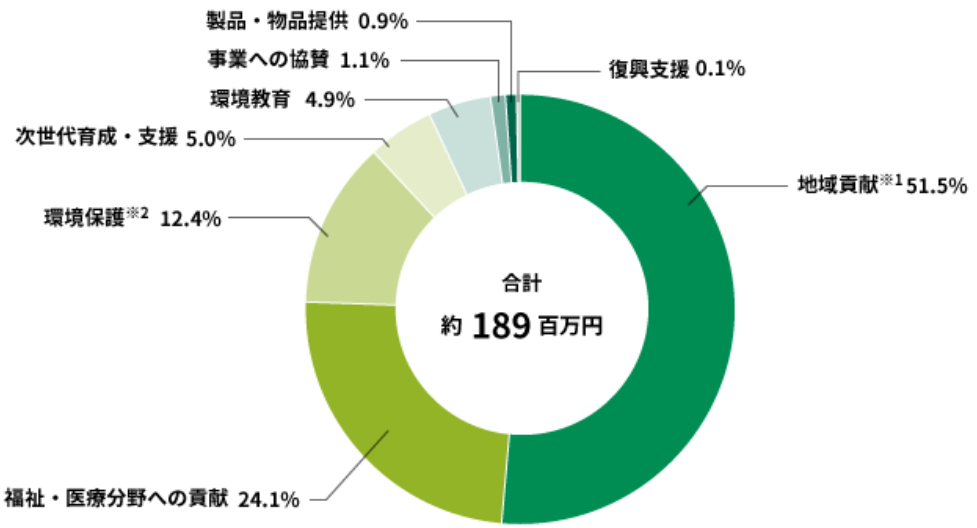

※1 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など

※2 富士山「まなびの森」運営費など

ボランティア休暇制度の導入

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。

東日本大震災に対する活動については、一定の期限を定め、希望者には交通費とボランティア保険加入の保険料を会社負担とする特別支援を実施しました。

公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

主な公職（2018年6月1日現在）

団体名	役職	当社での役職	氏名
東京商工会議所	特別顧問・議員	代表取締役 会長	矢野 龍
日本商工会議所	特別顧問	代表取締役 会長	矢野 龍
株式会社日本建築住宅センター	社外取締役	代表取締役 会長	矢野 龍
日中建築住宅産業協議会	理事・副会長	代表取締役 会長	矢野 龍

団体名	役職	当社での役職	氏名
林業復活・地域創生を推進する国民会議	副会長	代表取締役 会長	矢野 龍
公益財団法人 都市緑化機構	代表理事・会長	代表取締役 会長	矢野 龍
公益社団法人 ゴルフ緑化促進会	理事・会長	代表取締役 会長	矢野 龍
日本・ミャンマー住宅都市産業協議会	会長	代表取締役 会長	矢野 龍
住宅・建築・都市分野国際交流協議会	理事・会長	代表取締役 会長	矢野 龍
経団連自然保護協議会	副会長	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
公益社団法人 経済同友会	副代表幹事	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
一般財団法人 住宅生産振興財団	理事	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
日本ニュージーランド経済委員会（東京商工会議所）	副委員長	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
岐阜県立森林文化アカデミー	客員教授	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
一般財団法人 日本インドネシア協会	理事	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	会長（代表理事）	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
一般社団法人 住宅生産団体連合会	副会長（代表理事）	代表取締役 執行役員社長	市川 晃
公益社団法人 経済同友会「持続可能な開発目標（SDGs）研究会」	副委員長	代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建
一般社団法人 医療みらい創生機構	理事	代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会	理事	取締役 専務執行役員	光吉 敏郎
日本木材輸入協会	会長	取締役 常務執行役員	福田 晃久
一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会（旧「高専協」）	監事	常務執行役員	高桐 邦彦
日本プリント・カラー合板工業組合	専務理事	執行役員	町野 良治

団体名	役職	当社での役職	氏名
中日本合板工業組合	理事	執行役員	町野 良治
日本複合・防音床材工業会	理事	執行役員	町野 良治
一般社団法人 海外産業植林センター	理事	常務執行役員	関本 暁
NPO法人 日本・パプアニューギニア協会	理事	常務執行役員	関本 暁
一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 住宅生産団体連合会 国際交流委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構	理事	顧問	能勢 秀樹
一般財団法人 日本緑化センター	評議員	渉外室 部長	片岡 明人
公益社団法人 国土緑化推進機構	理事	渉外室 部長	片岡 明人
公益財団法人 森林文化協会	理事	渉外室 部長	片岡 明人

各種団体などへの費用

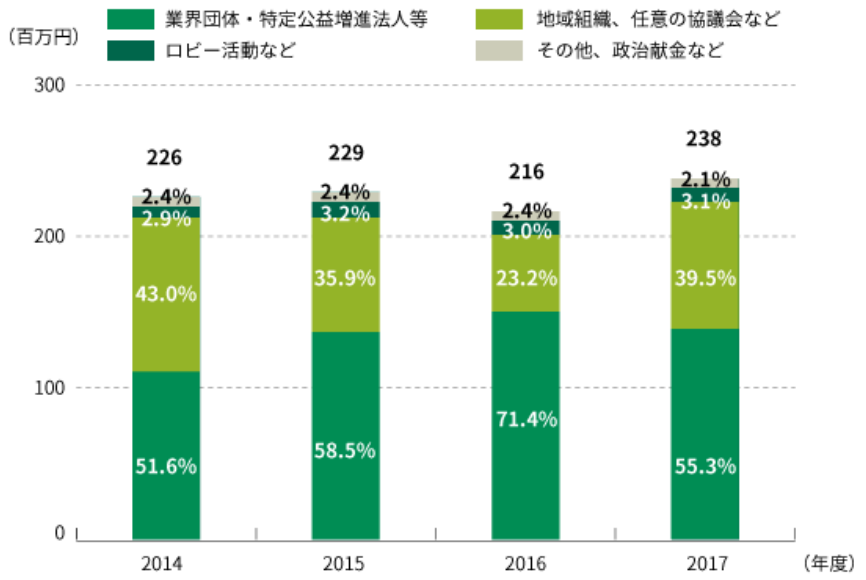

国内における社会貢献活動事例

富士山「まなびの森」プロジェクト

台風により甚大な風倒被害を受けた富士山2合目に広がる国有林をもとの豊かな自然に戻すため、住友林業が設立50周年を迎えた1998年に開始した、富士山「まなびの森」プロジェクトが20周年を迎えました。

2017年度は、自然林復元のための森林づくりボランティア活動や環境教育を実施したほか、NPOなどの団体の活動の場として開放するなど、社内外の延べ1,547名が「まなびの森」を訪れ、1998年～2017年度末までの「まなびの森」への累計訪問者数は26,634名となりました。

森林づくりボランティア活動

1998年のプロジェクト開始以来、社内外の多くのボランティアの力によって進められてきた復元活動も植栽が完了しました。

2017年度のボランティア活動回数は8回で、延べ359名が参加しました。また10月には、天然林エリアを含む「まなびの森」の樹木を把握するために、ボランティアによる樹木調査も実施しました。

今後は、より森林に親しみ学べる場所「まなびの森」へとシフトしていきます。

社員参加ボランティア

住友林業建築技術専門校訓練生参加ボランティア

森林再生ボランティアの推移

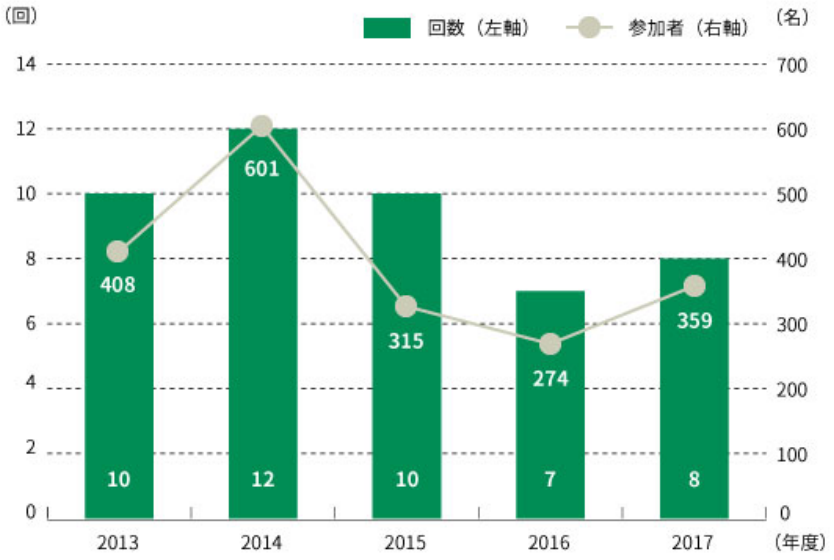

環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2017年度は12校1,003名の児童を招待しました。

環境学習支援プロジェクト

環境教育プログラムの推移

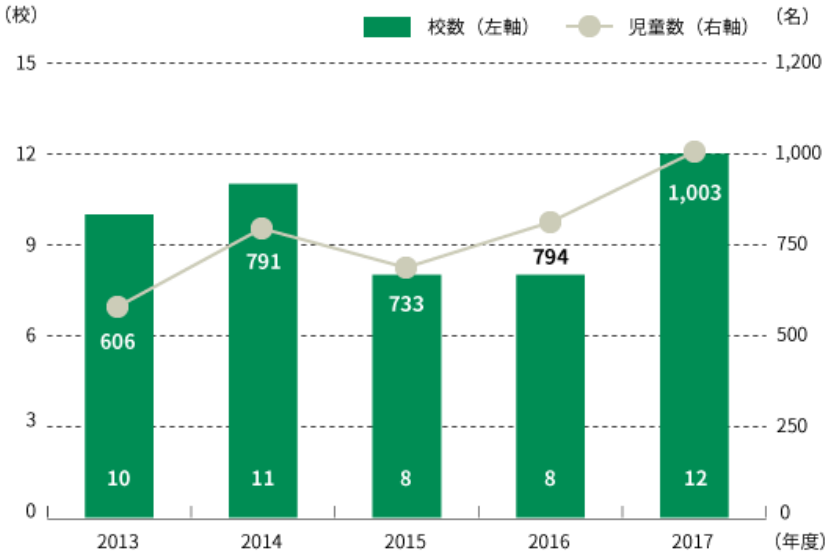

植生モニタリング・鳥獣生息調査

専門家による植生のモニタリング、鳥獣生息などの調査も2000年度より継続しており、地域の生物多様性について把握する貴重なデータとなっています。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続して行っていけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を継続していきます。

▸ 富士山「まなびの森」へリンク

群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と共同で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業群馬支店は森林整備活動として群馬「まなびの森」を2017年度も実施しました。これは、ヒノキの苗木の植樹や、地元森林組合の協力のもと間伐などを行う活動で、7月には「住友林業の家」のオーナーの皆様のご家族47名、8月には社員および協力工事店社員とそのご家族など、54名に参加いただきました。

群馬まなびの森

名木・貴重木を後世に受け継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に受け継ぐため、所有者からのご依頼により、従来技術である接ぎ木や挿し木に加え、最新の技術であるバイオテクノロジーを活用し、名木・貴重木の花や葉といった性質をそのまま受け継いだ苗木を増殖し、名木・貴重木を後世に受け継ぐことに力を注いでいます。また、樹木のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別も進めています。

住友ゆかりの新居浜市市制施行80周年に「口屋あかがねの松」のクローン松を新居浜市に寄贈

住友林業は、「口屋あかがねの松」のクローン松を、市制施行80周年記念として2016年11月2日、新居浜市に寄贈しました。「口屋あかがねの松」は、1702年の別子銅山の口屋（浜宿）開設と同時期に植えられたと思われる、樹齢250年以上のクロマツです。当時、口屋は貿易の要として新居浜の中心地でした。その頃から「口屋あかがねの松」は別子銅山で働く人々を見守り続けた、言わば歴史の生き証人です。住友林業はこの貴重な松を後世に残すため、2012年春より新居浜市の協力の下で調査を開始し、東日本大震災の「奇跡の一本松」と同じ接ぎ木で増殖・育成を試みてきました。老木のため最適な材料が採取できず、増殖が困難と思われていましたが、2014年、苗木増殖に成功。寄贈したクローン松の苗木は新居浜市とともに「口屋あかがねの松」の横に植樹し、これからも住友ゆかりの地である新居浜の未来へ繋げることとなります。

「長興山しだれ桜」のクローン苗木「仙姫桜」が小田原から仙台に輿入れ

住友林業のバイオテクノロジーの一手法である組織培養でクローン増殖した「仙姫桜」が、2018年4月7日実施の仙台藩四代藩主伊達綱村公の三百年遠忌(おんき)記念植樹式で植樹されました。「仙姫桜」のもととなった、「長興山しだれ桜」は、その優美な枝ぶりから江戸時代には別名「瓔珞桜(ようらくざくら)」と呼ばれ、樹齢は340年を越え、小田原市の天然記念物に指定されています。近年の急激な環境変化で樹勢の衰えが心配され、長興山紹太寺、小田原市、住友林業での3者協議の下、組織培養での後継樹の育成に着手し、2009年に技術開発に成功しました。今回植栽された「仙姫桜」は、小田原藩主稲葉正則の娘、仙姫(万寿寺殿，まんじゅじどの)が、1674年に綱村公に輿入れしたことにちなんで、今回「仙姫桜」と命名されたものです。

「仙姫桜」の植樹

高校生に「夢はバイオの花見　木のちからで地球の未来を創る！」をテーマに講義

2017年7月に開催された「第17回 日経エデュケーションチャレンジ」に協賛し、今後の社会を担う高校生に向けて「夢はバイオの花見 木のちからで地球の未来を創る！」をテーマに講義を行いました。本プログラムへの参加により、高校生に向けて当社の木を軸にした幅広い事業と、筑波研究所の研究成果が事業に直結することを紹介。研究経験と仕事を通して得られる感動、夢、笑顔を伝えました。

講義では、植物の組織培養の研究・技術開発を活かした植林や名木を後世に残してきた研究の中から、京都・醍醐寺にある秀吉ゆかりの枝垂れ桜のプロジェクトについて取り上げ、木が高齢で従来の技術が使えず培養による苗の増殖に挑戦したこと、この桜に合う培養液を探すために何千通りも試し多くの失敗を経て世界で初めて枝垂れ桜の培養に成功したことを話しました。高校生自身も実際に顕微鏡で成長点の細胞を採取する体験に熱心に取り組みました。

成長点の細胞採取について説明

SGH指定校　愛媛県立松山東高校への企業研究セミナー実施

2014年からスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業の一環として、松山東高校の生徒が住友林業グループ発祥の地である愛媛県新居浜市を訪問し、毎年セミナーを受講しています。

2017年6月実施のセミナーは、新居浜事業所での住友林業グループの事業紹介および海外駐在経験者の体験談などの座学と旧別子のフォレスターハウスでのフィールドワークの2部構成で行い、住友林業の325余年に及ぶ歴史と受け継がれる企業精神が、現在の海外での事業展開に寄与していることを学んでいただきました。

また、2014年度と2015年度はジャカルタ事務所に生徒が訪問し、インドネシアでの当社の事業展開を見聞しています。

一連の活動を通して住友林業は、文部科学省「国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するスーパーグローバルハイスクール事業」に賛同・協力しています。

フィールドワークの様子

海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業グループでは、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することを目指し、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの地域社会貢献活動

「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）では、2000年、創立30周年事業として教育を通じたインドネシア国民の生活の向上、社会活動の実施を目的に「KTI教育財団」を設立。主に工場が所在する東ジャワ州プロボリンゴ市周辺の貧困家庭の子どもたちへ小学校・中学校での学習道具や制服の支援をしています。2017年度は、学習道具支援、障がいのある児童への支援金としてIDR38,458,000（約28万円）を支出いたしました。

KTI教育財団が学習道具などを寄付した子どもたち

「プロジェクトEARTH」の取り組みを通したコミュニティ開発

住友林業は、2009年4月から2017年3月の間にお引渡しをした国内の戸建て住宅を対象に、主要構造材の伐採・運搬・加工・住宅建設工程で排出される二酸化炭素を、インドネシアに植林することで、オフセットする取り組み「プロジェクトEARTH」を実施。新規植林作業は既に完了し、現在は育林・伐採・再植林作業に移行しています。

プロジェクトでは、植林の際に必要となる道路の整備など地域のインフラ拡充につながる活動も行っており、地域住民の生活向上の一助となっています。また、地元小学校や幼稚園に学習道具の寄付、村落内に共同トイレの設置なども行っています。

プロジェクトを実施しているKTIは引き続き、苗木を地域住民に提供し、育った植林木を市場価格で買取保証することで、住民の収入源創出に寄与するとともに、地域の持続的な植林活動の一端を担っています。

- ニュースリリース「KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得」

村落内に設置された共同トイレ

伐採・搬出される植林木

苗木の無償配布による地域貢献とインフラ整備支援

パーティクルボードの製造・販売を行うリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）では、地域の住民に苗木を無償配布し、苗木が育ち成木となったあとに、市場価格で買取保証することで、地域経済および地域の緑化に貢献しています。また、モスクの修繕支援や道路舗装などにも、継続的に取り組んでいます。

地元ケンダル県への苗木の寄付

海外植林における地域伝統文化の尊重

インドネシアの植林事業では、地域住民との会合やコミュニケーションを通じて地域の伝統文化についての理解を深め、施業を開始する際には伝統に則った安全祈願祭を地域住民と共に実施します。また地域住民が行う伝統行事に対して資金的支援を行うなど、地域社会の伝統文化を尊重する取り組みを行っています。

村落ミーティングの様子

持続的な泥炭地利用の技術開発と修復への貢献

インドネシア・西カリマンタン州における大規模植林事業を通じ、地域と共同した森林技術開発に努めています。

- インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

インフラ整備と事業地近隣での基礎教育支援、医療支援

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業などの生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

2017年度には事業地内の集落に浄水装置を設置、住民のための安全な生活用水が供給できるようになりました。また、施設や先生が不足している地元小学校の増築や教師派遣を通した基礎教育支援、さらに周辺住民の無料診療などの医療支援にも取り組んでいます。

事業地内の小学生への文房具の支援

小学校での環境教育の様子

パプアニューギニアでの社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、カボク地区、モコルコル地区、アリエナンデ地区、メベロ地区の各地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

パプアニューギニアは政府による社会インフラ整備が十分ではないため、OBT社で社員や地域住民が利用できるように診療所やスーパーマーケットを運営しています。近隣の村々では、OBT社の看護師による巡回を定期的に実施し、乳児検診や病人へのアドバイス、啓発活動を実施しました。また、大型病院への患者移送用に診療所優先車を配置しています。

オープンベイ診療所全景

診療所用に配置した患者移送用の四輪駆動車

地域住民の現金収入サポートとして、誰でも自由に野菜や果物を販売できるように、海岸に面した社有地を整地した後、共用の販売スペースを確保しています。雨期に強い風雨によって倒壊した建屋も新たに建築し直しました。販売スペースからあふれた周辺住民の強い要望に応える形で、今後は同じ建屋を3棟建築予定です。

新築した販売スペースでの住民たちの様子

州の保健局と連携し、日頃から大きな町へ出向いて適切な診療を受けられない地域住民のために、OBT社が建設し運営するオープンベイ診療所にて大規模な慈善医療活動を実施しました。今回、世界各地から集まった医療従事者は総勢40名以上にもなり、開催期間の3日間を通して約500名が各診療科に分かれ受診しました。

大人から子どもまで各診療科に分かれ受診

子どもたちを対象にした衛生指導も実施

メイン発電機停止後の夜間の停電時間帯に備えて、オープンベイ診療所に予備発電機を新たに設置し、緊急時の処置や夜間の分娩等に十分対応できるようにしました。

従来から家庭用ソーラー発電による予備電源は取り入れていましたが、それに加えてこの中型の発電機を設置することで、より安定した電力を供給することが可能になりました。

オープンベイ診療所には昼夜を通して当社雇用のヘルスワーカーが常勤しており、一般的な医療処置・分娩や薬剤の支給、および入院患者の受け入れや重症患者の大型病院への陸海上移送まで行っています。

対象となる患者は従業員とその家族だけでなく、かなり遠方から治療を受けに来る人も多く含まれており、医療施設が十分でないこの国においては現場を起点に考えれば半径60km圏内では最も充実した診療施設であり、地域社会に大きく貢献しています。

地域住民の子どもたちが通うオープンベイ小学校（初等部・中等・高等部）への書籍寄贈や生徒たちとのふれあい教室（折り紙体験）を開催しました。

蔵書を受け取った中高等部の生徒たち

完成した折り紙作品を披露する初等部の生徒たち

オーストラリアにおける小児病院などへの支援

オーストラリアとアメリカにおいて戸建および集合住宅の建築・分譲販売を行っているヘンリーグループでは、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した1棟の分譲住宅をオークションで販売し、その収益を小児病院などに寄付する「GOOD FRIDAY CHARITY AUCTION」を実施しています。

この活動には、土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築など、取引先も合わせ数百名が参加。1993年の開始以来、39棟の住宅のオークションによる寄付総額は14.7百万豪ドル超にのぼり、難病に苦しむ子どもたちの医療費などに使用されています。

25年目となった2018年のオークションは、オーストラリアのビクトリア州で3月に開催。メルボルン北部のミックルハムに建築した2階建て住宅が860千豪ドルで落札されました。

戸建住宅のオークション

ニュージーランドにおける地域貢献活動

ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）では、地域社会の「健康」と「安全」に資するための貢献活動を行っています。

2017年度には、Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustにスポンサーとして活動資金を拠出しました。同団体は、年間約500回、地域内で発生した自然災害やレジャー中の事故等に対し、緊急ヘリを出動させています。ヘリコプターにはTPFのロゴが掲載されています。

また、ニュージーランドの消防組織であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）に対し、山火事用の小型消防車購入費用を拠出しました。ニュージーランドでは、山林会社とFENZの下部組織であるRural Fire Networkが協力して山火事の防火/消化活動を行っています。

2018年度には、Nelson Tasman Hospiceの新ケア病棟建設のために寄付を行いました。同団体は1987年にネルソン地区に設立以来、地域に根ざし、ホスピスケアを実施してきたチャリティー（非営利）団体です。ニュージーランドにおいても高齢化が進み、現状の病棟では手狭であるため、今回新病棟建設を行います。

レスキューヘリ

消防車両

アメリカでの地域住民との協働による次世代支援活動

アメリカでキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CCC）では、玩具寄付を行う地元慈善団体に製品製造の際に発生する木材の端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなど、地域への貢献を継続して実施しています。

寄付されたヘリコプターや電車などの木製玩具

製作された玩具と作り手

ミャンマーでの寺子屋建築

住友林業は、ミャンマーで“寺子屋”を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人を務めています。2014年に開始したこの活動は、趣旨に賛同いただいた企業や個人の寄付により2018年3月には4校目の寺子屋が完成しました。建替前は、簡単な校舎しかなく、特に雨季の大雨の日には授業ができないような環境でした。完成後は、賛同企業からの参加者とともに、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子どもたちとの交流の機会を持っています。

今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として毎年1校建築することを目標に継続して支援していきます。

建て替えた寺子屋の外観

建替前の授業風景

「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

寺子屋名	完成時期	建築地域	児童数	賛同者
ウィチュエー トゥピィ 寺子屋小・中学校	2014年10月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約260名	18社4個人
ピィンニャー ティンギー 尼寺子屋小学校	2015年11月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約120名	18社4個人
ミィッター・ヤウンチー 尼寺子屋小学校	2016年11月	ヤンゴン市南ダゴン区	約180名	19社5個人
シュエピィ・パレーミィン 寺子屋小・中学校	2018年3月	マンダレー市アウンミェターザン区	約520名	20社6個人

ネパール・マナスル森林再生プロジェクトに支援、植林・植栽分野で技術協力

住友林業は、アルピニストの野口健氏が代表を務めるNPO法人ピーク・エイドがネパールで実施する「マナスル森林再生プロジェクト」において、植林・植栽に関する技術支援・協力を行っています。

マナスルはヒマラヤ山脈の一角を成す8,000メートル級の峰で、かつてはうっそうとした原生林が広がる緑豊かな土地でしたが、昨今の村の人口増加や、生活のための無秩序な伐採等により森林が荒廃しています。また、森林荒廃による土砂崩れが発生し住民の生活を脅かすようになってきています。

そこで住友林業は、野口氏が立ち上げた森林再生のプロジェクトに対し、育苗や育林に詳しい技術者の現地派遣などを通じて技術側面からアドバイスを行ってきました。2017年度も、現地における苗木生産や植林候補地、植林方法に関するアドバイスを行いました。

品質関連認証の取得状況

グループ各社の認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 木化推進部	日本	ISO9001	2015年9月
住友林業クレスト株式会社	日本	ISO9001:2015	2017年12月
住友林業緑化株式会社 環境緑化事業部	日本	ISO9001	2002年9月
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	日本	ISO9001 JISQ9001	2006年3月
住友林業ホームテック株式会社	日本	ISO9001 JISQ9001	2017年3月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	JIS認証（MDF）	2003年3月
		ISO9001（MDF）	2003年7月
		ISO9001（LVL）	2004年7月
		JAS（LVL）	2008年5月
		JIS認証（MDF）	2008年5月
		CARB認証（MDF）※ EPA認証（MDF）	2008年10月 2017年8月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	JAS（合板、LVL、集成材）	2000年7月
		Q-Mark（ドアフラックス）	2010年6月
		ISO9001	2010年8月
		CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2012年11月 2017年12月
		CARB認証（合板） EPA認証（合板）	2012年12月 2017年12月
		CE Marking（合板）	2012年12月

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO9001	1999年12月
		JIS認証（PB）	2007年3月
		CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2009年2月 2017年11月
シナール・リンバ・パシフィック（SRP）	インドネシア	JAS（フローリング/集成材）	2012年3月
アスト・インドネシア（ASTI）	インドネシア	ISO9001	2002年10月
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	インドネシア	木材合法性認証	2013年2月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2012年11月 2017年8月
		ISO9001	2014年4月
		JIS認証（PB）	2015年12月
キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CCC）	米国	ISO9001	2007年3月

※ アメリカのカリフォルニア大気資源局が定める大気汚染に関する規制で、連邦規制よりも基準が厳しい

社会性関連データ

各種社員関連データの推移

従業員数

（単位：名）	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
単体	4,486	4,499	4,417	4,485	4,693
連結	17,413	18,137	17,001	17,802	18,195

従業員数の内訳（単体）

（単位：名）	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
マネジメント階層	2,053	2,047	1,995	2,030	2,117
スタッフ階層	2,292	2,297	2,292	2,303	2,398
有期雇用社員	111	125	98	92	97
受入出向	30	30	32	60	81
合計	4,486	4,499	4,417	4,485	4,693

従業員数の内訳（国内子会社）

（単位：名）	2015年度	2016年度	2017年度
マネジメント階層	1,509	1,803	1,546
スタッフ階層	3,383	3,361	4,043
有期雇用社員	688	799	825
受入出向	330	263	231
合計	5,910	6,226	6,645

従業員数の内訳（年齢別・単体）

（単位：名）	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
30歳未満	749	707	693	690	769
30～50歳	3,084	2,881	2,959	2,817	2,799
50歳超	653	911	765	978	1,125

新卒採用者数※（単体）

（単位：名）		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
住宅営業職	男性	55	60	73	80	100
	女性	16	13	17	21	13
建築技術職	男性	22	23	22	27	37
	女性	7	8	13	7	9
業務職	男性	19	15	17	22	22
	女性	7	6	5	6	6
一般職	男性	0	0	0	0	0
	女性	0	13	6	4	7
合計	男性	96	98	112	129	159
	女性	30	40	41	38	35
	合計	126	138	153	167	194

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

女性採用・雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率※1（%）	17.8	18.8	19.4	20.0	20.4
女性管理職比率※1（%）	1.9	2.2	2.6	2.8	3.2
女性新卒採用比率※2（%）	23.8	29.0	26.8	22.8	18.0

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、過去に遡及して各年度の3月31日在籍人員により算出しなおした

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

▸（第三者保証マーク）について

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率（%）	29.5	29.6	30.4	30.7	31.6
女性管理職比率（%）	3.2	3.6	4.0	4.2	4.6
女性新卒採用比率（%）	36.5	36.1	48.0	40.3	40.2

平均年間給与（単体）

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
8,370,867円	8,337,767円	8,483,875円	8,518,404円	8,635,865円

平均勤続年数※（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
男性	15年0カ月	15年5カ月	15年3カ月	15年8カ月	15年9カ月
女性	11年0カ月	11年0カ月	11年1カ月	11年1カ月	11年2カ月

※ 年度末で算出（毎年3月31日時点）

離職率※1※2（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
自己都合離職率（%）	2.3	2.6	2.1	2.2	2.1
離職率※3（%）	2.9	3.2	3.1	3.3	2.8

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出、人員数には役員・受入出向・交流派遣を含まず、関係会社への出向者を含む

※2 過去に遡及して各年度のデータを見直した

※3 自己都合退職を含む、定期退職と期間満了は含まない

障がい者雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
障がい者雇用率（%）	2.18	2.24	2.12	2.12	2.26

※ 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社を含んで算出

障がい者雇用の状況※（国内子会社）

	2015年度	2016年度	2017年度
障がい者雇用率（%）	1.45	1.45	1.75

※ 各年度6月時点

海外における現地採用率※

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
海外における現地採用率（%）	99.2	99.3	99.2	99.6	99.8

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	7.5	6.8	9.3	9.4	13.1※
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	91,000	91,000	91,000	100,000	100,000

※ 2017年度は算出方法を変更した

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
育児休業取得者数（名）	男性	12	7	13	13	19
	女性	29	33	40	43	41
育児休業取得率※1（%）	男性	7.2	4.2	7.8	8.5	11.6
	女性	100.0	103.0	105.0	95.7	120.6
育児休業取得者の復職率※2（%）		100	92.8	96.4	96.2	93.6
短時間勤務制度利用者数※3（名）		29	29	32	40	53
在宅勤務制度利用者数※4（名）		15	21	19	19	25

※1 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数
※2 育児休業取得者の復職率=当該年度の復職者／当該年度の復職者+育児休業から復職せず退職した人数
※3 育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算
※4 育児・介護事由に限定せず利用可

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内子会社）

		2015年度	2016年度	2017年度
育児休業取得者数（名）	男性	1	3	3
	女性	68	110	92
育児休業取得率※（%）	男性	0.6	5.0	3.0
	女性	115.3	102.8	85.2

※ 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

有給休暇取得率（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
有給休暇取得日数（日）	6.1	6.7	6.3	6.9	9.0
有給休暇取得率※（%）	31.6	35.2	32.8	35.9	47.4

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

有給休暇取得率（国内子会社）

	2015年度	2016年度	2017年度
有給休暇取得日数（日）	7.1	7.3	7.6
有給休暇取得率※（%）	39.7	40.0	43.9

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

労働災害の発生状況（単体）※1

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
労働災害件数（件）※2	6	1	0	3	0
休業災害度数率※3	0.28	0.19	0.19	0.30	0.10
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数×1,000,000

労働災害の発生状況（国内子会社）

	2015年度	2016年度	2017年度
労働災害件数（件）※	10	8	5

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

労働組合の組織率（単体）※

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100	100

※ 2018年度4月1日現在、対象社員3,574名。対象者の範囲は労働協約で定められている

環境報告

環境マネジメント

気候変動への対応

廃棄物・汚染への対応

生物多様性の保全

水資源の有効利用

環境関連データ

環境マネジメント

住友林業グループの環境経営

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念において、「持続可能で豊かな社会の実現に貢献します」と定めています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせています。

2015年7月からは、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。この「環境方針」は、住友林業グループの全事業における商品開発、設計・生産、資材調達・物流、廃棄物管理、サービスなど商品ライフサイクルや事業の全過程を対象としており、持続可能な社会の貢献に資する事業を推進しています。「環境方針」は、社員手帳に掲載し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。

また、2017年7月に定めた「住友林業グループ倫理規範」は、グループ企業だけでなくサプライチェーンも適用範囲としています。この中で「環境共生」をうたっており、取引先や協力会社なども含めて環境への取り組みを進める姿勢を明確にしています。

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。

5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

▸ 住友林業グループの経営理念とCSR経営

環境マネジメント体制

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築を目指す「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

当社の代表取締役社長の下には、CSR推進担当執行役員、CSR推進室長を置き、当グループの各部門が進める環境活動の進捗状況や課題を年度単位の数値目標「CSR予算」などで定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

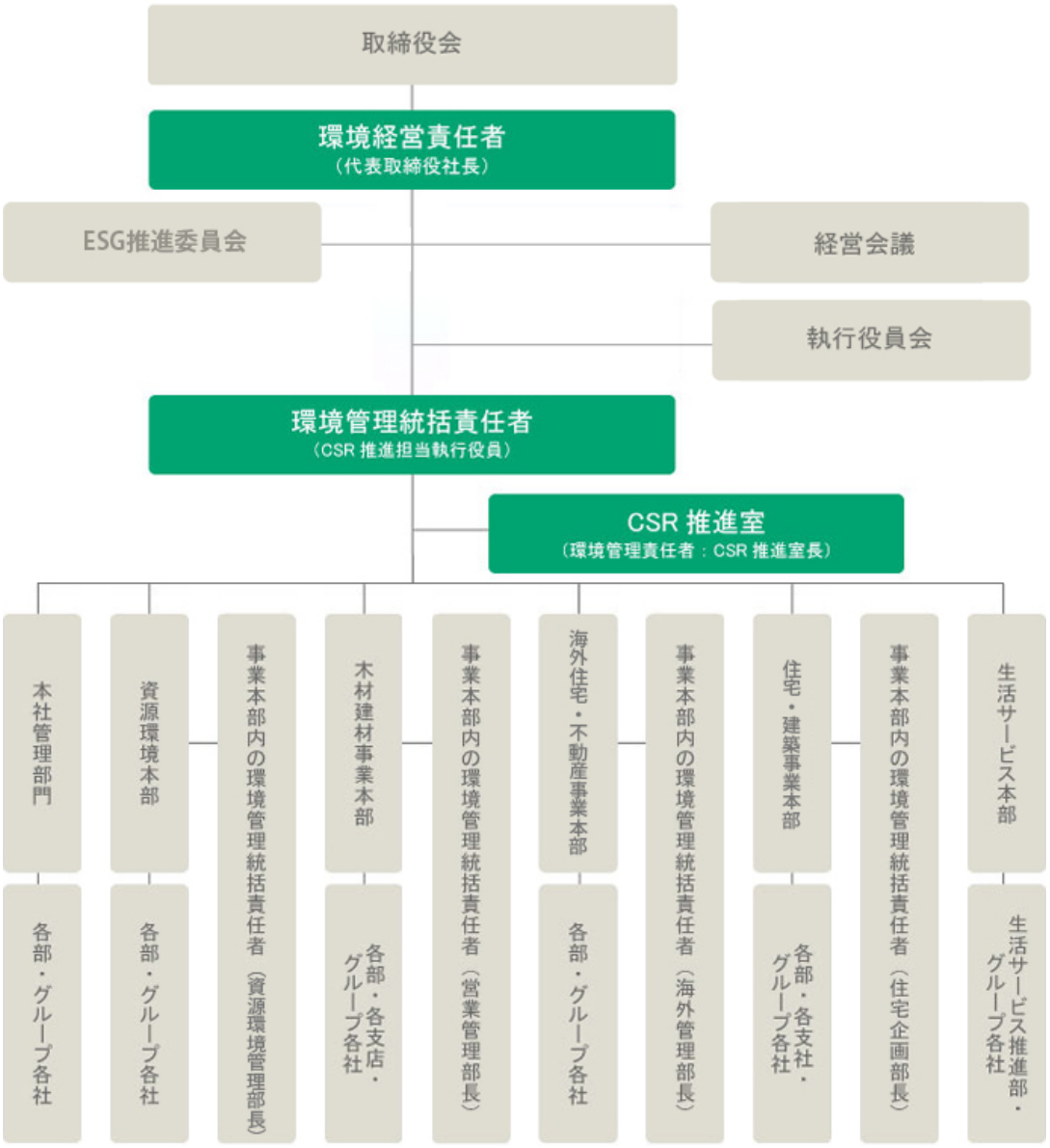

環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者…代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者…CSR推進担当執行役員
- グループ全社の環境管理責任者…CSR推進室長
- 事業本部内の環境管理統括責任者…営業管理部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅・建築事業本部）、海外管理部長（海外住宅・不動産事業本部）、資源環境管理部長（資源環境本部）
- 各部署の環境管理責任者…部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者…環境推進担当者

ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早く部門全体でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社全部門で認証を取得しました。

また、環境影響の大きい事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社5社を当社の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、2018年4月現在における連結対象組織の認証取得割合は85.2%（売上高ベース）です。

ISO14001
認証取得割合
（売上高ベース）
85.2%

住友林業グループのISO14001認証取得状況

会社名		取得年月
国内グループ拡大認証	住友林業（海外を除く）	2002年8月※1
	住友林業緑化株式会社	2002年11月※2
	住友林業クレスト株式会社	2003年9月※2
	住友林業ホームテック株式会社	2013年3月※2
	ジャパンバイオエナジー株式会社	2014年8月※2
	スミリン農産工業株式会社(現：住友林業緑化株式会社)	2017年8月※2
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）		2001年7月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）		2003年7月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）		2005年10月
アスト・インドネシア（ASTI）		2007年1月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）		2014年3月

会社名	取得年月
パン・アジア・パッキング（PAP）	2017年4月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得

※2 住友林業の登録範囲として拡大認証取得

外部認証機関による審査

国内ISO14001認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2017年度は、新たに「スミリン農産工業株式会社(現：住友林業緑化株式会社 農産事業部)」を登録範囲に含め6社36部署がISO14001:2015（JISQ14001:2015）の変更審査兼サーベイランス審査を受審しました。

審査の結果、不適合0件・改善アドバイス43件の観察事項が検出された後、2017年8月10日に登録変更が承認されました。

観察事項に対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題についてはCSR推進室からの通知で共有し、内部環境監査で改善実施状況等を確認しました。

海外ISO14001認証取得の製造工場においても、国内同様、新規格への移行を進め、2018年4月26日に移行が完了しました。

内部環境監査

ISO14001統合認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、社内の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

内部監査員養成講習会は、2015年9月の国際標準規格改正を反映した旧規格取得者向けコースと新規取得者向けコースの2コースを設定しています。特に登録範囲内の全主管者に本講習会の受講と試験合格を必須とすることで、規格改正の理解とリーダーシップ強化を図っています。その結果、ISO14001:2015内部環境監査員認定者数は、累計887名（2017年度末現在）となりました。

内部環境監査は、2017年10月13日～2018年1月23日にかけて110部署にて実施。改正から3年をかけて計画していた国内登録全部署の移行監査が当年度をもって一巡、完了しました。 改正部分において検出された不適合や改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果はCSR推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。

環境関連法令の遵守・違反状況

過去5年間において、環境関連法規の重大な違反事例※はありません。

※ 100万円以上の罰金・罰則を伴う違反

過去5年間の
重大な違反事例
0件

環境リスクマネジメント

環境リスクへの対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、事業活動が地球環境および地域社会に与えるリスクや影響の低減・顕在化の防止に努めています。

2017年度は環境関連法規の重大な違反事例はありませんでした。

産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物でもっとも高い割合を占めるのが建設系廃棄物です。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法および関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続きを定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内当グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2017年度は、住宅・建築事業本部の担当者が処理委託先約320社の約510カ所の処理場に対して、約620回の現地確認を行いました。あわせて、住宅・建築事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅・建築事業本部の支店および新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者は全て導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2017年度の導入率は99%となりました。

これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2017年度は、国内グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者など訓練生の合計123名が研修を受講しました。また、工務店、解体業者、産廃処理業者に対しても同様に研修を行っています。

▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進

土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。

水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト株式会社伊万里工場（旧第二九州工場）では、工場内の排水処理施設から出る排水について、外部測定機関に委託した検査を月2回、自社での水質検査を日次にて行い、検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。

特に、自社での水質検査については、2016年1月、市による採水・検査において、化学的酸素要求量（COD値）の高い廃水の混入に伴う、COD値の急変動への抑制（稀釈）不足により、市との公害防止協定の基準値を超過したため、変化を早期に把握し、対応が図れるよう、頻度を週2回から日次に改めました。

この対策により、県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けておりますが、いずれの検査においても、排水基準値を満たした状態であることを確認しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部更新や新規設置等に関する届出をしました。また外部測定機関に委託して月1回の水質検査を実施し、その結果を監視するとともに半年毎につくば市に報告しています。

▸ 有害化学物質の管理と適正処理

有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

また、日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレストでボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

▸ 有害化学物質の管理と適正処理

騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレストでは、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2017年度は、近隣の方々からの環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による苦情はありませんでした。

地球温暖化（改正フロン法への対応）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、住宅の施工・販売や木材加工品の製造・流通を主な事業としているため、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器の定期的な簡易点検の実施や、圧縮機の定格出力7.5ＫＷ以上の機器を対象とした法的な定期点検の実施を行っています。

環境リスクの把握

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価に役立てています。また、リスクの度合いに応じ、日常業務で発生しうるリスクについては、各部署で具体的な対応策やその評価指標を取り決め、その進捗を四半期毎に「リスク管理委員会」に報告し、中長期的に発生しうるリスクについては「ESG推進委員会」で対策の立案を行うこととしています。

気候変動に関するリスク

自然災害

大規模な地震や風水害などの自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡し済みの住宅に対する安全確認および建築請負物件などの完工引渡しの遅延などにより多額の費用が発生し、当グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

排出量削減義務化などカーボンプライシングの設定

国際的に温室効果ガス排出削減への動きが具体化するなか、当グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。当該国に拠点を置くグループ会社が削減義務を満たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるため、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、排出権を含むカーボンプライシングの国内制度が創設、変更され、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。

商品やサービスの環境対応

2013年度の省エネルギー基準改正（2020年度より省エネルギー基準適合化住宅が義務化）を受け、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や住宅のライフサイクルを通じてCO_2排出量をゼロ以下にすることが可能なLCCM住宅の需要が高まると予想されています。住友林業グループがいち早く対応できなかった場合、自社のシェア縮小につながるリスクがあります。また、気候が大きく変動した場合、それに備えた住宅の仕様の変更やアフターサービスが求められるリスクがあります。

調達先の変更や社有林の施業への影響

住友林業は、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクがあります。また、当社の社有林においても、平均気温や年間降水量など気象の変化、風水害、生態系の変化などにより、森林の保全や木の成長や植生に影響が及ぶおそれがあります。

エネルギー供給の不足

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

資金調達への影響

金融機関などが、環境アセスメントの実施や気候変動への取り組みを融資の条件にしたり、企業格付機関や投資家などが、企業格付けやESG投資において気候変動への取り組みの詳細について評価を実施する傾向が強まっていることから、資金調達に影響する可能性があります。

生物多様性に関連するリスク

木材の質や量の変化

住友林業グループが森林から調達する木材の量は国内企業有数です。木は、生物多様性の恵みそのものであり、その恵みが失われれば事業の基盤を失うリスクがあります。また、その質や量が変化すると、それに対応する必要性が生じ、大きなコスト増加要因となります。

関係法令や規制の強化

生物多様性の減少を防止する法令や規制の整備・強化が進んでおり、社有林における施業への影響や、木材調達における調達地域、樹種、数量などへの対応、住宅建築においては建築地域、規模、周辺緑化などへの対応が想定されます。これら関係法令や規制に対応しなければ、コンプライアンス上のリスクが生じます。

企業イメージ低下

生物多様性保全への対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

資金調達への影響

金融機関などが、環境アセスメントの実施や生物多様性への取り組みを融資の条件にしたり、企業格付機関や投資家などが、企業格付けやESG投資において生物多様性への取り組みの詳細について評価を実施する傾向が強まっていることから、資金調達に影響する可能性があります。

森林の違法伐採に関連するリスク

関係法令や規制の強化

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。住友林業グループが伐採や調達においてそれらの法令や規制に適切に対応できなかった場合、コンプライアンス上のリスクや損害賠償などが発生する可能性があります。

企業イメージの低下

住友林業グループが適切な注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受ける可能性があります。

気候変動への対応

事業活動に伴う環境負荷

マテリアルバランス

住友林業グループでは、事業活動における環境への影響を正しく把握した上で、適切に評価・管理することで環境経営を実践しています。そのため、各工場や事業ごとに、エネルギーや原材料の投入から製造・廃棄にいたるまでの各段階の環境負荷データを集計し、低減に向けた取り組みに活かしています。

住友林業グループのマテリアルバランス

国内工場・発電事業他※のマテリアルバランス

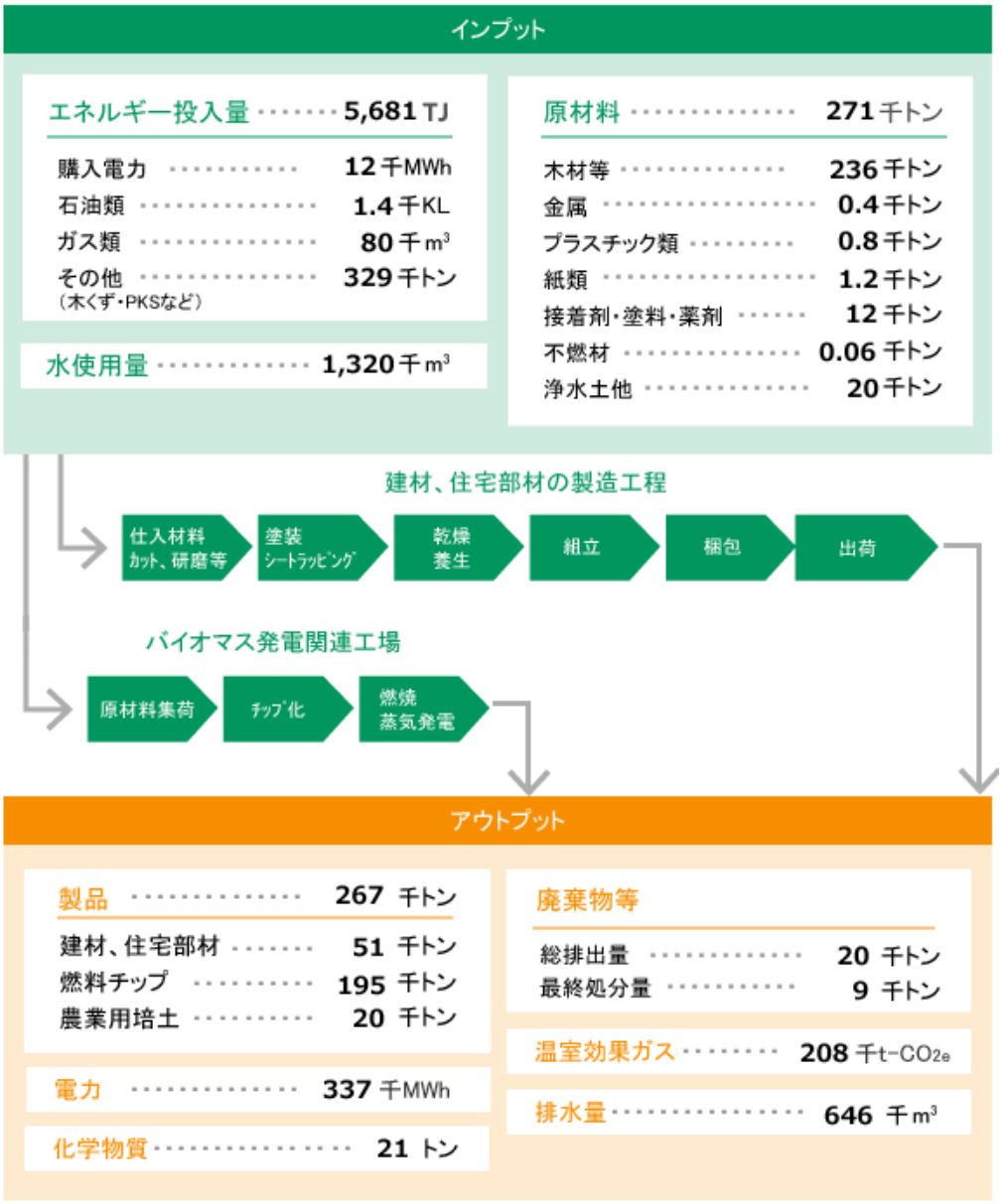

※ 対象：筑波研究所、住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、紋別バイオマス発電、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、スミリン農産工業株式会社(現：住友林業緑化株式会社 農産事業部)とする

海外工場※のマテリアルバランス

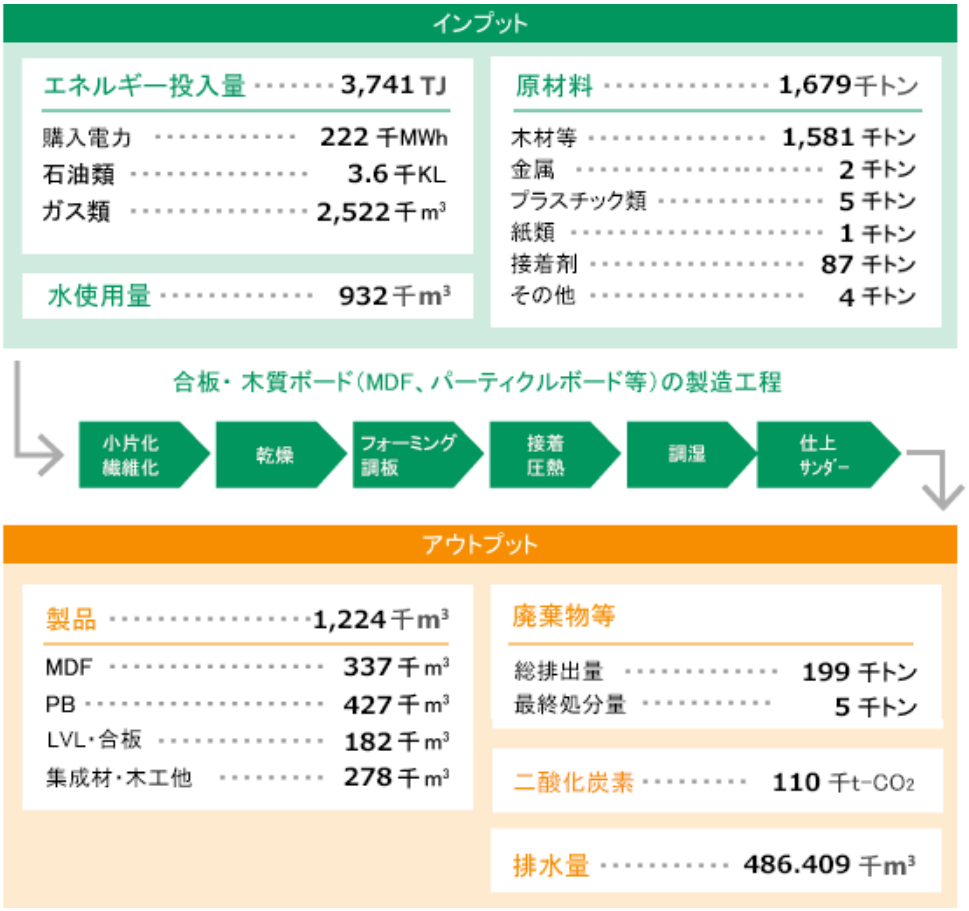

※ 対象：クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI、インドネシア）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI、同）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP、同）、アスト・インドネシア（ASTI、同）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL、ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO、ベトナム）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC、アメリカ）

国内住宅関連事業※のフローとマテリアルバランス

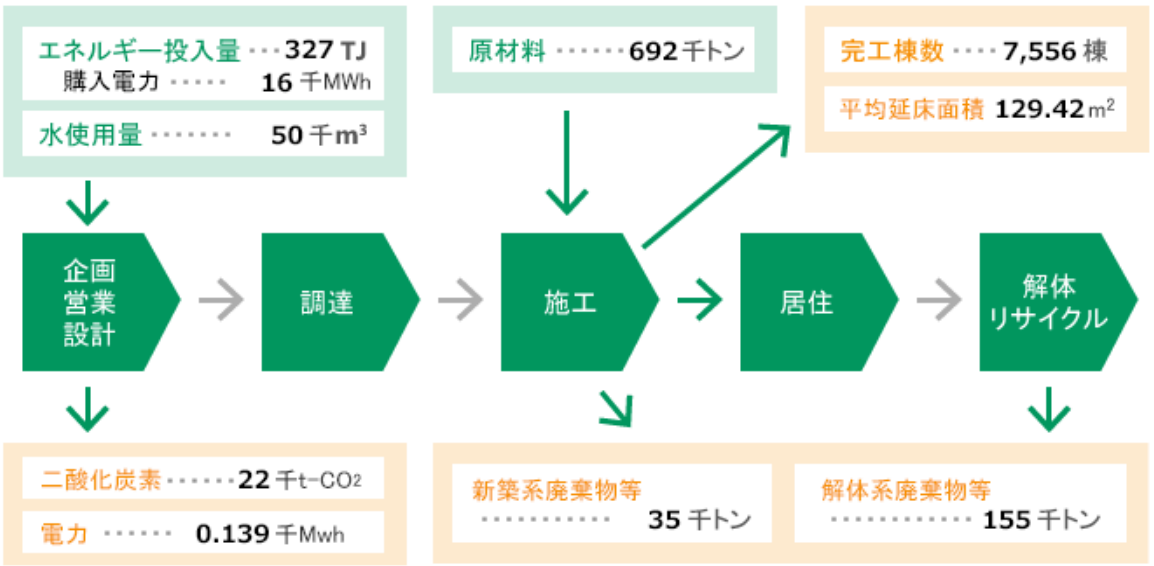

※ 対象：住友林業住宅・建築事業本部、住友林業アーキテクノ（設計）、住友林業ホームエンジニアリング（施工）、住友林業ホームテック（リフォーム）、住友林業緑化（造園緑化）

- （第三者保証マーク）について
- データ集計の範囲と方法について

データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

バウンダリー（対象組織範囲）について

開示区分		バウンダリー
事業活動全体		住友林業グループ全社
事業活動別	国内工場・発電事業	住友林業クレスト［鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場］、スミリン農産工業［新城工場、飛島工場］、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、筑波研究所、紋別バイオマス発電
	海外工場	リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア、クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード
	国内住宅関連事業	住友林業［住宅・建築事業本部］、住友林業ホームテック、住友林業ホームエンジニアリング、住友林業緑化、住友林業アーキテクノ
	オフィス・その他	上記以外の住友林業およびグループ各社

▸ 住友林業グループ全社

前提条件

開示区分	前提条件	
国内工場・発電事業	エネルギー・CO_2	各工場のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	建材・培養土などに使用した原材料
	水	建材・培養土などの生産における水使用量
	廃棄物	建材・培養土などの生産における廃棄物量
海外工場	エネルギー・CO_2	各工場のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	木材製品などに使用した原材料
	水	木材製品などの生産における水使用量
	廃棄物	木材製品などの生産における廃棄物量

開示区分	前提条件	
国内住宅関連事業	エネルギー・CO_2	住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	住宅施工に投入した資材
	水	住宅事業に関わる事業所の水使用量
	廃棄物	住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量
オフィス・その他	エネルギー・CO_2	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所のエネルギー使用量およびCO2排出量
	水	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所の水使用量
	廃棄物	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所で排出された廃棄物量

集計方法

CO_2：下記ページ参照

▸ CO_2排出量集計の範囲と方法について

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

CO_2排出量集計の範囲と方法について

CO_2排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載するCO_2排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっています。なお、スコープ別の対象組織範囲および算定範囲は下記のとおりです。

- スコープ1・2・3
  国内外の関係会社を含めたグループ全社

※ スコープ3については、2017年度から、算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループ全体に拡大

※ 新たに持分を取得したWisdomグループ、Edge Homesグループ、新規に設立したTasman Pine Forests Ltd.を集計対象範囲に含め、一方、Alpineは保有株式を全部売却したため集計対象から除外

▸ 対象会社一覧

スコープ1のCO_2排出量

国内および海外におけるCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数および炭素排出係数、バイオマス発電所で測定した排出係数の平均値を用いて算出しています。

2017年度のエネルギー投入量実績から、製造工場でエネルギー利用する木くず（廃棄物）についても熱量換算しています。

スコープ2のCO_2排出量

国内における購入電力の使用に伴うCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された各年度の電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。

購入熱の使用に伴うCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定されたCO_2排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2017年度のCO_2排出量は、国ごとに下記のCO_2排出係数を用いて算出しています。

- オーストラリア：0.755kgCO_2/kWh
- アメリカ：0.456kgCO_2/kWh
- 中国：0.657kgCO_2/kWh
- インド：0.771 kgCO_2/kWh
- インドネシア：0.733kgCO_2/kWh
- ベトナム：0.380kgCO_2/kWh
- ニュージーランド：0.124kgCO_2/kWh
- シンガポール：0.435kgCO_2/kWh
- マレーシア：0.687kgCO_2/kWh
- タイ：0.511kgCO_2/kWh

スコープ3のCO_2排出量

カテゴリ1　購入した製品・サービス

（木造戸建住宅の施工時　外部委託分）

Σ（住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー別CO_2排出係数）×当年度完工棟数のうち外部委託分

（自社が購入した製品）

Σ（販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

海外における住宅販売会社について：国内住宅における売上高原単位を算出し、海外各社の売上高に乗じて算出

木材・建材を扱う国内外関係会社について：木材建材事業本部における木材・建材それぞれの売上高原単位を算出し、関係会社の売上高に乗じて算出。

カテゴリ2 資本財

Σ（全グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

カテゴリ3 スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

（調達）

Σ（エネルギー・水使用量×エネルギー別排出原単位）

（小売店からの輸送）
※ 工場などの事業場での使用分が対象

Σ（エネルギー使用量（重量換算）×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO_2排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ4 輸送、配送（上流）

（国内輸送）

Σ（各工場の調達量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO_2排出係数）

荷主分の輸送に係るCO_2排出量（省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く）

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む

（海上輸送）

Σ（輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位）

カテゴリ5 事業から出る廃棄物

Σ（廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）

カテゴリ6 出張

全グループの従業員人数×出張時の排出原単位

カテゴリ7 雇用者の通勤

（交通手段：電車・バス）

全グループの従業員人数×通勤時の排出原単位

※通勤時の排出原単位：国内グループの過去3年間(2013、2014、2015年)の通勤時排出量から算出

（交通手段：自動車）

全グループの従業員人数×自動車通勤時の排出原単位

※通勤時の排出原単位：住友林業単体の自動車による通勤費用を当年度平均ガソリン単価で除算。さらにガソリン燃焼時の排出係数を乗じて算出

※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む

カテゴリ9 輸送、配送（下流）

（販売した合板・繊維板等の置き場渡し）

Σ（販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO_2排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ10 販売した製品の加工

（合板加工・プレカット加工）

Σ（原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

カテゴリ11 販売した製品の使用

（居住時のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー別CO_2排出係数）×居住年数×当年度構法別・地域別完工棟数

※ リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1および2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除く

※ 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
国内：国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて算出
海外：政府公表の州ごとの燃料・電力エネルギー消費量を世帯数で割った平均値

カテゴリ12 販売した製品の廃棄

（解体時のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料別CO_2排出係数）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
当社モデルハウス解体時の燃料使用量について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに推計

（廃棄時（輸送含む）のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量を、2010年度当社標準プラン（床面積147m²）の建物重量相当に換算して算出

カテゴリ15 投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）

※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減

SBT（Science Based Targets）の策定

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。当社グループは、SBTイニシアチブに対し、2017年6月にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス削減目標を策定致しました。2018年7月にSBTとして認定に至りました。新たな住友林業グループのSBTは、次の通りです。

① スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする。
② スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする。

当社グループは、今後、SBTに基づき、これまで以上に、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向け積極的に活動していきます。

※ SBTイニシアチブとは、2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立されたイニシアチブです。日本においては、環境省がSBTを「企業版2℃目標」と和訳し、企業での取り組みを推進しています。

事業活動に伴うエネルギー消費量

住友林業グループにおける2017年度のエネルギー消費量は2,418,601MWh※となりました。2016年度から2017年度にかけて紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電が試験稼動及び営業運転を開始したことによりエネルギー消費量は増加しています。

2018年4月に八戸バイオマス発電が本稼動したことで、大幅なエネルギー消費の増加は収まり、2019年度以降、エネルギー消費量は減少に転じる見込みです。発電事業以外の事業のエネルギー消費量については、様々な省エネ活動によりエネルギー消費量は減少しています。

※ マテリアルバランスにおけるエネルギー投入量は環境省「環境報告ガイドライン」に基づきTJの単位で算出しています。いずれも同じエネルギー使用量から算出しています

過去4年間のエネルギー消費量推移

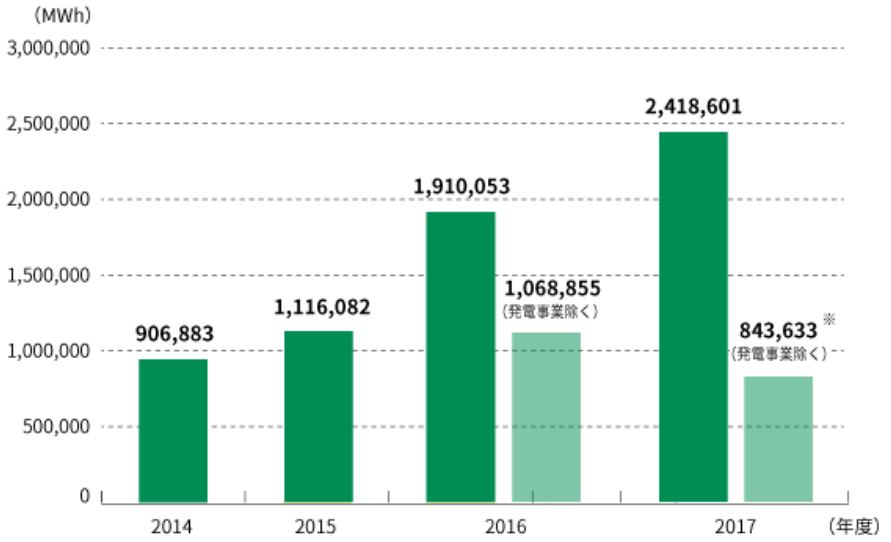

※ 2017年3月にアルパイン・エムディーエフ・インダストリーズ（Alpine）社を売却したため、同社の数値を除きました

オフィス部門のCO_2排出量削減

住友林業グループのオフィス部門における2017年度のCO_2排出量は31,871t-CO_2、CSR中期計画での基準年度（2013年度）比で10.1％削減（前年度比2.4％削減）となりました。

国内グループ会社の全事業所では低燃費車の導入を進めており、2017年度に更新した社有車425台のうち、378台を低燃費車としました（低燃費車の導入比率88.9％）。合わせて、業務上車両を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅・建築事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電気使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、エコドライブの推進を実施して社員の意識向上を図るなど、CO_2排出量の削減を進めていきます。

CSR中期計画

2020年度までに自社オフィス部門（対象：国内外連結会社）でのCO_2総排出量を2013年度比7％削減する。

2017年度は、オフィス部門におけるCO_2排出量が31,871t-CO_2となり、2013年度比10.1％削減となりました。来年度目標に向けて、ガソリン由来のCO_2排出量削減の取り組みとして、住宅・建築事業本部で実施している安全運転研修にあわせてエコドライブのカリキュラムも入れています。

山口支店宇部展示場（太陽光パネル搭載）

オフィス部門のCO_2排出量（t-CO_2）

年度	2013年度（基準年度）	2016年度（実績）	2017年度（実績）	2017年度（目標）	2018年度（目標）	2020年度（目標）
CO_2総排出量	35,440t-CO_2	32,660t-CO_2	31,871t-CO_2	32,887t-CO_2	31,407t-CO_2	32,959t-CO_2
2013年度比増減率	-	7.8%減	10.1%減	7.2%減	11.4%減	7.0%減

▸ CSR中期計画

非オフィス部門のCO_2排出量削減

住友林業グループでは、国内非オフィス部門として住友林業クレスト株式会社、スミリン農産工業株式会社(現：住友林業緑化株式会社 農産事業部)の製造工場と筑波研究所、首都圏資源化センター、株式会社フィルケア（現：スミリンフィルケア株式会社）、河之北開発株式会社、ジャパンバイオエナジー株式会社と、海外非オフィス部門としてRPI、ASTI、KTI、VECO、NPIL、SRP、CCCの海外製造工場とOBTで、各社で目標を設定して削減に取り組んでいます。

CSR中期計画

CO_2排出量については、各社で目標を設定（2015～2020年度平均原単位年1%以上削減）して取り組む。

2017年度は、国内の対象部門として、製造工場などの生産効率、作業能率の向上を図り削減が進んでいます。海外の対象部門では、電気の利用（購入）方法の変更や新規事業に伴う設備増設などの影響を受けている工場については、施策を立てCO_2削減に取り組んでいます。

主な非オフィス部門のCO_2排出量削減実績と目標（原単位）

会社名	2016年度（実績）	2017年度（目標）	2017年度（実績）	2018年度（目標）
住友林業クレスト	4.5%削減	1.7%削減	4.1%削減	3.0%増加
スミリン農産工業(現：住友林業緑化 農産事業部)	54.6%増加	16.9%削減	0.6%削減	11.7%削減
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	15.8%増加	10.1%削減	9.6%削減	0.5%削減
アスト・インドネシア（ASTI）	16.0%増加	8.5%削減	9.0%増加	4.1%削減

会社名	2016年度（実績）	2017年度（目標）	2017年度（実績）	2018年度（目標）
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	3.1%増加	0.9%削減	10.8%削減	0.8%増加
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	0.7%削減	2.7%増加	5.8%削減	23.7%増加
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	5.4%削減	7.4%削減	38.0%増加	23.9%削減

※ 増減は前年度と比較して算出

▸ CSR中期計画

輸送に伴うCO_2排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主※1は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレストは国への報告が義務付けられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※2以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※3を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレストでも前年度比でエネルギー消費原単位を減らすように目標設定しています。

2017年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で99.6%、住友林業クレストは99.0%でした。

今後はさらに、積載効率向上や陸送から海上輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力してCO_2排出量削減に取り組んでいきます。

※1 省エネ法上の「荷主」とは、自らの事業に伴う貨物を継続して輸送業者に輸送させる者のことです

※2 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）

※3 住友林業は取扱量、住友林業クレストは売上高による原単位で実績を管理しています

輸送に伴うエネルギー使用量・CO_2排出量・エネルギー消費原単位（2017年度実績）

	エネルギー使用量（原油換算）	CO_2排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	3,113kL	8,352t-CO_2	0.00187kL/m³（前年度比99.6%）
住友林業クレスト	2,009kL	5,336t-CO_2	0.0000589kL/千円（前年度比99.0%）

効率的な配送システムの構築

住友林業は、複数メーカーから集める「住友林業の家」の資材を、いったん全国28カ所の中継センターに集め、混載して配送するシステムにより、輸送過程で排出されるCO_2排出量の削減を図っています。物流事業のホームエコ・ロジスティ

クス株式会社では、住友林業グループの住宅事業を中心に物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っています。2017年度には倉庫内作業の効率化・在庫管理の合理化提案を主眼としたコンサルティング業務を建材納材店6社より受託しました。2018年3月現在、物流業務の受託先は40社を超えています。今後は住宅着工棟数減少による荷量不足が予想されるため、複数の企業による共同配送にも積極的に取り組んでいきます。

GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※1の数値を把握しています。住友林業グループでは、近年の再生可能エネルギー需要増加を鑑み、2011年にバイオマス発電事業に参入、2016年12月には連結子会社である紋別バイオマス発電所が営業運転を開始しました。この発電所では、未利用木材を主燃料とする一方で、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として石炭を利用しています。そのため、住友林業グループの2017年度のスコープ1・2のCO_2総排出量は、前年比10.0%増の369,785t-CO_2eとなりました

また、事業別でみると、国内工場・発電事業が56.4%、海外工場が29.7%を占めています。スコープ3については、2013年度に算定を始め、2015年度と2017年度に算定対象を大きく広げました。今後は、SBT※2による目標に向け、一層の温室効果ガスの削減に努めてまいります。

※1 GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求めています
スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。 例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。 例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。 例）販売した製品の使用時のCO_2排出量

※2 Science Based Targets。世界の平均気温の上昇を「2℃未満」に抑えるために、企業に対して、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるもの

スコープ1・2のCO_2排出量推移

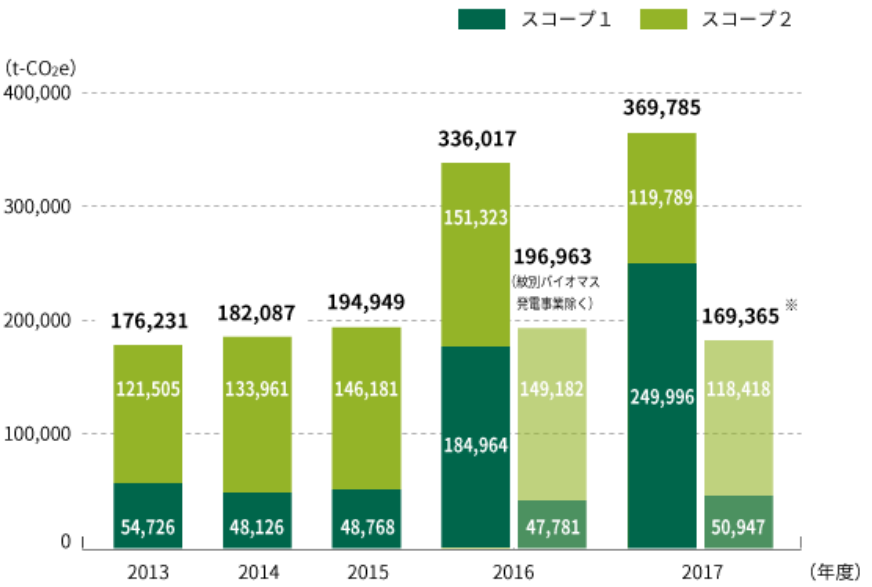

※ 発電事業（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）及び事業売却によりAlpineの数値を除きました。

スコープ1・2の事業別内訳（2017年度）

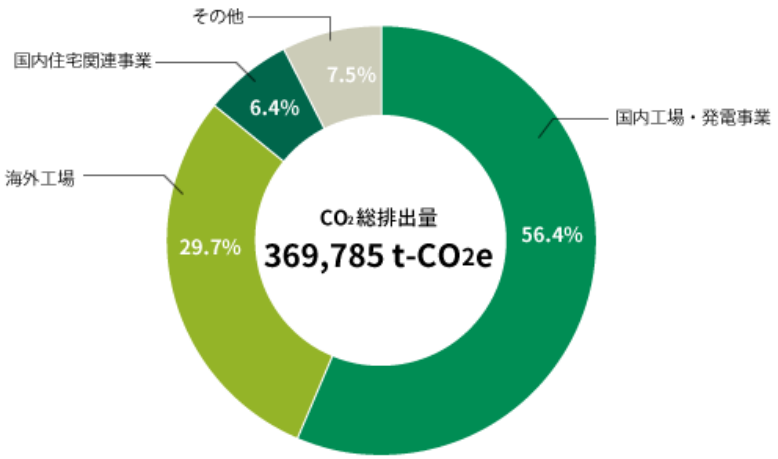

2017年度スコープ1・2のCO_2排出内訳

（万t-CO_2e）

	国内外オフィス	国内非オフィス	海外非オフィス	合計
スコープ1	2.7	20.4	1.9	25.0
スコープ2	1.6	1.2	9.3	12.0
合計	4.3	21.6	11.2	37.0

スコープ3のカテゴリ別排出量

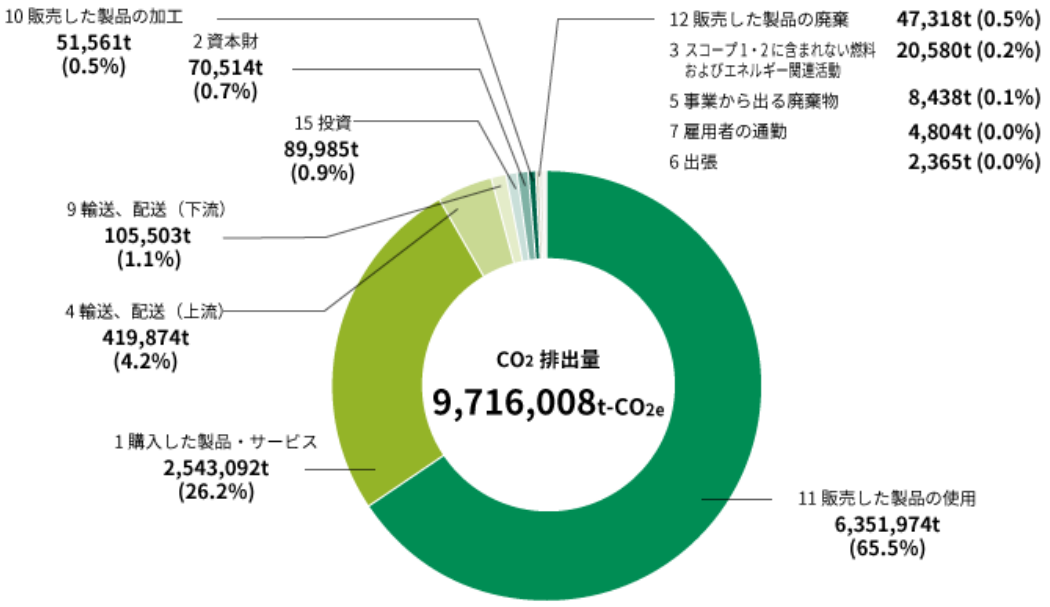

スコープ3のカテゴリ別排出量（3カ年）

(t-CO_2e)

カテゴリ	当社算定対象	2015年度	2016年度	2017年度
1 購入した製品・サービス	自社が購入した製品・サービスの上流の排出	1,187,600	1,227,877	2,543,092
2 資本財	購入した設備等の上流の排出	42,323	61,411	70,514
3 スコープ1・2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	購入した燃料・電力・熱・水の上流の排出	4,393	8,518※2	20,580※2
4 輸送、配送（上流）	① 購入した製品・サービスのサプライヤーから自社への物流に伴う排出及び、自社が費用負担している①以外の物流サービスに伴う排出	264,736	268,114	419,874
5 事業から出る廃棄物	廃棄物の処理とその輸送時の排出	10,839	9,682	8,438
6 出張	従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出	1,393	1,429	2,365
7 雇用者の通勤	従業員の通勤に伴う排出	1,476	3,122※3	4,804※3
8 リース資産（上流）	（上流のリース資産（オフィスビル、重機、車両、設備等）の使用時の排出はスコープ1および2に計上）	-	-	-
9 輸送、配送（下流）	販売した製品の輸送時の排出	11,717	6,781※2	105,503※2
10 販売した製品の加工	販売した原木の合板への加工時および販売した製材品のプレカット加工時の排出	51,733	50,410	51,561
11 販売した製品の使用	販売した戸建住宅の居住時の排出	2,015,591	2,054,110	6,351,974
12 販売した製品の廃棄	販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出	48,435	42,279	47,318

カテゴリ	当社算定対象	2015年度	2016年度	2017年度
13 リース資産（下流）	（リース先は住友林業グループ内のみであり、当グループのスコープ1および2に計上）	-	-	-
14 フランチャイズ	（対象外）	-	-	-
15 投資	投資先の排出（当社持株比率分）	94,671	91,279	89,985

※1 2016年度までは国内、2017年度からはグループ全体を算出しています。一部は、環境省が公表するデータベースなどを利用した数値です。今後、可能なものは実測するなど、より精度を高めていきます

※2 2016年度より、国内推定輸送距離を以下のように変更しました。
市内：50kmを20kmへ見直し、県内：100kmは変更なし、県間：500kmを300kmへ見直し。また、2017年度より海外推定輸送距離を以下のように設定しました。短距離：20㎞、中距離：500km、長距離：1,000km

※3 2015年度までは鉄道・バスの通勤を算出、2016年度より自動車通勤分を追加しました

2017年度企業活動に伴う温室効果ガスの総排出量

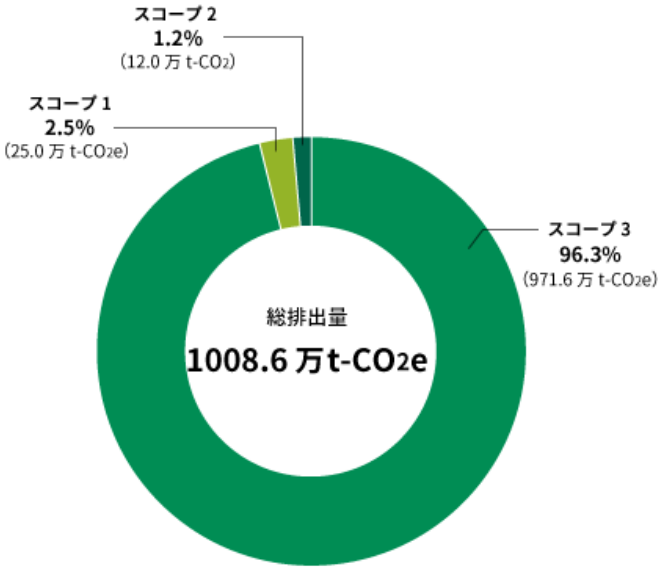

スコープ1・2・3の排出量推移

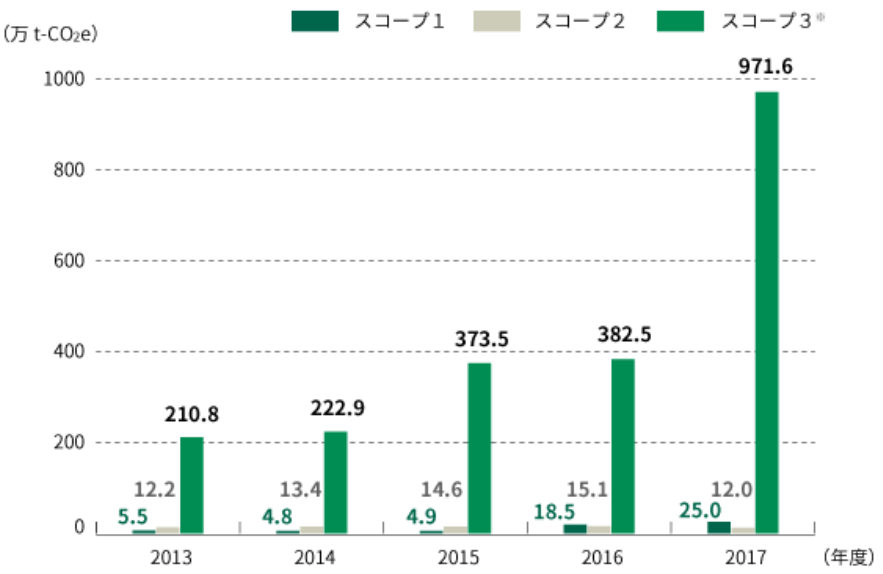

※ 2015年度より、スコープ3の算定範囲を従来の3カテゴリから15カテゴリに拡大しています。

※ 2017年度より、スコープ3の算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループ全体に拡大しています。

- CO_2排出量集計の範囲と方法について
- （第三者保証マーク）について

廃棄物・汚染への対応

廃棄物削減とリサイクルの推進

住友林業グループは、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2017年度は住友林業グループ全体の排出量は昨年度より8.0%の削減となりました。今後も資源の有効活用に努めます。

過去5年廃棄物発生量及びリサイクル率推移

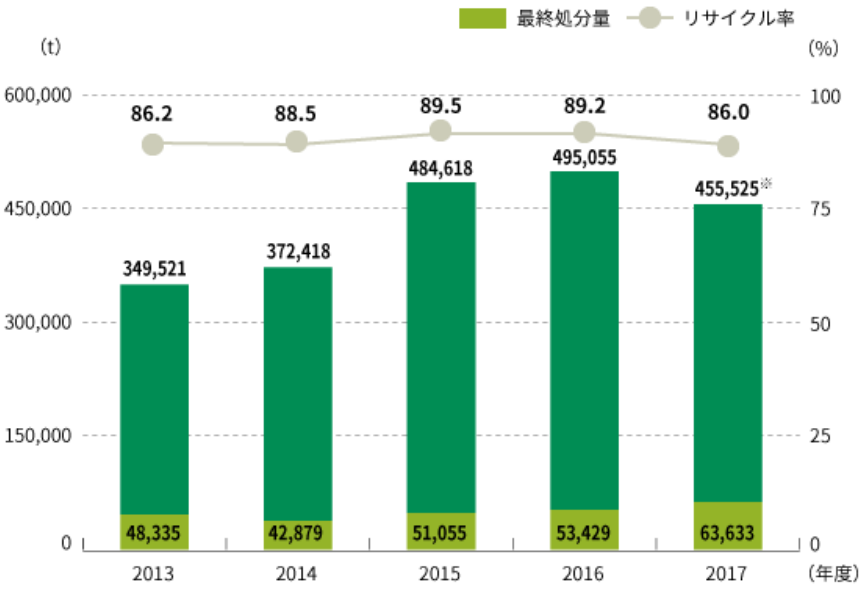

※ 2017年3月にアルパイン・MDF・インダストリーズ（Alpine）社を売却したため、同社の数値を除きました

国内事業におけるゼロエミッション達成のための取り組み

住友林業グループは、2014年度を目標年度とした環境経営中期計画では、ゼロエミッションについて、「国内製造工場ならびに新築現場から発生する全ての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない（リサイクル率98%以上）」ことと定義してきました。

この定義に従い、国内製造工場（住友林業クレスト株式会社とスミリン農産工業株式会社 現：住友林業緑化株式会社 農産事業部）では2009年度にゼロエミッションを達成しました。住宅の外構緑化を含む新築現場では、2012年度に、首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。

2015年度からは、2020年度を目標年度とした「住友林業グループCSR中期計画」に則り、引き続き新築現場におけるゼロエミッションの達成を目指すとともに、リフォーム現場や住宅関連資材の販売など新築現場以外のリサイクル率向上を目指しています。リサイクルのためには、徹底した素材ごとの分別が必要です。全ての現場で正しい処理方法を認識し、徹底していくことで、全体のリサイクル率向上を図り、新築現場では2020年度のリサイクル率98%達成を目指します。

今後も、新築現場および新築現場以外において、廃棄物の発生内容やリサイクル状況を分析し、環境に配慮した商品の開発や合理的な設計手法、生産現場での分別徹底などにより、ゼロエミッションの達成を目指します。

新築現場でのリサイクル率向上への取り組み

住友林業の新築現場では、発生する産業廃棄物のリサイクルへの取り組みとして、現場での分別を徹底して実施しています。首都圏エリアにおいては2012年に、産業廃棄物処理の広域認定を環境省から取得、「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。また、その他のエリアにおいても資材運搬の帰り便を利用した廃棄物の回収などに取り組んでいます。

新築現場のリサイクル率（住宅・建築事業本部、緑化、木化推進部、ホームエンジニアリング）

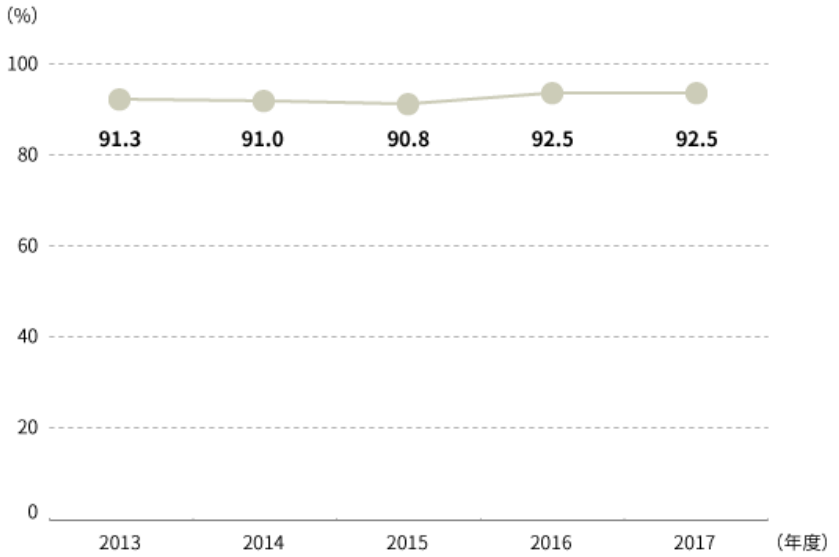

新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2017年度）

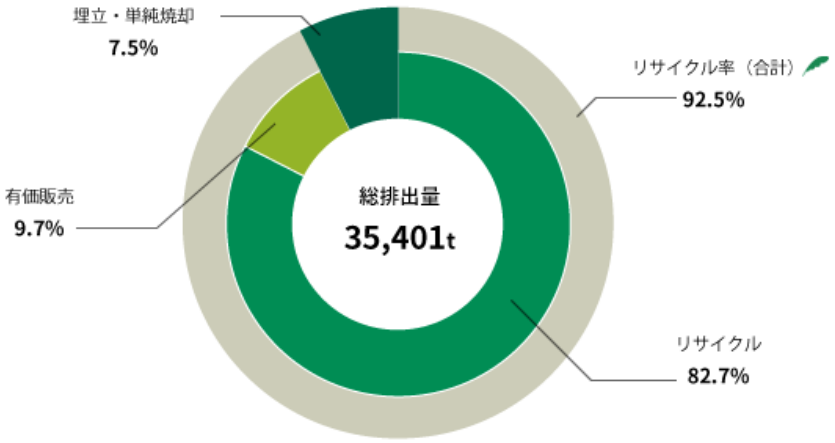

▸ （第三者保証マーク）について

新築戸建住宅の廃棄物等排出量の内訳（2017年度）

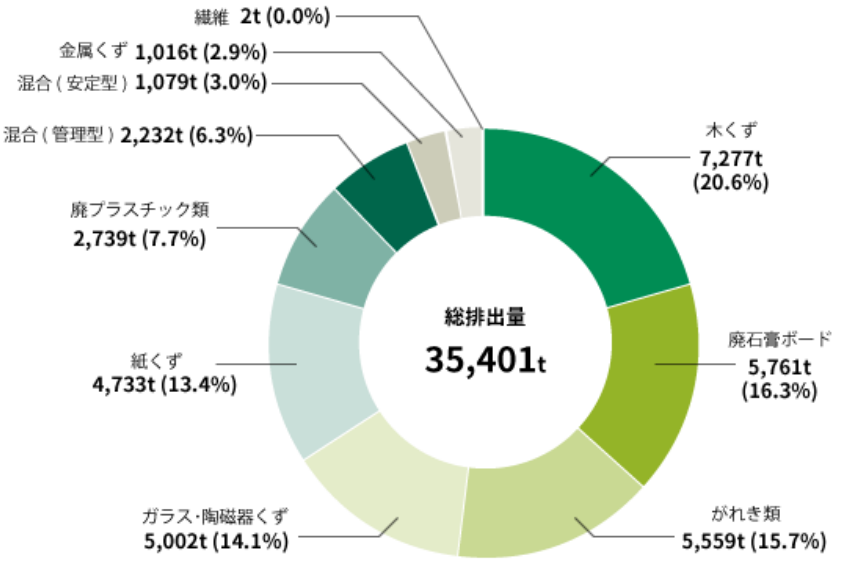

新築現場・国内建材製造工場以外での取り組み

リフォーム現場や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても、無駄な廃棄物の発生をなくすため、部署ごとに取り組みを実施しています。リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することなどにより、発生量の削減に取り組んでいます。2017年度のリサイクル率は76.2%でした。

新築現場・国内建材製造工場以外からの廃棄物等排出量の内訳（2017年度）

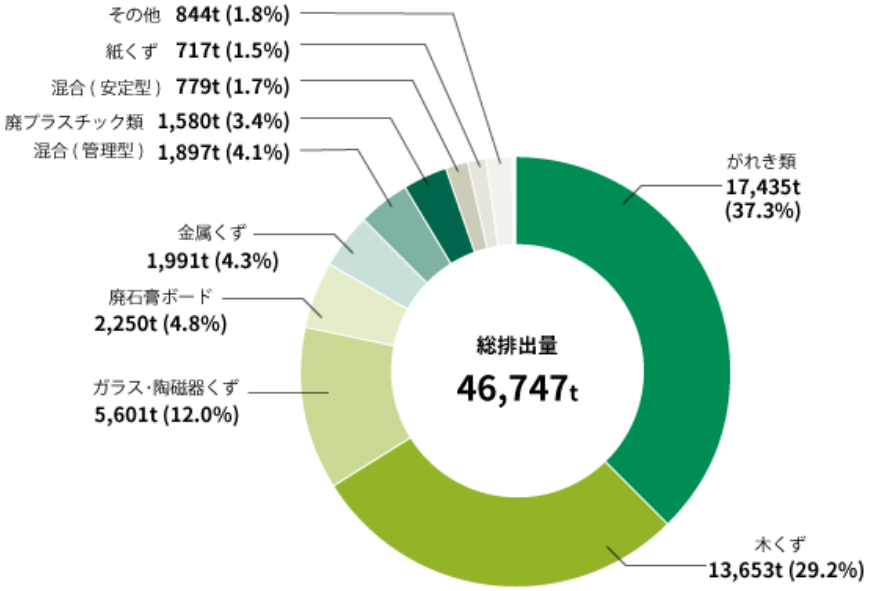

リフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクル

住友林業ホームテック株式会社は、2014年度より自社のリフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクルを開始しました。マテリアルリサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、住友林業クレスト株式会社の工場で壁面・玄関収納などに加工されます。これらの内装材は、リフォーム現場で利用されています。

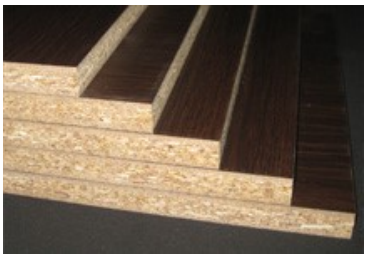

住友林業ホームテックのリフォーム現場で発生した木くずを利用したパーティクルボード

国内建材製造工場での取り組み

住友林業クレスト株式会社では、各工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2017年度も全工場でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

国内建材製造工場でのリサイクル率

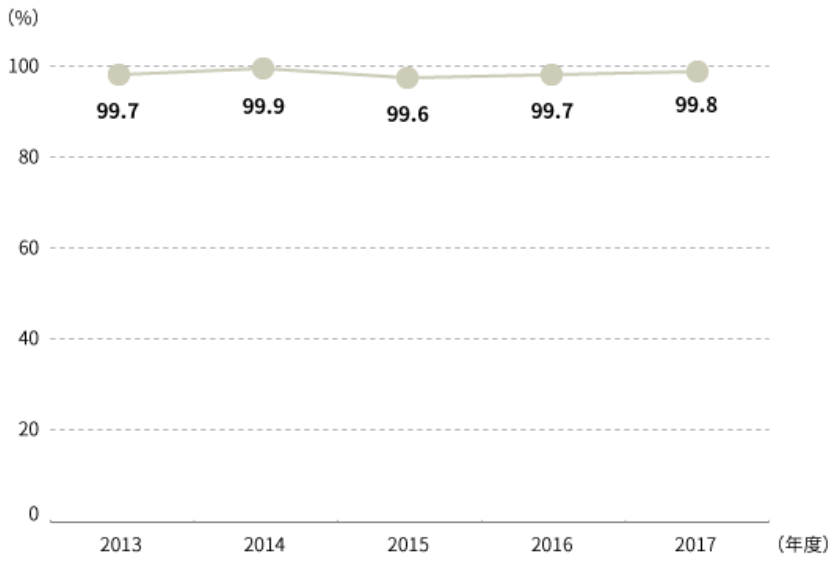

国内建材製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2017年度）

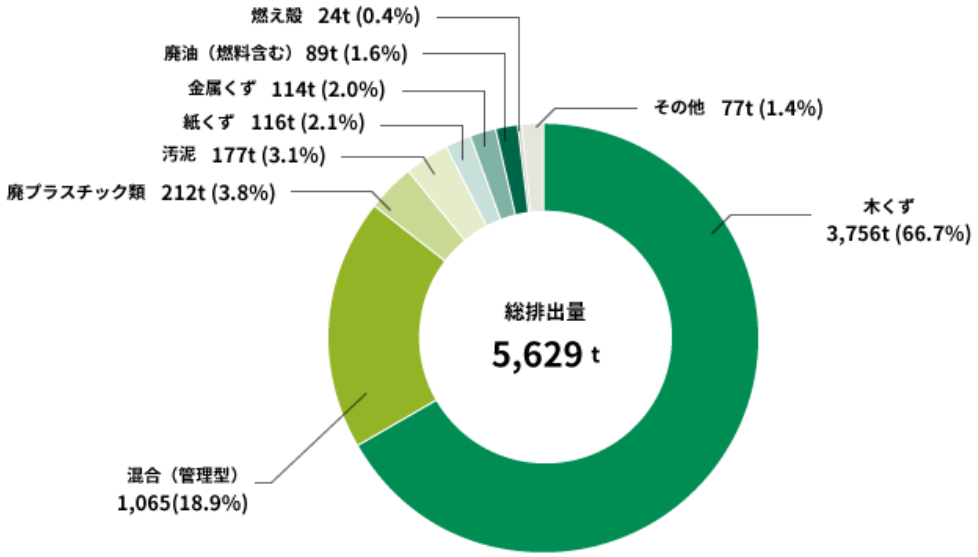

海外製造工場のゼロエミッションに向けた取り組み

海外主要製造会社5社※では、各国の法令を遵守するとともに、住友林業グループのゼロエミッションの定義に準じて取り組みを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシアでは合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2017年度は、総排出量は199,308tとなり、昨年度（246,210t）と比較すると19%削減でした。

今後もゼロエミッション達成を目指しています。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

海外製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2017年度）

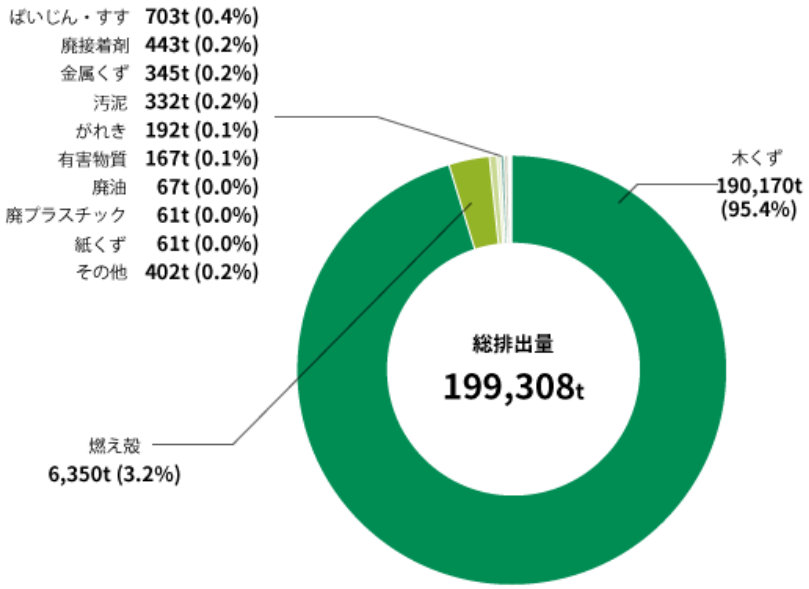

解体系廃棄物の適正処理

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2017年度は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去徹底などにより、リサイクル率100%を達成しました。今後はリサイクル率のさらなる向上を目指して、瓦、ガラス、陶磁器類、石膏ボード、その他混合物のリサイクルルートの開拓などを行いながら適正処理に努めます。

解体廃棄物の排出量と内訳（2017年度）

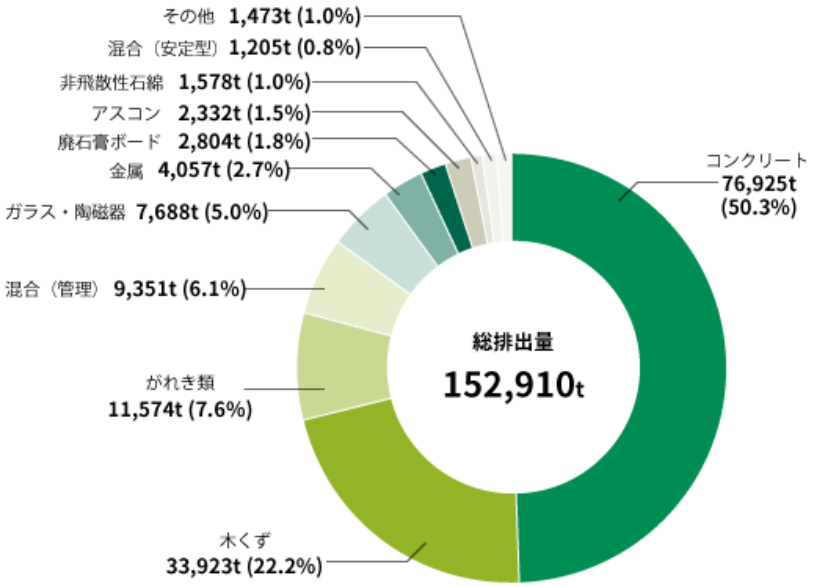

新築施工店および解体業者への教育

解体業者は産業廃棄物について、着工前から解体完了まで、マニュアルに沿って施工記録を住宅・建築事業本部に報告しています。住宅・建築事業本部ではその報告書の厳密なチェックを行い、不備があれば重点管理支店として月次で開催の施工店会議の場で新築施工店などを交えて産廃教育と確認テストの実施を行い、力量の確認を行っています。

チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

2017年度の木材チップ取り扱いについては、原料用途（製材工場由来）は製紙原料の需給バランスが崩れ前年度減の結果となりました。一方、燃料用途（解体系由来）は、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）発電用燃料の新規仕入先の開拓や既存仕入先でのシェアアップに積極的に取り組み、取扱量は前年度を上回りました。

2018年度は、製紙やパーティクルボード向けの原料用途については2017年度の取扱量を維持するとともに、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取扱量のさらなる拡大を目指します。

木材チップ取扱量

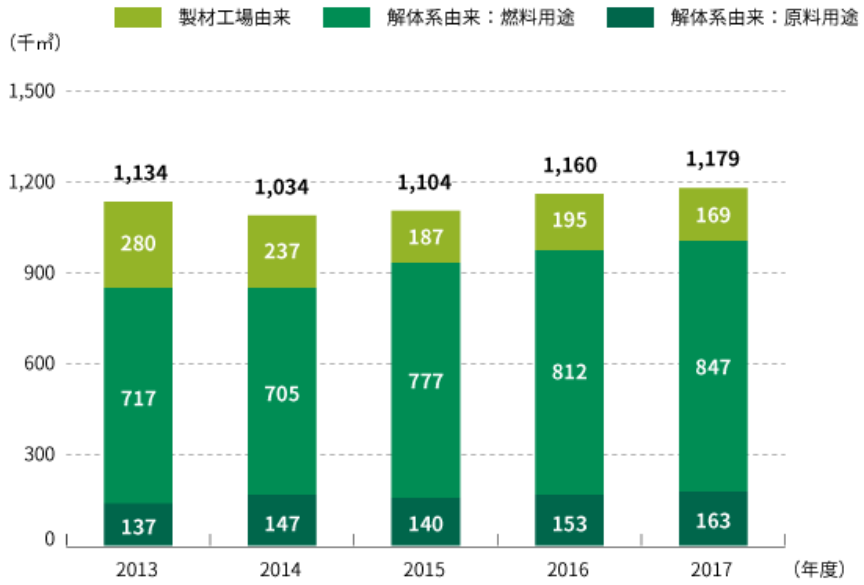

▸ （第三者保証マーク）について

浄水場で発生する使用済み活性炭の有効利用

東京都水道局では、オゾン処理と生物活性炭処理を併用する「高度浄水処理」を採用しており、有機物低減や消臭の過程で活性炭を使用しています。

スミリン農産工業株式会社（現：住友林業緑化株式会社 農産事業部）は、その使用済み活性炭を有効利用して開発した農園芸用の培養土や緑化用の土壌改良資材を販売しています。それらは、植物への生育促進効果があることが東京都との共同研究を通じて明らかになっており、この研究成果について東京都と共同で特許を出願しています。

2017年度における使用済み活性炭の利用量は、前年度比33.2%増の2,500m³となりました。2018年度は、使用済み活性炭を利用する製品の「たね培土」や「軽易土」が好調と予想しており、2017年度比58.5%増の3,962m³の見込みです。

使用済み活性炭とそれを使った農園芸用商品

有害化学物質の管理と適正処理

化学物質の管理

国内工場の化学物質管理

住友林業グループでは、国内は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に従って、対象となる住友林業クレスト株式会社の3工場（鹿島工場・新居浜工場・伊万里工場）それぞれについて、有害化学物質を管理しています。

国内工場の化学物質管理表（2017年度）

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換
					大気※VOC規制対象	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
住友林業クレスト	鹿島工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	12,235	8,200	0	0	0	0	4,000	1
		448	メチレンビス（4,1-フェニレン）＝ジイソシアネート	1,316	0	0	0	0	0	65	0
	小計			13,552	8,200	0	0	0	0	4,065	1
	新居浜工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	4,810	3,300	0	0	0	0	1,500	0.6
	小計			4,810	3,300	0	0	0	0	1,500	0.6
	伊万里工場	4	アクリル酸及び水溶性塩	13,378	0	0	0	0	0	0	13,378
		7	アクリル酸ノルマル-ブチル	10,711	0	0	0	0	0	30	10,681
		84	グリオキサール	3,454	0	0	0	0	0	6.9	3,447

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換
					大気 ※VOC規制対象	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
		134	酢酸ビニル	2,295,359	2,400	100	0	0	0	39	2,292,812
		349	フェノール	80,280	0	0	0	0	0	26	80,254
		395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	3,835	0	0	0	0	0	9.4	3,826
		407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までの及び混合物に限る）	2,477	0	12	0	0	0	7.0	2,458
		411	ホルムアルデヒド	179,463	55	0	0	0	0	390	179,014
		415	メタクリル酸	1,180	0	0	0	0	0	0	1,180
		448	メチレンビス（4,1ーフェニレン）＝ジイソシアネート	12,156	0	0	0	0	0	59	12,097
	小計			2,602,293	2,455	112	0	0	0	567	2,599,147
合計				2,420,655	13,955	112	0	0	0	6,132	2,599,149

▸ （第三者保証マーク）について

海外工場の化学物質管理

海外の工場においては、各国の化学物質管理規制に従って、下表の通り、接着剤や塗料などに含まれる化学物質を管理しています。

海外工場の化学物質管理表（2017年度）

対象会社	国	化学物質の名称等	取扱量（t/年）	排出量（kg/年）		移動量（kg/年）
				大気 ※VOC規制対象	水域その他	製品への転換
KTI	インドネシア	MA、UA他接着剤等	21,244	-	-	11,413
ASTI	インドネシア	スチレン、キシレン、溶剤	23	-	-	6
RPI	インドネシア	イソシアネート、ホルムアルデヒド	612	-	-	313
NPIL	ニュージーランド	ホルムアルデヒド	382	-	-	382
VECO	ベトナム	イソシアネート、ホルムアルデヒド他	520	0	2.9	224
CCC	アメリカ合衆国	MEK、アルコール類他	82	71	-	11
合計			22,863	71	2.9	12,349

大気汚染物質の管理

国内工場の大気汚染物質管理

大気については「大気汚染防止法」および地域条例に則り、対象となる住友林業クレスト株式会社の各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、スミリン農産工業株式会社（現：住友林業緑化株式会社 農産事業部）の新城工場、紋別バイオマス発電株式会社それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばいじんの大気中への排出濃度検査を定期的に実施しています。

国内工場の大気汚染物質管理表（2017年度）

対象会社	対象部署	測定物質	排出量 (kg/年)	(基準値)		測定濃度	大気への排出量 (mg-TEQ)
				単位			
住友林業クレスト	鹿島工場	ダイオキシン	-	ng-TEQ/m³	5	2.3	51
	静岡工場	ダイオキシン	-	ng-TEQ/m³	5	0.69	2.3

対象会社	対象部署	測定物質	排出量 (kg/年)	(基準値)		測定濃度	乾きガス流量 (Nm³/h)
				単位			
住友林業クレスト	新居浜工場（木屑ボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	3.7	ppm	-	0.5	2,391
		NOx（窒素酸化物）	403.9	ppm	350	85	2,391
		ばいじん	578.2	g/Nm³	0.3	0.16	2,391
	新居浜工場（重油ボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	449.4	ppm	-	0.5	652
		NOx（窒素酸化物）	74.8	ppm	180	60	652
		ばいじん	6.7	g/Nm³	0.3	0.01	652
	伊万里工場	SOx（硫黄酸化物）	1,829	-	-	-	-
スミリン農産工業（現：住友林業緑化株式会社農産事業部）	新城工場	SOx（硫黄酸化物）	576	ppm	-	< 1.2	13,100
		NOx（窒素酸化物）	37	ppm	200	26	13,100
		ばいじん	54	g/Nm³	0.2	< 0.005	13,100
紋別バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	182,881	ppm	373	10.0	189,000
		NOx（窒素酸化物）	262,090	ppm	250	89.2	189,000
		ばいじん	3,078	g/Nm³	0.1	0.0039	189,000
八戸バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	1,220	ppm	32.3	0.34	71,790

対象会社	対象部署	測定物質	排出量 (kg/年)	(基準値)		測定濃度	乾きガス 流量 (Nm³/h)
				単位			
		NOx（窒素酸化物）	5,482	ppm	250	30.0	71,790
		ばいじん	0.0	g/Nm³	0.3	0.0	71,790

海外工場の大気汚染物質管理

海外の工場においては、各国および地域の規制に従って、インドネシアとベトナムではNOx、SOx、ばい塵の排出濃度測定を、アメリカ合衆国では、VOCの排出量の測定を実施しています。

海外工場の大気汚染物質管理表（2017年度）

対象会社	国	測定物質	(基準値)		測定濃度	乾きガス 流量 (Nm³/h)
			単位			
KTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	22,600	4,502.0	-
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	262	31.0	-
		NOx（窒素酸化物）	μg/Nm³	92.5	14.0	-
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	42	8.78	-
		NH_3（アンモニア）	μg/Nm³	1,360	117.0	-
		O_3（オゾン）	μg/Nm³	200	32.0	-
		ばいじん	mg/Nm³	0.26	0.07	-
RPI	インドネシア	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	800	検出限界以下	-
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm³	1,000	68	-
		ばいじん	mg/Nm³	350	323.4	-
ASTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	15,000	2,289.0	-
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	632	8.3	-
		NOx（窒素酸化物）	μg/Nm³	316	20.3	-
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	0.02	検出限界以下	-
		NH_3（アンモニア）	ppm	2.0	0.069	-
		TSP (Debu Total) 総浮遊粒子状物質	μg/Nm³	230	148	

対象会社	国	測定物質	(基準値)		測定濃度	乾きガス流量 (Nm³/h)
			単位			
VECO	ベトナム	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	500	3.94	-
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm³	850	47.5	-
		ばいじん	mg/Nm³	200	68.81	-
CCC	アメリカ合衆国	VOC（揮発性有機化合物）	lbs	200,000	181,152	

水質汚染物質の管理

国内の水質汚染物質管理

水質については「水質汚濁防止法」に則り、対象となる筑波研究所および住友林業クレスト株式会社全工場(鹿島工場・静岡工場・新居浜工場・伊万里工場)、紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所それぞれについて、定期的に排水の水質濃度検査を実施しています。

国内工場の水質物質管理表（2017年度）

対象会社	対象部署	検査項目	(基準値)		測定濃度
			単位		
住友林業	筑波研究所	pH	-	5～9	7.9
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	＜ 600	10.0
		SS（浮遊物質量）	mg/L	＜ 600	6.0
		ノルマルヘキサン抽出物含有量／鉱油類	mg/L	≦ 5	＜ 1
		ノルマルヘキサン抽出物含有量／動植物油脂	mg/L	≦ 30	＜ 1
		沃素消費量	mg/L	≦ 220	＜ 5
		フェノール類	mg/L	≦ 5	＜ 0.025
		銅含有量	mg/L	≦ 3	＜ 0.025
		亜鉛含有量	mg/L	≦ 2	0.03
		溶解性鉄含有量	mg/L	≦ 10	0.025
		溶解性マンガン含有量	mg/L	≦ 10	＜ 0.02

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
		シアン化合物	mg/L	≦ 1	＜ 0.1
		ベンゼン	mg/L	≦ 0.1	＜ 0.001
		ホウ素およびその化合物	mg/L	≦ 10	0.04
		フッ素およびその化合物	mg/L	≦ 8	＜ 0.17
住友林業クレスト	鹿島工場	pH	-	5.8～8.6	8.9
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	1.4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	10.0	4.1
		SS（浮遊物質量）	mg/L	10.0	1.0
	静岡工場	pH	-	5.8～8.6	7.6
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	≦ 160	28.0
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		SS（浮遊物質量）	mg/L	≦ 200	1.0
	新居浜工場	pH	-	5.8～8.6	8.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	160	2.0
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200.0	7.0
	伊万里工場	pH	-	5.8～8.6	7.9
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	70	30.2
		SS（浮遊物質量）	mg/L	70	5.6
紋別バイオマス発電所		pH	-	5～9	7.6
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	5日間に 1,000mg/L 未満	6
		SS（浮遊物質量）	mg/L	1,000	2
八戸バイオマス発電所		pH	-	5.8～8.6	7.6

海外の水質汚染物質管理

海外の工場においては、各国の排水水質規制に従って、水質汚染物質の濃度検査を実施しています。

海外工場の水質物質管理表（2017年度）

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
KTI	インドネシア	pH	-	6～9	7.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75.0	4.0
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125.0	20.0
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50.0	2.0
		NH3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4.0	0.08
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	0.001
RPI	インドネシア	pH	-	6～9	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	2.9
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	31.9
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50	13
		NH_3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	0.2
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	0.003
ASTI	インドネシア	pH	-	6～9	7.9
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	50.0	10.0
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	100.0	19.8
		溶解性鉄含有量	mg/L	5	0.2741
		溶解性マンガン含有量	mg/L	2	0.0362
		銅含有量	mg/L	2	0.028
		亜鉛含有量	mg/L	5	0.0589
		六価クロム化合物	mg/L	0.1	0.0001
		クロム化合物	mg/L	0.5	0.0122
		カドミウム化合物	mg/L	0.05	0.0064
		鉛化合物	mg/L	0.1	< 0.030
		硫化水素化合物	mg/L	0.05	0.0072

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
		硝酸塩化合物	mg/L	20	0.1782
		亜硝酸塩化合物	mg/L	1	0.0029
VECO	ベトナム	pH	-	5～9	7.36
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	100	24.8
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	300	70.85
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	11.0
		窒素化合物	mg/L	40	8.74
		リン酸塩化合物	mg/L	6	0.84
NPIL	ニュージーランド	pH	-	6～9	適合
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	2,350	適合
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	6,400	適合
		SS（浮遊物質量）	mg/L	650	適合

アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。

一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

使用済みの高圧コンデンサなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に則り適切に管理し、処理を進めています。

住友林業クレストでは、2017年度は、工場閉鎖に伴う設備の撤去などにより、2016年度に引き続き44,190kgのPCBを処理しました。2017年度末現在、513台を保管しています。河之北開発では、2017年度に全てのPCB処理を完了しました。筑波研究所においても現在使用中の設備が4台あり、計517台が管理中となっています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理状況※1

対象会社	対象施設	2015年度 処理量（kg）※1	2016年度 処理量（kg）※1	2017年度 処理量（kg）※1
住友林業クレスト	伊万里工場	1,637	1,385	0
	（旧）名古屋工場※2	1,720	0	44,190
	（旧）九州工場※2	3,695	8,570	0
河之北開発		0	0	350
小計		7,052	9,955	44,540

※1 上記処理量（kg）は、処分届の数量で、保管容器込みの重量を記載しています

※2 （旧）名古屋工場、（旧）九州工場は、2015年6月末に閉鎖しました

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の管理状況※1

対象会社	対象施設	2017年度以降 処理予定（台数）	管理状況
住友林業クレスト	伊万里工場	4台	コンデンサー使用中
	（旧）名古屋工場※2	513台	安定器保管中
ASTI	ASTI工場	1,334kg	電子基盤

※1 上記記載の機器は、現在使用中もしくは保管中の機器であり、処理検討中のものです

※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖しました

フロン排出量の管理

筑波研究所などの試験設備や関係会社の空調・保冷庫などの冷媒として使用されているフロン類ガスについては、2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」に則り、下表のようにフロン排出量を定期検査時のフロン充填量で管理しています。

フロン排出量管理状況

対象会社	対象施設	2017年度 フロン充填量（kg）	換算量 （$kgCO_2$）
住友林業	筑波研究所（試験設備等）	5.0	9.05
住友林業クレスト	デイフォレスト東山田	2.2	4.60
合計		7.2	13.65

※ フロン排出量は、定期点検時のフロン充填量（kg）で管理している

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000カ所～2,000カ所が閉鎖される見込みです。

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、JXTGエネルギー株式会社（当時：JX日鉱日石エネルギー株式会社）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。これまで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち3件で浄化が完了しました。

なお、2013年「環境対策に係る模範的取組表彰（大臣表彰）」を受賞するとともに、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められたほか、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。

ガソリンスタンド跡地に施工されたシバ

生物多様性の保全

生物多様性保全に関する方針と目標

生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に「環境方針※」を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

2015年7月には、「環境理念※」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合しました。これにより、生物多様性への取り組みも「住友林業グループ環境方針」で統一された方針のもと、運用しています。

※ 住友林業グループでは1994年に「環境理念」を、2000年に「環境方針」を策定しました

▸ 住友林業グループ環境方針

生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、今後の取り組みの指針としています。

住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

グループ共通目標

1. （森林の持続可能性の追求）
   木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。
   - 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。
   - 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
   - 木材の有効利用と循環利用を進めます。

2. （森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）
   健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

個別目標

3. （森林）
   生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。
   - 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
   - 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
   - 国内社有林は森林認証100%を維持します。
   - 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。
   - 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。
4. （商品）
   森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。
5. （建設）
   自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。
6. （設計）
   建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。
7. （緑化）
   周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。
8. （工場）
   汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。
9. （広報）
   お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。
10. （研究）
    生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。
11. （社会貢献）
    歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

生物多様性保全への社内体制

住友林業グループにおける生物多様性保全に向けた取り組みは、環境マネジメント体制に則り、住友林業の代表取締役社長を責任者に、CSR推進担当執行役員およびCSR推進室長が、住友林業グループ各社の活動を統括しています。

保護地域などに関するコミットメント

住友林業は、木材資源を生産、確保するため、国内外で多くの山林を所有・管理しています。これらの山林は、世界遺産エリアに指定された地域はありません。また、世界自然遺産に指定されたエリアでの施業は今後も行いません。国土が狭い日本の国立公園は、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。住友林業の社有林も、一部、国立公園に含まれるエリアがありますが、その他の保安林等に指定されている地域とともに、法令を遵守した施業を行っています。

住友林業グループでは、国内に47,977ヘクタールの社有林を、海外に約23万ヘクタールの森林を管理しています。これらの管理山林を「環境林」「経済林」などに区分し、国内外とも、「環境林」「保護林」においては原則的に施業を行わない自然保護エリアとしています。特に、インドネシアの関係会社ワナ・スブル・レスタリ（以下、WSL）の事業地では、世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）」を指定しています。これらの保全エリアは事業地の20%を超え 、生物多様性条約の愛知目標が目指す陸域の17%を保護地域とする目標よりも大きな割合となっています。

ステークホルダーによる取り組みの評価

WSLでは、HCVFを指定する過程でIFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。この調査結果に基づき、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）との意見交換を行いました。今後も、必要に応じてこうした意見交換会を開催する予定です。

また、都市の緑化事業においては、発注いただいたお客様に「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に働きかけ、第三者による評価をいただいています。

関連イニシアチブの支持や団体との協働

住友林業は、生物多様性保全に積極的に取り組む団体等に多数参加しています。一般社団法人日本経済団体連合会加盟企業から構成される「経団連自然保護協議会」では、住友林業の社長が副会長を務めるほか、事務局員として社員を出向させ、さらに運営を担う企画部会に委員を派遣しています。また、生物多様性への取り組みに熱心な企業が参加する「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」にも参加し、複数の分科会で企業の生物多様性への取り組みのあり方を共同研究しています。

愛知目標を達成するための国内プロジェクト「にじゅうまるプロジェクト」には、「住友林業グループ生物多様性長期目標」「生物多様性に配慮した住友林業社有林施業」「住友林業富士山『まなびの森』プロジェクト」の3つのプロジェクトを2016年6月に登録しています。この3つのプロジェクトは、多様な主体との連携を図っていること、取り組み自体が企業の特徴を活かした影響力が大きい内容であること、愛知目標との関係性を整理しており関連業界への波及効果が期待できることなどが評価されて、2017年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業（第10弾）として一括して認定されました。

さらに、住友林業緑化株式会社では、環境緑化事業で手がけた物件について、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に行っています。なお、この公益財団法人都市緑化機構の会長を住友林業の会長が務めています。

- 住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業に認定
- 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。これらの方針のもと、樹木の生長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査にも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員および請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。現在の最新版ブックを用いながら、生物多様性を重視した施業を引き続き進めていくと共に、随時ブックの更新を行っていきます。

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。

住友林業レッドデータブック

鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしています。生物多様性に関連する基礎資料作成、および森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、兵庫・三重など（本州）の4地域を毎年1地域ずつ4年サイクルで調査し、各地域のデータを蓄積しています。

これまでの9回にわたるモニタリング調査によって、皆伐施業地が徐々に森林に遷移する段階で、様々な生息環境が発生し、哺乳類や鳥類の成育数にも変化を生じさせ、生物の多様性を維持していることが判明しました。

また、皆伐施業地は一時的に生息種数を減少させることがある一方で、クマタカ等のアンブレラ種の営巣適地と狩場適地をモザイク状に分布させることに寄与し、上記種等の成育に良好な環境が実現されていることが確認できました。

今後も社有林が有する環境保全、生物多様性の維持などの機能を適切に維持できるような施業方法とモニタリング手法の開発に努めます。

これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

	管理面積(ha)		確認された鳥獣類（単位：種）								
			2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
四国社有林	14,783	哺乳類	14				11				10
		鳥類	31				34				24
九州社有林	9,182	哺乳類		11				12			
		鳥類		33				29			
北海道社有林	18,199	哺乳類			10				9		
		鳥類			38				40		
本州社有林 ※2013年 岡山、兵庫、三重取得 ※2015年 和歌山追加取得	5,813	哺乳類				12				（和）10 （兵）6	
		鳥類				25				（和）29 （兵）21	
合計	47,977										

※ 2015年は和歌山、兵庫の2地区にて実施

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンジカ

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンザル

海外植林地における生物多様性保全

世界第3位の熱帯林面積を有するインドネシアでは、違法伐採や森林火災などによって、毎年約70万ヘクタールの森林が減少しているといわれています。このインドネシアの西カリマンタンで大規模産業植林を行っている住友林業グループでは、生物多様性と経済性の調和を目指し、科学的な見地に基づく、適切な土地利用計画を策定しています。特に、事業地を保護ゾーンと植林ゾーンに分け、その間には緩衝帯を設定して在来樹種を植えるなど、保護ゾーンへの影響軽減を図っています。

希少価値の高い保護ゾーンは、水源涵養機能、希少動植物の生息地、遺伝資源保存機能といった様々な環境機能を有していることから、パトロールや定期的な調査活動を通して適切に管理しています。また、密猟によって個体数の減少が危惧されるテングザルは、川沿いを好んで生息していることがわかっており、従来、法令で定められた川岸から50～100mの保護エリアを、学術的知見に基づき最大500mまで拡大しています。さらに、テングザル本来の生息域であるマングローブ林と国指定の保全林をつなぐ回廊を設けることで、テングザルの生息地拡大に貢献しています。その他、専門家を招いて保護ゾーンにおける希少動植物の調査を定期的に実施し、その結果を今後の管理や保護に反映させていきます。

生態系の広がりと行政によって定められた事業地の境界は一致しないため、地域のNGOや近隣他社と協力をして、ランドスケープマネージメントという新しいアプローチによる生物多様性保全への取り組みを始めています。

水資源の有効利用

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

住友林業グループの主要事業は、木材建材流通事業、住宅事業などであり、水の使用量が多いビジネスモデルではありません。しかしながら、水を重要な資源とする事業も展開しており、そうした事業を中心に、水使用量を削減し、リスクアセスメントの実施や問題が発生した場合の対応策の検討を行う方針としています。

住友林業グループでは、国内外の製造会社に加え、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点で水の使用量や水源も把握しています。2017年度は、2016年度のグループ会社全体の水使用量を分析し、連結売上高の7.2%にあたる8社のグループ会社で水使用量の91.8%を占めていることがわかりました。そこで、この8社を水の重点管理会社と位置付け、まず、国内の5社で水使用に関するリスクアセスメントと水不足になった場合の具体的な対応策をまとめました。また、海外3社に関しても、水使用の実態把握を開始しました。

日本国内の当社グループ全体における2017年度の水使用量目標値は、1.19%削減でしたが、実績は0.1%削減に終わりました（新規事業の増加による影響を除く）。2018年度は、本格稼動から間もないバイオマス発電事業を除く日本国内グループ全体の目標値を、2.50%削減として取り組みます。なお、国内工場・発電事業部門他における2016年度、2017年度の増加要因の多くは、バイオマス発電所2ヶ所の新規稼動と新規事業の買収によるものです。

住友林業では、サプライチェーンにおける水使用量を把握するため、2015年度、住宅施工現場で協力会社が使用するの水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m²あたり約0.0887m³であることがわかりました。

住友林業グループ会社の水使用量推移※1

	国内オフィス部門他（単位：m³）			国内工場・発電事業部門他（単位：m³）			海外工場（単位：m³）	合計（単位：m³）
	2015年度	2016年度	2017年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	2017年度
上水道	170,117	80,052	72,622	17,612	114,028	1,258,275	460,026	1,790,923
地下水	3,438	0※2	0	124	0※2	9,688	174,966	184,654
工業用水	120,306	131,206	119,236	166,444	717,998	262,781	296,613	678,630
合計	293,861	211,258	191,858	184,180	832,026※3	1,530,744※3	931,605	2,654,207

※1 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※2 2015年度までは、水源を地下水とする水道局から購入した水などについて地下水で計上していた。2016年度から、一般的開示に基づき、水道局から購入した水などについては全て上水道に計上した

※3 集計区分の変更により、2016年度の工業用水の一部数値を2017年度の上水道に計上した

▸ （第三者保証マーク）について

住友林業クレストの取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレストの伊万里工場では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなど、水使用量削減のため主に3つの施策を推進しています。

排水のCOD測定

住友林業クレスト伊万里工場の節水施策

1. 設備洗浄水の一部を回収し、原材料水として再利用する。
2. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。
3. COD※自動測定装置による水質管理を実施し、必要最低限の希釈水で排水処理を行う。

※ 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標の一つ

関連イニシアチブへの参画

2017年度より、住友林業グループは、「CDPウォーター」の質問書に回答し、より詳しい水関連リスクへの取り組み内容等を公表しています。

環境関連データ

国内グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい国内製造会社および発電事業所について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

住友林業クレスト

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	28,923	25,417	26,528	15,372	96,241
原材料投入量（t）	10,494	32,123	5,520	7,765	55,902
水資源使用量（m³）					
上水	3,496	4,954	10,038	118	18,606
主な水源地	湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園）	地下水-大井川流域	-	貯水池	-
工業用水	0	0	0	201,990	201,990
主な水源地	-	-	地下水（新居浜市水道局）	河川-有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
二酸化炭素（CO_2）	1,375	976	1,717	873	4,941
メタン（CH_4）※	0.31	4.06	4.26	-	8.6
一酸化二窒素（N_2O）※	0.03	0.38	0.40	-	0.8
廃棄物排出量（t）	2,243	1,954	924	347	5,468
排水量（m³）					
下水道	2,346	0	10,038	0	12,384
海域	0	0	0	191,293	191,293
河川	0	4,954	0	0	4,954
湖沼	0	0	0	0	0
大気への排出量（kg）					
硫黄酸化物（SOx）	-	-	453	1,829	2,282
窒素酸化物（NOx）	-	-	479	-	479
ばいじん	-	-	585	-	585

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

スミリン農産工業（現：住友林業緑化株式会社 農産事業部）

項目（単位）	飛島工場	新城工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	2,312	5,932	8,244
原材料投入量（t）	14,393	5,858	20,251
水資源使用量（m³）			
上水	1,084	552	1,636
主な水源地	河川-木曽川流域（保護地域該当なし）	河川-豊川系統の県水	-
工業用水	0	0	0
主な水源地	-	井戸水	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）			
二酸化炭素（CO_2）	136	375	511
メタン（CH_4）※	-	-	-
一酸化二窒素（N_2O）※	-	-	-
廃棄物排出量（t）	24	15	39
排水量（m³）			
下水道	0	0	0
海域	0	0	0
河川	1,084	552	1,636
湖沼	0	0	0
大気への排出量（kg）			
硫黄酸化物（SOx）	-	576	576
窒素酸化物（NOx）	-	37	37
ばいじん	-	0	-

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

発電事業所

項目（単位）	紋別バイオマス発電	八戸バイオマス発電	オホーツクバイオエナジー	ジャパンバイオエナジー	みちのくバイオエナジー	小計
エネルギー投入量（GJ）	5,298,986	226,467	15,816	9,348	1,480	5,552097
原材料投入量（t）	4,152	17	126,582	55,902	8,127	194,780
水資源使用量（m³）						
上水	1,019,843	2,994	254	6,651	52	1,029,794
主な水源地	渚滑川水系	白山水系白山配水池	渚滑川水系	相模湖、相模川水系、宮ヶ瀬ダム	白山水系白山配水池	-
工業用水	0	60,791	0	0	0	60,791
主な水源地	-	馬渕川	-	-	-	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）						
二酸化炭素（CO_2）	105,147	1,140	1,055	203	123,385	107,644
メタン（CH_4）※	5,659	339	-	-	-	5,998
一酸化二窒素（N_2O）※	84,818	3,317	-	-	-	88,135
廃棄物排出量（t）	13,309	217	14	593	-	14,133
排水量（m³）						
下水道	410,003	-	202	-	-	410,205
海域	-	18,192	-	-	-	18,192
河川	-	-	-	-	-	-
湖沼	-	-	-	-	-	-
大気への排出量（kg）						
硫黄酸化物（SOx）	182,881	1,220	-	-	-	184,101
窒素酸化物（NOx）	262,090	5,482	-	-	-	267,572
ばいじん	3,078	-	-	-	-	3,078

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

国内全工場合計

項目（単位）	合計
エネルギー投入量（GJ）	5,656,582
原材料投入量（t）	270,932
水資源使用量（m^3）	
上水	1,050,036
主な水源地	上記表記通り
工業用水	262,781
主な水源地	上記表記通り
温室効果ガス排出量（t-CO_2）	
二酸化炭素（CO_2）	113,096
メタン（CH_4）※	6,006
一酸化二窒素（N_2O）※	88,136
廃棄物排出量（t）	24,864
排水量（m^3）	
下水道	422,589
海域	209,485
河川	6,590
湖沼	0
大気への排出量（kg）	
硫黄酸化物（SOx）	186,960
窒素酸化物（NOx）	268,087
ばいじん	3,717

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

海外製造会社（1/2）

項目（単位）	リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	アスト・インドネシア（ASTI）	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）
エネルギー投入量（GJ）	523,293	81,549	874,957
原材料投入量（t）	99,851	83,992	537,248
水資源使用量（m³）			
上水	-	582	-
工業用水	-	32,773	263,840
地下水	48,854	-	126,112
温室効果ガス排出量（t-CO_2）			
二酸化炭素（CO_2）	19,062	5,972	47,772
メタン（CH_4）※	467	-	374
一酸化二窒素（N_2O）※	44	-	35
廃棄物排出量（t）	22,526	4,302	32,769
排水量（m³）			
下水道	0	34,700	0
海域	0	0	8,140
河川	50,085	0	0

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外製造会社（2/2）

項目（単位）	ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	キャニオンクリーク（CCC）	合計
エネルギー投入量（GJ）	1,782,874	384,163	69,553	3,716,389
原材料投入量（t）	771,897	183,636	2,052	1,678,677
水資源使用量（m^3）				
上水	378,431	81,013	-	460,026
工業用水	-	-	-	296,613
地下水	-	-	-	174,966
温室効果ガス排出量（t-CO_2）				
二酸化炭素（CO_2）	13,287	16,075	3,407	105,576
メタン（CH_4）※	1,426	103	-	2,372
一酸化二窒素（N_2O）※	133	10	-	222
廃棄物排出量（t）	117,698	22,010	-	199,307
排水量（m^3）				
下水道	366,554	23,650	3,280	428,184
海域	0	0	0	8,140
河川	0	0	0	50,085

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

環境会計2017年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

※ 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含んでいます

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額（百万円）
事業エリア内コスト	地球環境保全コスト※1	持続可能な森林の育成	632
		環境ビジネス（海外コンサルティング、REDD+関連事業など）	144
		カーボンオフセットの実施	35
	資源循環コスト※2	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	6,386
		廃木材チップの流通事業運営	276
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	294
上・下流コスト※3		グリーン購入	38
管理活動コスト※4		環境管理活動の運営･推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など）	158
		環境負荷の監視	1
		環境情報の開示および運用（CSRレポート、環境関連広告、環境関連展示など）	20
研究開発コスト※5		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	700
社会活動コスト※6		「まなびの森」管理・運営	20
		「フォレスターハウス」管理・運営	7
		その他社会貢献活動	3
		経団連自然保護基金への寄付	2
合計			8,716

※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費、カーボンオフセット実施のための海外植林費用を算出

※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出

※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出

※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費および審査費用、環境関連広告、環境関連展示、CSRレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出

※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出

※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費および経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

▸ 経団連自然保護協議会

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算）	1,154千m³
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量	15千トン
上・下流コストに対する効果	グリーン購入率	69.5%
管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者	334名
研究開発コストに対する効果	「長興山しだれ桜」のクローン苗木「仙姫桜」栽培に成功 各地で大切に受け継がれてきた名木を保護・増殖することで街づくりや文化の継承に寄与	-
	生物多様性に配慮した「フォレストガーデン秦野」 戸建住宅団地で第一号のＡＢＩＮＣ(エイビンク)認証	-
	～造林作業の効率化を図るため～ 林業用アシストスーツ「TABITO-03」を試作、「2017国際ロボット展」に展示、2025年の実用化を目指して開発を進めています。	-
	苫小牧バイオマス発電所が営業開始 地元の未利用木材で約10,000世帯分の電力を供給	-
	八戸バイオマス発電株式会社が営業運転開始 地元の林地未利用材で約27,000世帯分の電力を供給	-
	路網設計支援ソフト『ＦＲＤ』発売 より良い道づくりの効率化を支援し、林業活性化に寄与	-
社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数	359名
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数	1,003名
	「フォレスターハウス」来場者数	2,515名
	住友林業グループCSRレポート2017 第21回環境コミュニケーション大賞で「生物多様性報告特別優秀賞」受賞	-
	木の素晴らしさを子供たちへ伝え、「丸の内キッズジャンボリー2017」に協賛・出展	-

会社概要

住友林業の概要

会社名	住友林業株式会社
本社所在地	〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館
資本金	32,672百万円（2018年3月31日現在）
設立	1948年（昭和23年）2月20日
創業	1691年（元禄4年）
従業員数	単体4,693名、連結18,195名（2018年3月31日現在）
営業種目	**■ 資源環境事業** 山林の経営、林業・環境関連の新規事業開発、バイオマス発電事業等環境エネルギー事業、海外における植林事業の管理、国内外の温室効果ガス排出削減に関するコンサルタント業務 **■ 木材建材事業** 木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等 **■ 海外事業** 海外における、木材・建材の製造・販売、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負等 **■ 住宅事業** 戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、CAD・敷地調査等 **■ 生活サービス事業** 有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等
社有林	47,977ヘクタール（2018年3月31日現在）

主要財務データ

連結売上高と営業・経常・当期純利益の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
売上高（億円）	9,730	9,973	10,405	11,134	12,220
営業利益（億円）	334（3.4%）	340（3.4%）	301（2.9%）	540（4.8%）	530（4.3%）
経常利益（億円）	336（3.4%）	364（3.7%）	305（2.9%）	578（5.2%）	579（4.7%）
当期純利益（億円）	225（2.3%）	186（1.9%）	97（0.9%）	345（3.1%）	301（2.5%）

※ %は対売上高比率です

セグメント別連結売上高・売上高比率（2017年度）

	木材建材事業	住宅事業	海外事業	その他事業
売上高（億円）	4,355	4,492	3,529	370
売上高比率（%）	34.2%	35.2%	27.7%	2.9%

※1 %は対売上高比率です

※2 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、各セグメントの売上高の合計は連結売上高（1兆2,220億円）とは一致しません

▸ 業績・財務情報

編集方針

編集方針

住友林業グループは、「CSRレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

2018年度は、従来の「CSR活動ハイライト」「CSR経営」「ガバナンス」「社会性報告」「環境報告」に加えて、「事業を通じた貢献」のパートを設け、事業活動の中でどのようにCSRを実践しているのかをより詳細に紹介しています。

また、ウェブサイト以外にCSR活動ハイライトを中心とした冊子を発行し、読者の皆様の関心事にあわせてご活用いただけるようにしています。

当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひご意見をお寄せください。

▸ CSRレポート アンケートページ

報告対象組織：
当社と連結子会社および一部持分法適用会社を報告対象としています。

※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社および一部持分法適用会社を含みます

▸ グループ会社一覧

発行時期：2018年7月 英語版：2018年9月

報告対象期間：
国内：2017年4月～2018年3月
海外：2017年1月～2017年12月

※ 報告の一部に、2018年4月以降の活動と将来の見通しを含む

参考ガイドライン：
「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）、「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）、「GRI Standards（2016）」（GRI）

報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。

また、CSRレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定および集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

社外からの評価／ガイドライン

社会的責任投資（SRI）指数

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境配慮や社会貢献度などを基準とした「社会的責任投資（Socially Responsible Investment）」への関心が高まっています。住友林業グループは、2017年7月時点で下記のSRI指数に組み入れられています。

DJSI（Dow Jones Sustainability Indices）

米国ダウジョーンズ社が1999年に開発した、企業の環境・サステナビリティ格付けの中で最も信頼される格付けの一つ。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業2,500社に対して、「経済」「環境」「社会」の3つの観点からアンケート調査が行われる。2018年9月にインダストリーリーダーおよび DJSI Asia Pacificの構成銘柄として選出された。

MEMBER OF
Dow Jones Sustainability Indices
In Collaboration with RobecoSAM

FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定

FTSE4Good

モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）

モーニングスター株式会社が国内上場企業の中から社会性に優れた企業と評価する150社を選定し、その株価を指数化した国内初の社会的責任投資株価指数。2008年より継続選定

MS-SRI

FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつで、FTSE社によるESG評価指数

FTSE Blossom Japan

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつ。米MSCI社による時価総額上位500銘柄を選出した「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数

MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつ。「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、およびウェブサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCIおよび関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではありません。MSCI指数はMSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称とロゴは、MSCIおよび関係会社の商標もしくはサービスマークです。

SNAMサステナブル運用

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（SNAM）によるESG評価。SOMPOリスクケアマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレックスの社会・ガバナンス調査を元に決定される。2013年度より継続選定

2017年度の主な評価・表彰実績

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2017年5月	環境省、環境人材育成コンソーシアム（EcoLeaD）	社員教育が評価される「環境 人づくり企業大賞2016」奨励賞を受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2017年7月	独立行政法人都市再生機構	東松島市東矢本駅北地区災害公営住宅（第7住宅）建設工事UR都市機構の優秀工事施工者として表彰 ▸ ニュースリリース	住友林業

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2017年8月	Texas Association of Builders	米国住宅Gehan（ギーエン）社 テキサス州で最優秀ビルダー賞を受賞「2017 Star Awards」大規模ビルダー部門 ▸ ニュースリリース	Gehan Homes, Ltd.社
2017年8月	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	「第11回キッズデザイン賞」で、子育て世帯へ向けた収納提案商品「ただいま収納シリーズ」がキッズデザイン賞を受賞しました	住友林業クレスト
2017年10月	CDP気候変動2017	CDP 2年連続最高評価CDP2017気候変動Aリストに選定 ▸ ニュースリリース	住友林業
2017年9月	oricon ME	オリコン日本顧客満足度調査 不動産仲介 売却 マンション2年連続 第1位を受賞	住友林業ホームサービス
2017年10月	公益財団法人日本デザイン振興会	木の魅力、安心・安全の住まいを実現する技術及び空間提案等3件がグッドデザイン賞」受賞	住友林業
2017年11月	中央職業能力開発協会	永年の技能振興事業に関わる功労が評価され中央職業能力開発協会より会長表彰を受賞	住友林業建築技術専門校
2017年11月	中央職業能力開発協会	第55回技能五輪全国大会の建築大工職種部門にて銅賞・敢闘賞を受賞 住友林業ホームエンジニアリング	住友林業建築技術専門校

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2018年2月	RobecoSAM Sustainability Award 2018 RobecoSAM	RobecoSAM（ロベコサム）社が持続可能性に優れた企業を認定住宅建設分野で3年連続ブロンズクラス ROBECOSAM Sustainability Award Bronze Class 2018 ▸ ニュースリリース	住友林業
2018年2月	第21回環境コミュニケーション大賞 環境省・一般財団法人 地球・人間環境フォーラム	住友林業グループCSRレポート2017 第21回環境コミュニケーション大賞で「生物多様性報告特別優秀賞」受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2018年2月	健康経営優良法人銘柄 2018 経済産業省・日本健康会議	「健康経営優良法人2018」に選定 2018 健康経営銘柄 Health and Productivity ▸ ニュースリリース	住友林業

GRIガイドライン対照表

本報告書はGRIスタンダードを参照しています。

▸ GRIスタンダード対照表

第三者保証報告書

▸ 第三者保証報告書

GRIスタンダード対照表

GRIスタンダード対照表

住友林業グループのCSRレポートは、GRIスタンダードを参照しています。

以下の対照表は、関連する情報を含めたCSRレポートの掲載・開示情報を記載しています。

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
組織のプロフィール			
102-1	a. 組織の名称		▸ 会社概要
102-2	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める		▸ 会社概要 ▸ 事業紹介 ▸ サービス一覧
102-3	a. 組織の本社の所在地		▸ 会社概要
102-4	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称		▸ グループ会社一覧
102-5	a. 組織の所有形態や法人格の形態		▸ 会社概要
102-6	a. 参入市場		▸ 会社概要 ▸ グループ会社一覧
102-7	a. 組織の規模		▸ 会社概要 ▸ 業績・財務情報
102-8	a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）	6.4 6.4.3	▸ 社会性関連データ
102-9	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める		▸ 事業の全体像と影響の範囲
102-10	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化		▸ 会社概要 ▸ 業績・財務情報

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-11	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	6.2	▸ リスクマネジメント ▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業） ▸ 調達における取り組み（流通事業） ▸ 調達における取り組み（製造事業） ▸ 調達における取り組み（エネルギー事業） ▸ 施工現場における安全衛生・環境 ▸ 労働安全衛生マネジメントシステム ▸ 有害化学物質の管理と適正処理
102-12	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	6.2	▸ 経営理念とCSR経営 ▸ SDGs達成に向けた取り組み ▸ 社会貢献活動の推進
102-13	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	6.2	▸ 社会貢献活動の推進
戦略			
102-14	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	6.2	▸ トップコミットメント
102-15	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	6.2	▸ トップコミットメント ▸ リスクマネジメント ▸ 環境リスクマネジメント ▸ IR関連資料
倫理と誠実性			
102-16	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	4.4	▸ 経営理念とCSR経営
102-17	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 ⅰ. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ⅱ. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度		▸ 知的財産管理 ▸ コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会		▸ コーポレートガバナンス ▸ 環境マネジメント体制

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
102-19	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス		▸ コーポレートガバナンス ▸ 環境マネジメント体制 ▸ 社員とのコミュニケーション
102-20	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ 環境マネジメント体制
102-21	a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ 株主還元とIR活動 ▸ 社員とのコミュニケーション
102-22	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成		▸ コーポレートガバナンス
102-23	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由		▸ コーポレートガバナンス
102-24	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準		▸ コーポレートガバナンス
102-25	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ コンプライアンス
102-26	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割		▸ コーポレートガバナンス ▸ 環境マネジメント体制
102-27	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策		▸ コーポレートガバナンス
102-28	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む		▸ コーポレートガバナンス

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
102-29	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-30	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割		▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-31	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-32	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職		▸ コーポレートガバナンス
102-33	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント ▸ コンプライアンス ▸ 株主還元とIR活動
102-34	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム		▸ コンプライアンス
102-35	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針 b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	6.2	▸ コーポレートガバナンス
102-36	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係		
102-37	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ 株主還元とIR活動
102-38	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率		

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
102-39	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率		
ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	6.2	▸ ステークホルダーエンゲージメント
102-41	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合		▸ 社会性関連データ
102-42	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	6.2	
102-43	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	6.2 6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	▸ ステークホルダーエンゲージメント
102-44	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念	6.2	▸ ステークホルダーエンゲージメント
報告実務			
102-45	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	6.2	▸ IR関連資料
102-46	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明		▸ CSR重要課題とCSR中期計画
102-47	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト		▸ CSR重要課題とCSR中期計画
102-48	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由		
102-49	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更		▸ 編集方針
102-50	a. 提供情報の報告期間		▸ 編集方針
102-51	a. 前回発行した報告書の日付		▸ 編集方針
102-52	a. 報告サイクル		▸ 編集方針
102-53	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口		▸ アンケート
102-54	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、報告書を作成したことを表す主張		▸ 編集方針
102-55	a. GRIの内容索引		本対照表
102-56	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 保証されていない事項、その根拠	7.5.3	▸ 第三者保証報告書

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
マネジメント手法			
103-1	a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲 c. 該当範囲に関する具体的な制約事項		▸ CSR重要課題とCSR中期計画 ▸ CSR重要課題1 ▸ CSR重要課題2 ▸ CSR重要課題3 ▸ CSR重要課題4 ▸ CSR重要課題5
103-2	a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 ⅰ. 方針 ⅱ. コミットメント ⅲ. 目標およびターゲット ⅳ. 責任 ⅴ. 経営資源 ⅵ. 苦情処理メカニズム ⅶ. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）		▸ トップコミットメント ▸ CSRに関わる各種方針・考え方 ▸ CSR重要課題とCSR中期計画 ▸ CSR重要課題1 ▸ CSR重要課題2 ▸ CSR重要課題3 ▸ CSR重要課題4 ▸ CSR重要課題5
103-3	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法		▸ CSR重要課題とCSR中期計画 ▸ CSR重要課題1 ▸ CSR重要課題2 ▸ CSR重要課題3 ▸ CSR重要課題4 ▸ CSR重要課題5

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
経済パフォーマンス			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.7 6.8.9	▸ 株主還元とIR活動 ▸ 会社概要 ▸ 有価証券報告書
201-2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5	▸ 環境リスクマネジメント ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
201-3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7	▸ IR関連資料
201-4	政府から受けた財務援助		

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
地域経済での存在感			
202-1	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 6.3.10 6.4.3 6.4.4 6.8.1 6.8.2	
202-2	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.7	▸ 公平な雇用・処遇 ▸ 社会性関連データ
間接的な経済的インパクト			
203-1	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 6.8.1 6.8.2 6.8.7 6.8.9	▸ 持続可能な森林経営 ▸ 社会貢献活動の推進 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
203-2	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	▸ リスクマネジメント ▸ 環境リスクマネジメント
調達慣行			
204-1	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	6.4.3 6.6.6 6.8.1 6.8.2 6.8.7	
腐敗防止			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▸ コンプライアンス
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.6	▸ コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▸ コンプライアンス

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
反競争的行為			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1 6.6.2 6.6.5 6.6.7	▸ コンプライアンス
原材料			
301-1	使用原材料の重量または体積	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷
301-2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進
301-3	再生利用された製品と梱包材の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進
エネルギー			
302-1	組織内のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
302-2	組織外のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
302-3	エネルギー原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
302-4	エネルギー消費の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▸ 持続可能な社会に貢献する住宅づくり ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
302-5	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▸ 持続可能な社会に貢献する住宅づくり
水			
303-1	水源別の総取水量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 水資源の有効利用 ▸ 環境関連データ
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 環境関連データ
303-3	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	6.5.1 6.5.2 6.5.4	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
生物多様性			
304-1	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-2	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 緑化による環境都市への貢献 ▸ 環境リスクマネジメント ▸ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-3	保護または復元されている生息地	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 緑化による環境都市への貢献 ▸ 国内における社会貢献活動事例 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-4	IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
大気への排出			
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 持続可能な社会に貢献する住宅づくり ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
305-6	オゾン層破壊物質（ODS)の排出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.5	▸ 環境リスクマネジメント
305-7	NOx、 SOx、およびその他の重大な大気排出	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 有害化学物質の管理と適正処理 ▸ 環境関連データ

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
排水および廃棄物			
306-1	水質および排出先ごとの総排水量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 事業活動に伴う環境負荷
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	6.5 6.5.3	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進
306-3	重大な漏出の総件数および漏出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 環境リスクマネジメント
306-4	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
306-5	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.6	
環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	6.5.1 6.5.2 4.6	▸ 環境リスクマネジメント
サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	
308-2	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業） ▸ 調達における取り組み（流通事業） ▸ 調達における取り組み（製造事業）
雇用			
401-1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.1 6.4.2 6.4.3	▸ 社会性関連データ
401-2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.1 6.4.2 6.4.4 6.8.7	
401-3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.1 6.4.2 6.4.4	▸ 社会性関連データ

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
労使関係			
402-1	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.5	
労働安全衛生			
403-1	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▸ 社員とのコミュニケーション ▸ 社会性関連データ
403-2	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8.8	▸ 労働安全衛生マネジメントシステム ▸ 社会性関連データ
403-3	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	▸ 労働安全衛生マネジメントシステム
403-4	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▸ 社員とのコミュニケーション
研修および教育			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▸ 人財育成 ▸ 社会性関連データ
404-2	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.1 6.4.2 6.4.7 6.8.5	▸ 人財育成
404-3	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▸ 人財育成
ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 6.3.7 6.3.10 6.4.1	▸ コーポレートガバナンス ▸ 社会性関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	6.3.7 6.3.10 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.4	

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
非差別			
406-1	差別事例の総件数と実施した是正措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	
結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.5 6.6.6	
児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6 6.8.4	▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業） ▸ 調達における取り組み（流通事業） ▸ 調達における取り組み（製造事業） ▸ 人権尊重の取り組み
強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.10 6.6.6	▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業） ▸ 調達における取り組み（流通事業） ▸ 調達における取り組み（製造事業） ▸ 人権尊重の取り組み
保安慣行			
410-1	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.5 6.6.6	

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
先住民の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 6.8.3	
人権アセスメント			
412-1	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5	▸ 人権尊重の取り組み
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.5	▸ 人権尊重の取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.5 6.6.6	
地域コミュニティ			
413-1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.8	▸ 国内森林資源の保全と活用 ▸ 海外植林の活用 ▸ 国内における社会貢献活動事例 ▸ 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 6.5.3 6.8	
サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
414-2	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業） ▸ 調達における取り組み（流通事業） ▸ 調達における取り組み（製造事業）
公共政策			
415-1	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1 6.6.2 6.6.4	
顧客の安全衛生			
416-1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	▸ 安全・品質管理（住宅・建築事業） ▸ 製品安全および品質管理（製造事業）
416-2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	
マーケティングとラベリング			
417-1	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	▸ 製品責任
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	
417-3	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3	

項目および開示事項		ISO26000 項目	記載場所
顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1 6.7.2 6.7.7	▸ 製品責任 ▸ 安全・品質管理（住宅・建築事業） ▸ 木化事業
社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.6	

独立した第三者保証報告書

2018年8月21日

住友林業株式会社
代表取締役 社長 市川 晃 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番5号
代表取締役 斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したCSRレポート2018(PDF版)(以下、「CSRレポート」という。)に記載されている2017年4月1日から2018年3月31日までを対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。CSRレポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてCSRレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- CSRレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定したNelson Pine Industries Limitedにおける現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、CSRレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以 上